



計画を定めて各省各庁の長に通知することといたしております。すなわち、大蔵大臣は、この計画に基いて各省各庁の長に対し、庁舎等の所管換、所属替その他必要な措置を求めることがであります。

第一に、大蔵大臣は、特定の庁舎等にかかる建築物を立体化して耐火構造の高層建築物とし、又は主として住宅敷地を提供するためその位置を移転し、これらに伴つて不用となる庁舎等を処分するとともに、このために必要とする建物等を取得する計画を定めることといたしております。なお、この計画を特定庁舎等特殊整備計画と呼んでおりますが、この計画により建築すべき建物等の位置、規模、構造等に関しては建設大臣が別に計画を定め、さきに申し述べました特殊整備計画とあわせて閣議の決定を求めるものといたしております。

第三に、庁舎等を立体化し又は位置を移転する計画の実施によつて不用となる庁舎等の処分收入は、当該計画による収入金は、これを同様に受け取ったままに、この資金を移転する経費に充てなければならぬことといたしておられます。なお、この資金の経理のために別途国有財産特殊整理資金特別会計案を提出いたします。

第四に、使用調整及び官庁建物の立体化の計画案を作成するについて民間有識者の意見を十分尊重し、かつ関係官庁間の協議を円滑に行うことが必要であると思われますので、大蔵大臣が定める前述の諸計画に関する重要事項について、大蔵大臣の諮問に応ずるため、各省各庁の職員及び学識経験者か

ら成る庁舎等調査審議会を大蔵省に設置することとし、所要の規定を設けております。

次に、国有財産特殊整理資金特別会計案につきまして申し上げます。政府におきましては、国の庁舎及びその敷地等の適正かつ効率的な使用を図るため、国の庁舎等の使用調整等に關する特別措置法案を本国会に提案し、同法の規定により特定の庁舎等の使用御審議を願つてゐるのであります。

が、この法律案が実施になりますと、毎年度末における資金の残額は、決算上の剩余として翌年度の歳入に繰り入れることとするとともに、毎年度の歳出をもつてその歳出として経理し、毎年度末に於ける資金の残額は、決算上の剩余として翌年度の歳入に繰り入れることとするとともに、毎年度の歳出をもつてその歳出として経理し、

この計画に

が実施されます場合に、この計画においては建設大臣が別に計画を定め、さきに申し述べました特殊整備計画とあわせて閣議の決定を求めるものといたしておられます。この計画は、資金の受け入れをもつてその歳入とし、資金の払い出しをもつてその歳出として経理し、この計画が実施されるとともに、この計画に従つて処分する特定庁舎等の処分により建設大臣が別に計画を定め、さきに申し述べました特殊整備計画とあわせて閣議の決定を求めるものといたしておられます。この計画は、資金の受け入れをもつてその歳入とし、資金の払い出しをもつてその歳出として経理し、この計画が実施されるとともに、この計画に従つて処分する特定庁舎等の処分により建設大臣が別に計画を定め、さきに申し述べました特殊整備計画とあわせて閣議の決定を求めるものといたしておられます。

第三に、その他この特別会計の設置及び運営等に関する必要な技術的事項を規定いたしております。

次に所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法

律案につきまして申し上げます。

政府は、今回スウェーデンとの間に、所得税及び法人税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための条約を締結し、その批准について承諾を求める

ため、別途条約について御審議を願つておられます。この条約に規定されているのであります。この条約に規定されている事項のうち、特に法律の規定を要するものについて承諾を求める

また建物等の購入代価及びこれらの物件の買取に伴う移転料その他の補償

の定めるところにより、一般会計の歳

入に繰り入れ、同会計の歳出として經

理することとしております。

第二に、この会計は、資金の受け入

れをもつてその歳入とし、資金の払い

出しをもつてその歳出として経理し、

毎年度末における資金の残額は、決算

上の剩余として翌年度の歳入に繰り入

れることがあります。なお、租税特別措

率を百分の十五に軽減することとして

いる 것입니다。なお、租税特別措

率を百分の十五に軽減することとして

第二に、この会計におきましては、この会計の設置の趣旨にかんがみまして、その歳入歳出及び資産、負債の整理並びに予算の配賦等を工事別の区分に従つて行うことといたしております。

第三に、この会計においては、土地改良工事に要する費用で国庫が負担するものを除いたもの並びに埋め立てまた干拓の工事によつて生じた用地の管理及び処分のため直接要する費用につきましては、予算をもつて国会の議決を経た限度額の範囲内でこの会計の負担において借入金をすることができるとしております。なお、その限度額のうち借入をしなかつた金額がありますときは、翌年度において、その限度内で借入金をすることができるとしております。また、支払

上現金に不足があるときは、国庫余裕金の繰りかえ使用をできるといたしてあります。また、支払

上現金に不足があるときは、国庫余裕

金の繰りかえ使用をできるといたしてあります。

第四に、他会計への繰入金に関する事項であります。すなわち、土地改良工事で一般会計の負担において行なつておられたものが、特定の土地改良工事として、この会計において継続して行なつておられたものが、特定の土地改良工事として行うこととなる前の工事におきましては、その工事にかかる納付金の一部を一般会計に繰り入れることといたしてあります。

以上申し述べましたほか、この会計の予算及び決算の作成及び提出、予備費の使用、剩余金の処理、余裕金の預託等この会計の經理に関しまして必要な

事項について規定いたしているのであります。

次に、特定多目的ダム建設工事特別会計法案につきまして御説明申し上げます。

従来、国が直轄で行うる多目的ダムの建設工事に関する經理につきましては、その事業のうち発電、上水道等の用水確保を目的とする事業分については、受託工事として歳入歳出外で取り扱い、また、治水、農業効果等を目的とする公共事業分については、全額國費をもつて支弁し、地方公共團体負担分は、別途國の歳入として収納する等、予算の經理、事業の施行に改善を必要とされる点があつたのであります。

第二に、この会計におきましては、

一般会計から繰入金、都府県の負担金及びその利子、地方公共團体の負担金の納付の特例に関する法律の規定により納付された地方債証券の償還金及び利子、ダム使用権設定予定者の負担金、建設大臣が徵收する受益者負担金、借入金並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、多目的ダム建設工事に要する費用、事務取扱費、借入金の償還金及び利子、ダムの使用権設定予定者負担金の還付金並びに附屬諸貸をもつてその歳出として經理することといたしております。

第三に、この会計におきましては、

この会計の設置の趣旨にかんがみまして、その歳入歳出及び資産、負債の整理並びに予算の配賦等を工事別等の区分に従つて行うことといたしております。

第四に、この会計におきましては、

この会計の負担で工事別等の区分に従つて借入金をすることができる

おける災害復旧工事に関する經理でありまして、完成いたしました後の多目的ダムの維持、修繕、災害復旧等の管

理に関する經理は、この会計では處理しないことといたしております。な

お、北海道の区域で行われる多目的ダムの建設工事等に関する經理についても、この会計の対象から除外しております。

第五に、その他この会計の設置の設置といたしまして、この法律の施行の際一般会計において建設大臣が直轄で施行しております特定のダムの建設工事に関する經理をこの法律施行の日以後は、この会計で行うことといたしま

すとともに、これらの工事にかかる債務をこの会計に帰属させる

ことといたしております。

第六に、この会計におきましては、

この会計の設置の趣旨にかんがみまして、その歳入歳出とし、多目的ダム建設その他の管理につきましては、

別途提案して御審議をお願いしております。

第七に、この会計におきましては、

この会計の設置の趣旨にかんがみまして、その歳入歳出とし、多目的ダム建設その他の管理につきましては、

別途提案して御審議をお願いして

ます。

第八に、この会計におきましては、

この会計の設置の趣旨にかんがみまして、その歳入歳出とし、多目的ダム建設その他の管理につきましては、

別途提案して御審議をお願いして

ます。

第九に、この会計におきましては、

この会計の設置の趣旨にかんがみまして、その歳入歳出とし、多目的ダム建設その他の管理につきましては、

別途提案して御審議をお願いして

ます。

第十に、この会計におきましては、

この会計の設置の趣旨にかんがみまして、その歳入歳出とし、多目的ダム建設その他の管理につきましては、

別途提案して御審議をお願いして

ます。

第十一に、この会計におきましては、

この会計の設置の趣旨にかんがみまして、その歳入歳出とし、多目的ダム建設その他の管理につきましては、

別途提案して御審議をお願いして

ます。

第十二に、この会計におきましては、

この会計の設置の趣旨にかんがみまして、その歳入歳出とし、多目的ダム建設その他の管理につきましては、

別途提案して御審議をお願いして

ます。

第十三に、この会計におきましては、

この会計の設置の趣旨にかんがみまして、その歳入歳出とし、多目的ダム建設その他の管理につきましては、

別途提案して御審議をお願いして

ます。

第十四に、この会計におきましては、

この会計の設置の趣旨にかんがみまして、その歳入歳出とし、多目的ダム建設その他の管理につきましては、

別途提案して御審議をお願いして

ます。

第十五に、この会計におきましては、

この会計の設置の趣旨にかんがみまして、その歳入歳出とし、多目的ダム建設その他の管理につきましては、

別途提案して御審議をお願いして

ます。

第十六に、この会計におきましては、

この会計の設置の趣旨にかんがみまして、その歳入歳出とし、多目的ダム建設その他の管理につきましては、

別途提案して御審議をお願いして

ます。

第十七に、この会計におきましては、

この会計の設置の趣旨にかんがみまして、その歳入歳出とし、多目的ダム建設その他の管理につきましては、

別途提案して御審議をお願いして

ます。

第十八に、この会計におきましては、

この会計の設置の趣旨にかんがみまして、その歳入歳出とし、多目的ダム建設その他の管理につきましては、

別途提案して御審議をお願いして

ます。

第十九に、この会計におきましては、

この会計の設置の趣旨にかんがみまして、その歳入歳出とし、多目的ダム建設その他の管理につきましては、

別途提案して御審議をお願いして

ます。

第二十に、この会計におきましては、

この会計の設置の趣旨にかんがみまして、その歳入歳出とし、多目的ダム建設その他の管理につきましては、

別途提案して御審議をお願いして

ます。

第二十一に、この会計におきましては、

この会計の設置の趣旨にかんがみまして、その歳入歳出とし、多目的ダム建設その他の管理につきましては、

別途提案して御審議をお願いして

ます。

第二十二に、この会計におきましては、

この会計の設置の趣旨にかんがみまして、その歳入歳出とし、多目的ダム建設その他の管理につきましては、

別途提案して御審議をお願いして

ます。

第二十三に、この会計におきましては、

この会計の設置の趣旨にかんがみまして、その歳入歳出とし、多目的ダム建設その他の管理につきましては、

別途提案して御審議をお願いして

ます。

第二十四に、この会計におきましては、

この会計の設置の趣旨にかんがみまして、その歳入歳出とし、多目的ダム建設その他の管理につきましては、

別途提案して御審議をお願いして

ます。

第二十五に、この会計におきましては、

この会計の設置の趣旨にかんがみまして、その歳入歳出とし、多目的ダム建設その他の管理につきましては、

別途提案して御審議をお願いして

ます。

第二十六に、この会計におきましては、

この会計の設置の趣旨にかんがみまして、その歳入歳出とし、多目的ダム建設その他の管理につきましては、

別途提案して御審議をお願いして

ます。

第二十七に、この会計におきましては、

この会計の設置の趣旨にかんがみまして、その歳入歳出とし、多目的ダム建設その他の管理につきましては、

別途提案して御審議をお願いして

ます。

第二十八に、この会計におきましては、

この会計の設置の趣旨にかんがみまして、その歳入歳出とし、多目的ダム建設その他の管理につきましては、

別途提案して御審議をお願いして

ます。

第二十九に、この会計におきましては、

この会計の設置の趣旨にかんがみまして、その歳入歳出とし、多目的ダム建設その他の管理につきましては、

別途提案して御審議をお願いして

ます。

第三十に、この会計におきましては、

この会計の設置の趣旨にかんがみまして、その歳入歳出とし、多目的ダム建設その他の管理につきましては、

別途提案して御審議をお願いして

ます。

第三十一に、この会計におきましては、

この会計の設置の趣旨にかんがみまして、その歳入歳出とし、多目的ダム建設その他の管理につきましては、

別途提案して御審議をお願いして

ます。

第三十二に、この会計におきましては、

この会計の設置の趣旨にかんがみまして、その歳入歳出とし、多目的ダム建設その他の管理につきましては、

別途提案して御審議をお願いして

ます。

第三十三に、この会計におきましては、

この会計の設置の趣旨にかんがみまして、その歳入歳出とし、多目的ダム建設その他の管理につきましては、

別途提案して御審議をお願いして

ます。

第三十四に、この会計におきましては、

この会計の設置の趣旨にかんがみまして、その歳入歳出とし、多目的ダム建設その他の管理につきましては、

別途提案して御審議をお願いして

ます。

第三十五に、この会計におきましては、

この会計の設置の趣旨にかんがみまして、その歳入歳出とし、多目的ダム建設その他の管理につきましては、

別途提案して御審議をお願いして

ます。

第三十六に、この会計におきましては、

この会計の設置の趣旨にかんがみまして、その歳入歳出とし、多目的ダム建設その他の管理につきましては、

別途提案して御審議をお願いして

ます。

第三十七に、この会計におきましては、

この会計の設置の趣旨にかんがみまして、その歳入歳出とし、多目的ダム建設その他の管理につきましては、

別途提案して御審議をお願いして

ます。

第三十八に、この会計におきましては、

この会計の設置の趣旨にかんがみまして、その歳入歳出とし、多目的ダム建設その他の管理につきましては、

別途提案して御審議をお願いして

ます。

第三十九に、この会計におきましては、

この会計の設置の趣旨にかんがみまして、その歳入歳出とし、多目的ダム建設その他の管理につきましては、

別途提案して御審議をお願いして

ます。

第四十に、この会計におきましては、

この会計の設置の趣旨にかんがみまして、その歳入歳出とし、多目的ダム建設その他の管理につきましては、

別途提案して御審議をお願いして

ます。

第四十一に、この会計におきましては、

この会計の設置の趣旨にかんがみまして、その歳入歳出とし、多目的ダム建設その他の管理につきましては、

別途提案して御審議をお願いして

ます。

第四十二に、この会計におきましては、

この会計の設置の趣旨にかんがみまして、その歳入歳出とし、多目的ダム建設その他の管理につきましては、

別途提案して御審議をお願いして

ます。

第四十三に、この会計におきましては、

この会計の設置の趣旨にかんがみまして、その歳入歳出とし、多目的ダム建設その他の管理につきましては、

別途提案して御審議をお願いして

ます。

第四十四に、この会計におきましては、

この会計の設置の趣旨にかんがみまして、その歳入歳出とし、多目的ダム建設その他の管理につきましては、

別途提案して御審議をお願いして

ます。

第四十五に、この会計におきましては、

この会計の設置の趣旨にかんがみまして、その歳入歳出とし、多目的ダム建設その他の管理につきましては、

別途提案して御審議をお願いして

ます。

第四十六に、この会計におきましては、

この会計の設置の趣旨にかんがみまして、その歳入歳出とし、多目的ダム建設その他の管理につきましては、

別途提案して御審議をお願いして

ます。

第四十七に、この会計におきましては、

この会計の設置の趣旨にかんがみまして、その歳入歳出とし、多目的ダム建設その他の管理につきましては、

別途提案して御審議をお願いして

ます。

第四十八に、この会計におきましては、

この会計の設置の趣旨にかんがみまして、その歳入歳出とし、多目的ダム建設その他の管理につきましては、

別途提案して御審議をお願いして

ます。

第四十九に、この会計におきましては、

この会計の設置の趣旨にかんがみまして、その歳入歳出とし、多目的ダム建設その他の管理につきましては、

別途提案して御審議をお願いして

ます。

第五十に、この会計におきましては、

この会計の設置の趣旨にかんがみまして、その歳入歳出とし、多目的ダム建設その他の管理につきましては、

別途提案して御審議をお願いして

ます。

第五十一に、この会計におきましては、

この会計の設置の趣旨にかんがみまして、その歳入歳出とし、多目的ダム建設その他の管理につきましては、

別途提案して御審議をお願いして

ます。

第五十二に、この会計におきましては、

この会計の設置の趣旨にかんがみまして、その歳入歳出とし、多目的ダム建設その他の管理につきましては、

別途提案して御審議をお願いして

ます。

第五十三に、この会計におきましては、

この会計の設置の趣旨にかんがみまして、その歳入歳出とし、多目的ダム建設その他の管理につきましては、

別途提案して御審議をお願いして

</div

以下改正の内容につきましてその大要を申し上げます。

まず第一に、税率を一キロリットルにつき現行の一萬一千円から四千八百円引き上げて一万五千八百円とするところいたしました。これにより、約百二十八億円の增收となる見込みであります。

第二に 現行特別清算法では 製造場から引き取りの際課税を受け、そのつど納税する制度となっておりますが、これを他の周辺税と同様に、製造場から移出した月の翌月末日に一括納税する制度に改めて手続の簡素化をはかるなどいたしました。

次に、地方道路税法の一部を  
この法律案について御説明いたし  
応して、揮発油に対する地方道  
税率を引き上げるとともに、揮  
法の全文改正に伴う諸規定の整  
かるため、地方道路税法の一部  
しようとするものであります。  
以下改正の内容につきまして  
大要を申し上げます。  
まず第一に、税率を一キロリ  
につき現行の二千円から一千七  
き上げ三千七百円とすることと  
ました。これにより、約四十五萬  
増収が見込まれております。  
第二に、揮発油税法における

年間に均分納付することとし、延納、緑上げ徴収等の制度を採用しない等、納付方法の簡素化をはかることといなしてしております。

さらに再評価の申告は、法人の場合には再評価日を含む事業年度分の法人税の確定申告期限と同日までとして、その最終期限は昭和三十三年五月三十日とし、個人の場合には昭和三十三年一月十六日から同年三月十五日までといたしております。なお、その他再評価にに関する整理につきましてはおおむね第三次再評価の例によることとしております。

以上国の庁舎等の使用調整等に關する特別措置法案外入法律案につきまつたしてあります。

お手許に配付さしていただきておりますところの租税特別措置法案新旧対照表、これによりまして、主要な箇所につきまして説明を申し上げたいと存じます。

租税特別措置法の改正につきましては、昭和三十年度の税制改正で大綱につきましては、大体の大すじができるわけでござります。その条項を離れまして、法文についてこれから御説明申し上げるわけでございます。まず、形式と内容の改正につきまして二つに分けて御説明申し上げたいと存じます。

第一は、今回御提案申し上げておりますところの租税特別措置法案は、今

かえに伴いまして、製造場から移出し  
たときの徴収猶予は納期後二カ月以内  
とし、また未納税移出課税済揮発油の規  
定を設けることとしております。

税制度の採用等の改正に伴い、改正を行うとともに、手持品課にては、揮発油税にあわせて、リットルにつき一千七百円の税率を徴収することとし、石油化学工業用等の工業用揮発油もまた、揮発油税の免除措

回の再評価の対象となる資産は、基準日から再評価日まで引き続き有している減資償却資産とし、基準日は、第三次再評価と同じ昭和二十八年一月一日といたしました。

再評価日につきましては、法人の場合には昭和三十二年中に開設する事業

て、その提案の理由を御説明申し上げました。  
何とぞ御審議の上すみやかに御賛成頂  
たまわらんことをお願い申し上げる次  
第でございます。

までありましたところの租税特別措置法につきまして全文を改正いたしました。御承知の通りに租税特別措置法は、そのとき、そのときの経済情勢あるいは政策目的によりまして種々の租税上の特別措置が盛られておるわけでござります。ところで、本文の記載

わせて、地方道路税を免稅するとしております。

取扱いがござるが、本件は明確に  
び質疑は後日に譲りたいと存じます  
が、資料の要求のあります方は、この  
際も述べを願ふ、とのであります。

が非常に混乱いたしております。たとえば旧法と申しますか、現行法を見て

の理由を御説明申し上げます。

案 物 して再評価を行なつたところをいたしました。また再評価の限度額は、第三次再評価の限度額より昭和二

○委員長(廣瀬久忠君) 次に、租税特別措置法案及び所得に対する租税に関する問題

いたたきをすると五条たぐいの本番が一  
四まであるというようなことでござい  
まして、非常に読みにくい。その配列

第五に、揮発油税が道路整備財源に  
行うこととしております。

企業の減価償却を適正化しその充実をはかるために、昭和二〇二〇年六月三十日現在の資産再評価法が制定されて以

十八年一月一日から昭和三十一年十二月三十一日までの償却額を控除した額であることを、こころります。

日本国とスウェーデンとの間のための二重課税の回避及び脱税の防止のための措置に関する協定

につきましても、なかなか私どもから見ても疑問があるところが多いようでございま。一二回は兎判の簡単

充當されている現状にかんがみ、新たに工業用の揮発油のうち石油化学工業の原料に用いられる揮発油及びゴムの溶剤等に用いられる揮発油についても、航空機用の揮発油と同様に一定の手続のもとに免税措置を講ずることとし、このため揮発油税法の付則で租税特別措置法の一部を改正することといたしております。

に資産再評価法が制定されれば、回にわたって企業の資産再評価が認められ、一定規模以上のものは、昭和二十九年に企業実のための資産再評価等の特別措置が制定され、減価償却資産の再評価が強制されたのであります。中につきましては、その収益状況等から今まで資産再評価を十分行

再評価税につきましては、本来その税率は再評価差額の六%が原則なのであります。さきに再評価を強制いたしました際に一定の要件のもとに再評価の減免の措置を講じた経緯及び中小企業の負担の軽減等を配慮いたしまして今回は特に二%といたしました。またその納付方法につきましては、二

以上二案を議題といたしまして事務局より内容の説明を聴取いたしました。そして若干の解説をいたしたいと存じます。

明確化の見地から、全文を改めまして、しかも章、節、款というふうに分類いたしまして、見やすいようにいたしましたつもりでございます。現行法におきましては、目次もございませんので、目次もつけまして、さらにまた見出しをやさしくつけましたし、内容におきましては、各条文、各号列記等に

よりまして、その内容をできるかぎり明らかにするように努めたつもりでございます。

以上形式の改正でございますが、そ

の次は内容について御説明申し上げま

す。一枚目に註がござりますが、一、二とありますて、新旧対照表の見方に

ついて若干の註釈が加えているのでござります。普通ならば、新旧対照表な

らば、若干の字句は加えましても、そ

の字句のところに傍線をほどこすわけ

でございますが、内容の改正部分だけ

に傍線を付しまして、字句のあるい

は句読点の改正があつたときにつきま

しては傍線を付しておりません。この

点は内容が全く同一だというふうに御

理解になつていただければ仕合せでござります。それから先ほど申し上げま

した簡易平明化の見地から、なるべく

条文を短くしたいとかのように考えまし

たので、現在一条に盛られております

ところを数条に分けまして規定したと

ころがござります。これらはその該当

する項を新しい条文の下に掲載してござります。そういう見地からごらんに

なつていただけば仕合せでございま

す。

まず、第一章の総則でございます。

二ページでござります。総則の第一条

の変つたところは、物品税が新しく追

加されまして、これは十一税目につき

まして租税の特別措置を設けるとい

ふうが第一條の趣旨でございます。物

品税は、今回新しく外航船舶等に積み

ますところの飲料につきまして物品税

を免除する。現在までは、現行法にお

きましては、そういう規定ではございま

せんが、物品税につきまして、酒税と

並びまして外航船舶に積みますところ

の飲料につきまして物品税を免除す

る、こういう新しい特例を設けました

ので、物品税を追加した次第でござい

ます。

次に、第二条でございますが、第一

条は用語の意義でございます。これは各法律慣習といたしまして、ある定義

がござりますが、租税特別措置法はそ

の性格から大体用語は、所得税法、法

人税法、酒税法、これは実体法の用語

をそのまま踏襲しておる、そういうこ

とを今回明らかにいたしたわけでござ

ります。

そこでいよいよ本論に入りますして、

第二章は所得税法の特例でございま

す。先ほど申し上げましたように、今

までは所得税法の特例あるいは法人税

法の特例といったような配列になつて

おりません。個人、法人といふような

条文で区別はしておりませんけれど

も、今までの各種の特別措置を整理合

理化する意味で所得税法の特例、法人

税法の特例と、税目別に規定を設けま

した次第でございます。ことに所得税

法と法人税法では、ご存じの通り、所

得計算が個人と法人では相当違つてお

りますので、表現も變つてくるところ

があるわけでござります。こういうふ

うにいたしたわけでござります。その

うちの第一節の利子及び配当所得の特

別は三條の趣旨でござります。二年

間支払い利子につきまして分離一〇%

の課税を行ふ。二年後におきましてま

た再びその課税方法につきまして検討

するということになるわけでございま

す。そこで今のは利子所得につきまし

ての一つの原則が出来たわけでござ

ります。そこでこの課税方法につきまし

ては、この第九条の源泉徴収税率の軽減につ

いて御説明させていただきますと、配

当所得課税につきましてはどうするか

いう問題は、この第九条の源泉徴収

税率のほかに、所得税法にござります

ところの二五%の配当控除、あるいは

付則にござりますするけれども、三十年

分及び三十一年分の所得につきまし

ては契約されましたところの一年以上

の定期預貯金、公社債、合同運用信託

もしくは、なるべくやより貯蓄奨励

が大きな線であつたわけでございま

す。そのうちの第一番目に出で参りま

す。そこで、長期預貯金等につきましてはや

と、長期預貯金等につきましてはや

かといふのが第四条の精神でございま

す。ただいまの第三条は普通の一般の利

子でござりますが、第四条は長期預貯

金、公社債、合同運用信託の利子、こ

れにつきまして優遇措置を講じて大い

に貯蓄を奨励しようという趣旨で

ございます。長期預貯金と申しますの

は、一年以上の定期預貯金等を言うわけ

でござりますが、それ以外の六ヶ月も

は全く課税をしないということになつ

ております。この期限が三月三十一日

で切れるわけでござります。その後の

措置が三条、四条に表われておるわけ

でござります。で、趣旨は、本来なら

は本則に帰るべきところを、やはり貯

蓄奨励といふものが大事だと、しかも

これまで非課税のものから一挙に累進税

率の適用を受けるというのは負担の差

がはなはだし過ぎるという見地から、

今まで非課税のものから一挙に累進税

率の適用を受けるといふのは負担の差

がはなはだし過ぎるといふ見地から、

今まで非課税のものから一挙に累進税

五名増増し控除の特例、これは利子とのバランスの関係から設けられました特例でございますけれども、これらとあわせて考えなければならないところであります。そこで、まず問題になりますのは、第九条の源泉徴収税率でございます。本則は御存じの通り所得税法によりまして源泉徴収税率は利子と同様二〇%でございます。しかし、これも利子と同様に三十年七月一日から三十二年三月三十一日までは利子と同様に一〇%の軽減税率が適用されておったわけでございます。利子と配当とはおのずからその性格が異なるわけでございますけれども、一〇%の源泉税率といふものが、往々にして低額所得者にとりまして負担が重過ぎる、本来ならば源泉徴収でございますから税務署に還付申請すれば返るものでござりますけれども、その還付申請がなおざりになる場合もあるというようなこともあります。さらにまた利子とのバランスを考えますれば、やはりなお配当所渭につきましては、本則二〇%一〇%くらいの軽減税率を二年間継続した方がいいんではないかといふような趣旨で、配当所得の源泉徴収税率につきましても二年間、三十四年三月三十一日までに支払いを受けるところの源泉徴収税率は一〇%にいたすとかのように御提案申し上げた次第でございます。

し便利便宜じゃないかと思ひますので、ここでは省略さしていただきまして、十四条の、満期保険に附した漁船の特別償却、これについて御説明申します。これも現行法の七条の三によりますと、ころと内容は同一でござります。ただ新しく期限を設定いたしまして、この特例を認める、こういうふうに期限を設定したわけでございます。この満期保険というのは、御承知の通り、ここにもございますが、漁船損害補償法によりまして、総トン数百トン未満の漁船につきましては、養老保険的なものでございまして、満期になると、その積立保険料が返ってくるというふうになつております。そこで、この満期保険に加入いたしまして、積立保険料を払いまして、その積立保険料分だけ減価償却の割り増しを認めるというものがこの制度でございます。ところが、現実その執行状況をみますと、約一万名ぐらいしか漁船のこの満期保険の制度の適用を受けているのがいなさい。昭和二十八八年でありますとか、なかなか普及しないと、そこで農林省も話合いまして、この制度の存廃について御相談申し上げたわけでござりますが、普及状況につきましては、なつてこの満期保険制度の存廃について検討する。本来ならば減価償却は、

すので、見送りにいたしました。我が國の税法をそのまま改正案に織り込もうとしたとしておるわけでござります。ただまことに中ごろにございまするが、原子弹爆撃被爆者の医療等に関する法律の規定に基づく療養の給付、まさしく社会保険診療報酬と同様の性格のものが新しくできましたので、これは社会保険診療報酬と同じようにみると、ふうに追加改正いたしたわけでござります。こゝに基く医療給付についての所得率は二十八であるということになるわけでござります。それから社会保険診療報酬は、現在御承知の通り所得税の本則では一〇%の源泉税率の適用を受けておりますが、所得率が二十八に法定せつされました関係上、改正案の二十七条にあります通りに、経過的に五%の税率になつております。これも現行法もそのまま引き写しているわけでござります。

それから二十八条は重要な技術の使用料についての税率の軽減、これも現行法同様でござります。

第三節の給与所得の特例でございます。これは第二十九条は、いわゆるは所を有しない居住者のうちで、特定の給与所得者、これはいわゆる外人課税者の特例といつておりますところの特例措置でございますが、これは現行法も大体表現は別としまして、引き写しております。御承知の通りに、住民を有しない居住者につきましては、一十五年までの各年におきましては、同一内、日本におきますところの勤務にかかる報酬でも、日本におきまして支給されたましたところの給与についてだれに課税するという特例になつておりました。外国でリザーブされましたところ

て干か一つおの を除てぬ金よとすい、い山再つ続り。行、特打現なはにみす

り、現行所得税法の建前は、資産が譲渡あるいは譲渡されましてその価値が実現いたしますと、譲渡所得といいたしまして課税されておりますことは、御案内の通りでございます。ただ収用の場合、強制的に土地収用法あるいは土地評価法によりまして収用されました際に、これは果して譲渡所得課税そのままの方式でいいかどうか、若干酷な面が出てくることが多いわけでござります。しかも古くから先祖伝来持つてある土地等につきまして、収用が行われた場合に、譲渡所得の十五万円を控除いたしまして、二分の一にいたしまして、総合するといふような譲渡所得課税の制度をそのまま踏襲していいかどうか、あるいはまた再評価税はもろん適用になりますが、再評価税を普通の倍数でいいかどうか、このあたりが問題になるわけでございまして、現行法におきましては譲渡所得課税の特例といたしまして、収用等のあった場合には補償金をもらった額をそのまま再評価額といたしまして、譲渡所得は出ないようになります。従いまして取得額と補償金または清算金、これらの間の差額でござります。その差額に対しまして、十五万円の控除をいたしまして六名の課税措置で済む、こういうふうになつておるわけでございます。そこで現行法によりますと、その補償金の額までを再評価とみなすところの資産は、昭和二十五年に作りましたところの資産再評価法にそのまま載つております関係上、資産額範囲が限定されておりまます。個人でありますと土地、土地の上に存する権利、立木、家屋もしくはそ

の土地の上に存する権利、いわゆる減価償却以外の資産で、私どもがみなす再評価が行われるものと言つておりますが、あるいは譲渡等があつた場合には、法人なんかと違ひまして、そのままで再評価が行われたものとみなす、そして法定再評価と言つておりますが、一定の倍数を掛けまして、その上を譲渡所得とみるということを自動的にやる制度でございます。非常に範囲が限定されております。今回は改正案といたしまして範囲を一つ広げまして、その広げましたのは、取用の対象となりますのは、この再評価法のみな再評価の、法定再評価の対象になります資産より若干広いようであります。まず地上権、借地権、山林利用権、これらも取用の対象になりますので、これらもみなす再評価の範囲に入れまして、再評価税だけで済ますぞうという趣旨でございます。

三条等にござります。清算金ではなくて、土地も一緒にあらった場合に、これをどうみるかというようなこまかい規定がございますが、趣旨は今言つたようなどころで譲渡所得計算の軽減措置をはかつた、こういふように御理解願つていただければ仕合せでござります。

第三款、居住用財産等の買換の場合の譲渡所得の課税の特例、これは三十五条以下でござりますが、これ也非常に長々しい規定でござりますけれども、要は住宅を売つて、その一年以内に住宅を買った、本来ならば住宅を売れば再評価が行われ、譲渡所得が発生するわけでございますが、それを差額の出た部分を圧縮いたしまして譲渡所得を課税し、前の取得価格を圧縮して、また今度の資産の取得を圧縮します。現行法にもある規定でござりますが、引き継がせまして、次の家を売ったときにまた取り足りない部分を取り返そうと、そういう圧縮記帳的な方式でございます。現行法にもある規定でござりますが、四十条の二項が改正になっております。御存じの通りに昭和二十五年以来贈与あるいは遺贈が——昭和二十五年には相続が入つておりましたが——相続、贈与、遺贈があつた際には譲渡が行われたものとみなされまして、そこで一ぺん全部資産の所有者の譲渡所得を清算する。相続いたしましても現実に金銭には換価されませんけれども、一応被相続人から

相続人が引き継ぎますと、その機会に譲渡所得で清算しようという制度が取られたわけでございます。昭和二十七年でございましたか、相続の際にはこの譲渡所得の実現といふ原則は取らずに、そのまま相続人が被相続人の取引度によりますと贈与、遺贈の機会に譲り得価格を引き締めといふ制度に改めましたけれども、贈与または遺贈があつた場合には、改正がなく、現行制度でございますと贈与、遺贈の機会に譲り渡所得の計算がなされるということになつております。ただこの四十条の特例で、国または地方公共団体に対しまして財産の贈与あるいは遺贈をいたしました際には、今申し上げましたところの譲渡所得の計算はしないということにいたしております。もう一つ、日本国、地方公共団体だけではなくて、後段にありますところの民法三十四条の規定により設立せられた法人、その他の公益を目的とする事業を営む法人に対して同様な譲渡所得の計算がなされで定めるところによりまして大蔵大臣の承認を受けた団体につきましては、また同様な譲渡所得の計算がなされますとこの財産及び遺贈で、政令段にありますところの民法三十四条の規定により設立せられた法人、その他の公益を目的とする事業を営む法人に対して同様な譲渡所得の計算がなされで定めるところによりまして各種の団体から、よく承認の申請が大蔵省に出される。非常に数の多いものでございますけれども、この団体といふものは同族会社的なものではなくて、被相続人が財産の所有者が、または依然として個人的な色彩をもつて支配管理処分するような団体は入らないのだ、こという趣旨でございます。しかも公益を目的とする法人だけは譲渡所得計算を認めませんと、大臣が承認いたしましたあと、たとえば理事の中には個人、その財産の所有者

支配するほど入ってはならないという、あるいは親戚、知人、親族です、親族がまとまる。一べん承認を受けて譲渡所得の計算が免かれる、その後条件違反、理事の選任方法を変えるとかいろいろな方法がござります。あるいはその財産を公益法人の目的に供さないようになります。従いましてそういうようなおそれもございますので、私どもいたしまして、この法の趣旨に基きまして、なかなか承認ができないような場合があるわけでございます。あるいは条件つきにしてくれといふようなことを言われるわけでございます。そんなうな關係で今回新しく一応承認を受けた、承認を与え、のちに条件違反になつたような場合には、そのときに贈与、遺贈があつたものと見なしして譲渡所得の計算を受けるというふうな規定を追加させていただきたい、かように考えておるわけでございます。こういうふうに措置する方が承認の行政的な運用も楽ではないか、かように考えております。

四十一条は物納による譲渡所得等の非課税でございますが、物納財産につきましては譲渡所得は非課税としてこれも現行法と同様でございます。

それからその次は第三章の法人税法の特例でございます。

まず第一に、減価償却の特例について御説明申し上げます。これは先ほど個人につきましては省略させていただきました三年重要機械の特別償却、それから今回新しく提案いたしておりましたところの探鉱用機械等の特別償却、これはあるいは鉱業用坑道等の特別償



その次は、新鉱床のために絶えず下に入りまして穴を掘つて参ります。そのために支出した金額は、その坑道といふものは資産でございます。本来ならば会計上の資産に計上いたしまして、損金としてではなく、償却しなければならないものでござります。これは大体備忘価格と申しまして、一円を残しましたとして、全額償却を認めておる、現行法におきましては二分の一の償却でござります。そこまで上げまして探鉱を奨励する、こういう考え方でござります。なお探鉱はしょっちゅう金属鉱業あるいは石炭にも行われておりますが、主として金属鉱業の方がその鉱物の性質上探鉱を継続しなければなりません。鉱業を継続させるためには、常に探鉱を継続させなければならないのですが、それが、いわゆる失敗分というものは経費となつております。探鉱しまして鉱脈に当らないというのは経費でございまます。鉱脈に当つたというのは、そこまで掘りましたところの坑道といふものは資産でございます。それを備忘価格にまで、今まで見るとどう考へ方でござります。

第三点は、これは金属鉱業と硫黄鉱業といつておりますが、硫黄鉱業は金属鉱業に似たような、やはり地下に入りまして探鉱をするような性質の鉱業でございます。金属鉱業と硫黄鉱業だけにつきましては非常に探鉱を奨励されなければいかぬという要請が強いよう

現行税法の建前から見まして合理的でないか。アメリカ式の償却とは無関係に収入または所得金額の一一定割合を所得から引くということは、これはまあ理由がない制度でございます。いわゆる減耗扣除論は採用しなかつたわけでござります。

もう一つは四十九条の、これは石炭鉱業だけの、石炭鉱業だけ主として適用になるわけでござります。金属鉱業にもありますけれども、御承知の通りその採掘の方法が相当違っておりますので、主としては石炭鉱業になつていると思つていただいてもけつこうです。金属鉱業にも適用になる場合がござります。これは追加投資引当金といわれまして、御承知の通りに、石炭山というのは、私もいろいろとございました。けれども、だんだん深部に、処女投資と申しますか、着炭いたしまして、だんだん鉱脈の中まで掘りまして、内部に進まなければならぬ。そういたしますと、坑道の深部に進みますと、だんだん条件が悪くなりまして、やれ排水が必要、排水が必要、しかも運搬のために炭車が非常にふえる。しかも一方、深部移行に伴いまして、何も生産力が上っていくのじゃなくて、生産力をむしろ維持するのが一ぱいであります、こういうもののための資本支出といふものは、むしろ資本支出としては資産に計上すべきではなくて、普通工場の修繕費に似たものではなかろうかという思想がなされておるわけであります。こういうものは、経常的な追加投資といたしまして、損金に算入すべきではないかという意見が出ております。

それともう一つ投資金額は大きいのでございますが、だんだん深部に移行いたしますと、排気が悪くなるので、今度は上から縦坑を一本入れます。そういういたしますと非常に通気が楽になります、排水も楽になる。あるいはまたそこを連掘坑道として使えるということで非常に能率がよくなる。こういうのも資産へ計上すべきではなくて、一つの生産条件悪化を克服するための方策じゃないか。しかも金額が多い、それで随時必要というのではなくて、ときどき要るわけでございますが、そういうものは臨時的な追加投資といいたしまして、これは引当金を認めると、こういう要求があつたわけであります。ここで採用いたしましたのは、いわゆる利益をあらかじめ留保して、将来の投資に備えるといふような追加投資引当金という思想が同じような理由から採用することができないということです、坑内条件の悪化によりまして、悪化に伴いまして、それを克服するためには、生産を維持するために必要な小型機械あるいは坑内坑道といふやうなものにつきまして特例を認めよう、そのものにつきましては、五年間程度損金算入にいたそ、こういうのがその四でございます。この五年間と申しますのは、こういう所得計算の特例といたしまして、むしろ恒久措置でもいいのじやないかという御意見が出るかもしれません。これはやはり鉱業全体の耐用年数あるいは償却制度にからむ問題でございます。現在の償却制度によりますと、一万多以上のものは全部資産に計上しなければならぬというようなことあるので、一つの修繕費的な理屈もございますけれども、やはり現行

耐用年数あるいは減価償却論から見ますといふと、やはり異例な措置いやないかということをそういう期限をしております。

それからもう一つ、二項でございますが、縦坑でも、非常に縦坑は一メートル二十万円ぐらいの経費がかかるそうであります。そうなると三百メートル、四百メートルといふところで、そなりますと三百メートルで六千万円ぐらいでございますが、そういうものは、運搬坑道に使われるようなものは損金に入らないのですが、通気坑道あるいは排水坑道につきましては、現在生産高比例法によりまして、そこから掘られる炭によって、全体の採掘量による生産高比例法によるものでなくて、そこから掘り出されるところの石炭によって償却されておりますが、これは生産高比例によるものほかに、これに少し生産定額法的償却の考え方を加味して、割増償却を認めて、償却を合理化しようじゃないかというのが第二項の趣旨でございます。

その次は五十条でございますが、これはいわゆる造林準備金といたしまして、しばしば使用されておりましたものでござります。御承知の通りに人工天然造林に切りかえるといふなかなか大事業でございますが、造林というものは非常に利回りの低い投資で、四年間待つてなければならぬ、非常に利回りが低いから、業界の要望といたしましては、十年間は課税を延期してもらつて、十一年目から課税してくれ、こんなような思想が出たわけでござります。いわゆるこれを造林準備金といつておりますが、私どもの税の理屈から見ますと、投資した資産をその

ます課税して繰り延べするといふのは理屈がないといふに考ふましたので、私どもとしても、やはりそのうちで特別償却的なものがありせんか、それから造林事業歩道、これらにつきましては、やはり減価する部分があります、価値の減する面がござります。しかも「地ごしらえ等につきましては、普通間伐いたしました際には、経費に似たような要索がございまして、価値の減する面がござります。しかしながら、「地ごしらえ等につきましては、普通間伐いたしました際に地価の中に入れて回収を認め、あるいは造林事業歩道をみだりに木材価格の中に込みまして、伐採のときに回収せしめるというだけでは足りない面がある、こういうふうに考えておるのが造林費の特別償却費でございます。

以下、五十二条は現行通じて、一定期間内に定額で償却さそりでございますので、省略させていただきます。

その次は、五十三条でございます。価格変動準備金への繰入金額の損益算入でございます。これはもう特別措置の整理の一環といつしまして、免稅制度ほど負担の公平は害しないけれども、現行各種の準備金は非常に数が多いし、しかもその準備金のうちには、往々にして過去の経験から見まして、利益の留保になっている部分が相当あります。

従つてその税金の繰り越しもしておる程度整理いたしまして、最近の実態と申しますか、税の面から見た公平の観念に合致せしめる必要があるのでござな

ままで課税して繰り延べするといふのは理屈がないといふに考ふましたので、私どもとしても、やはりそのうちで特別償却的なものがありせんか、それから造林事業歩道、これらにつきましては、普通間伐いたしました際に地価の中に入れて回収を認め、あるいは造林事業歩道をみだりに木材価格の中に込みまして、伐採のときに回収せしめるというだけでは足りない面がある、このようにして、一定期間内に定額で償却さそりでございますので、省略させていただきます。

その次は、五十三条でございます。価格変動準備金への繰入金額の損益算入でございます。これはもう特別措置の整理の一環といつしまして、免稅制度ほど負担の公平は害しないけれども、現行各種の準備金は非常に数が多いし、しかもその準備金のうちには、往々にして過去の経験から見まして、利益の留保になっている部分が相当あります。

従つてその税金の繰り越しもしておる程度整理いたしまして、最近の実態と申しますか、税の面から見た公平の観念に合致せしめる必要があるのでござな

ままで課税して繰り延べするといふのは理屈がないといふに考ふましたので、私どもとしても、やはりそのうちで特別償却的なものがありせんか、それから造林事業歩道、これらにつきましては、普通間伐いたしました際に地価の中に入れて回収を認め、あるいは造林事業歩道をみだりに木材価格の中に込みまして、伐採のときに回収せしめるというだけでは足りない面がある、このようにして、一定期間内に定額で償却さそりでございますので、省略させていただきます。

その次は、五十三条でございます。価格変動準備金への繰入金額の損益算入でございます。これはもう特別措置の整理の一環といつしまして、免稅制度ほど負担の公平は害しないけれども、現行各種の準備金は非常に数が多いし、しかもその準備金のうちには、往々にして過去の経験から見まして、利益の留保になっている部分が相当あります。

従つてその税金の繰り越しもしておる程度整理いたしまして、最近の実態と申しますか、税の面から見た公平の観念に合致せしめる必要があるのでござな

ままで課税して繰り延べするといふのは理屈がないといふに考ふましたので、私どもとしても、やはりそのうちで特別償却的なものがありせんか、それから造林事業歩道、これらにつきましては、普通間伐いたしました際に地価の中に入れて回収を認め、あるいは造林事業歩道をみだりに木材価格の中に込みまして、伐採のときに回収せしめるというだけでは足りない面がある、このようにして、一定期間内に定額で償却さそりでございますので、省略させていただきます。

その次は、五十三条でございます。価格変動準備金への繰入金額の損益算入でございます。これはもう特別措置の整理の一環といつしまして、免稅制度ほど負担の公平は害しないけれども、現行各種の準備金は非常に数が多いし、しかもその準備金のうちには、往々にして過去の経験から見まして、利益の留保になっている部分が相当あります。

従つてその税金の繰り越しもしておる程度整理いたしまして、最近の実態と申しますか、税の面から見た公平の観念に合致せしめる必要があるのでござな

ままで課税して繰り延べするといふのは理屈がないといふに考ふましたので、私どもとしても、やはりそのうちで特別償却的なものがありせんか、それから造林事業歩道、これらにつきましては、普通間伐いたしました際に地価の中に入れて回収を認め、あるいは造林事業歩道をみだりに木材価格の中に込みまして、伐採のときに回収せしめるというだけでは足りない面がある、このようにして、一定期間内に定額で償却さそりでございますので、省略させていただきます。

その次は、五十三条でございます。価格変動準備金への繰入金額の損益算入でございます。これはもう特別措置の整理の一環といつしまして、免稅制度ほど負担の公平は害しないけれども、現行各種の準備金は非常に数が多いし、しかもその準備金のうちには、往々にして過去の経験から見まして、利益の留保になっている部分が相当あります。

従つてその税金の繰り越しもしておる程度整理いたしまして、最近の実態と申しますか、税の面から見た公平の観念に合致せしめる必要があるのでござな

算をするというのは合理的じゃないの  
じやないかというので、そこを改正し  
たのが一点でございます。

第一回に登場する役員の賞与と、役員の賞与といたしまして社外流出い

たしますと、これは現行法では課税の建前になつておりますが、ところが当期だけの規定になつております。そろ期しますと当期に留保します。それからあと、翌年あるいは二年目に社外配当として出し、賞与として出すといううつの逃げ道があるわけであります。そこで三年間内に社外流出しますならば、この留保所得の特典はやめようとする、いうのが協同組合課税関係の改正案でござります。これは五十九条、六十一条まで適用のある規定でございます。

ただ六十一条の消費生活協同組合の留保所得の非課税は、現行法では期限がついておりません。これも協同組合関係課税の特例と並びまして、あるいは農協あるいは中小企業の再建整備関係だけの特例でありましたのが、二十九年でございましたか、国会の修正でございましたか、消費生活協同組合が入ったわけでござります。これは期間内の留保所得は非課税であるほかの協同組合関係は再建整備が終るまでの期間が書いてございます。消費生協だけが期限がついていない。これは特例措置としてはおかしいじゃないか。消費生協につきましては種々の課税の理論がございますが、消費者の課税の後の、税引き後の所得でお互いに取引をしておるものだから課税すべきでないというような思想もあるようでございま

ますけれども、一方その中には事業費等の分配金といいたしまして、分配されるものの中にも資産運用益的な部分があるということはまた一つ言われるわけですが、これはやっぱり資産運用益部分については課税すべき点は当然出てくるけれどもは考えております。従いまして当然非課税という思想は出てこないという考え方で、その制度の趣旨はむしろ未発達な消費生協を税制の面から優遇する政策的措置だというふうに私どもは考えております。そりいたしまして、やはり無期限にやるべきじゃなくて、半ほど申し上げました中小企業協同組合課税関係の特例措置と合せまして、中小企業の競争関係から見まして、やはり一定の期限を付して、中小企業の効率化のための特別措置にしたらどうかというものが、消費生協関係の改正の趣旨でござります。

でに開始する事業年度分までは適用するというのが第一点。それからもう一つ、今申し上げましたような情勢から見ますれば、交際費の繰り入れ率というのは、損金として見ると、い率といふものは、もう少し制限したらどうかというのが第二点の改正点でございますが、大きっぽく申し上げまして、大体二割程度強化と申しますか、損金に見る率をからくいたしたいというのが第二点の改正点でございます。ここに表われておりますのは、法律の昭和二十八年度の事業年度が大体基準年度となりまして、その七割、基準年度を昭和二十八年の非常にインフレ的な時代、交際費が多かつたような時代でございますが、そのいすれか多い方となつておられます。これを基準年度につきましては七割を六割に下げて、取引金額ベースにつきましては、これを三割程度下げる。ただ業種の実情に応じまして政令で定めることになつておりますが、政令で業界の最近の実情を見ながら、実際に合った率をきめまして、全体としましては、取引ベースの方は三割くらい圧縮したい、かように考えております。第三の改正点は、今まで新設法人は大体取引金額で交際費の容認範囲がきまつておるわけでござります。昭和二十八年度には、新設法人は昭和二十八年の基準年度のなかつた新設法人でございますが、ところが新設法人のうちでも、まあ商事会社

社みたいになりますと、すぐ取引金額が発生いたしますので、損金に算入される交際費といふものが生まれてくるわけでございますが、御案内の通り非常に長い、長期の投資を要しますところの装置産業と申しますか、そういう大規模な固定資産を持ちますところの産業を、建設に長くかかるものは、これはなかなか取引金額が生じません。これは現行法ではどうにもしようがなくて、全額まあ今までのところでは損金に算入されずに、課税される格好になつておるわけでござります。これは新設法人につきましては、新設法人のうちでも取引金額が直ちに生じないものにつきましては、取引金額があるいは資本金額を二つのベースといたしまして妥当な交際費を、損金に算入されると、交際費の範囲をきめたい、かよろしく考えましたのが第三点の改正点でございます。第四は対象の限定と申しますか、範囲をむしろ逆に狭めまして、中小法人の交際費といふものは大休社的な交際費といふのが割合少い、もろろそろいろいろ中小法人同族会社的なものの交際費といふのは、むしろ重役の賞与に該当するべき部分も相当多いのです。それは具体的にまた税の認定でいべきじゃないか。従いましてこの父兄の交際費の基準でいくべきじゃないかといふことは、資本金が現行法では五百萬円以上の会社それから固定資産が二千萬円以上の資本のないところの团体でありますけれども、今回は資本金を千万円に上げまして、千万円以上の会社についてだけ適用することにいたしております。これは中小法人の適用しておりますけれども、今回は交際費と大法人の交際費とは相当開き

やせんが、倉吉の隣の趣旨が玉下に  
といふのが、私ども内輪話になります  
るけれども、国税庁の所管の法人でござ  
いましたので、現行では千万円が国  
税庁所管の法人であつたわけで、これ  
は歩調が合うのじやないか。かように  
考えております。

以下同様のところを飛ばしまして、  
しかも内容の大したことのないところ  
は飛ばささせていただきますが、第七十  
七条でございます。農地の交換分合の  
場合の登記の登録税の軽減でございま  
す。現在は土地改良法等に基づきますと  
ころの交換分合によりますところの登  
録税は現在非課税でござります。この  
特別措置法の第九条にござりまするの  
で、任意でやりますまあ法令に基かなか  
い交換で、農業委員会のあつ旋するよ  
うなものでございますが、これはほと  
んど適用の実例がないようでございま  
す。一定の条件を付したもので、一定  
の条件がございまして、土地価格の三  
割以上上らないようなもの、また自作  
農に限る。あるいは農業委員会のあつ  
旋等によるものに限るという条件がつ  
いておりますので、ほとんど適用例も  
ございません。大部分は土地改良法によ  
りまして大規模な改良が行われてお  
りますものについては登録税を免除さ  
れております。そちらの方へ行ってお  
ります。<sup>8</sup> 従いまして、こういう任意的  
な、行政官的的なあつ旋によるものに  
つきましては税金を免稅するといふの  
は少し行き過ぎではないか。せいぜい  
度の率でとつたらどうかといふこと  
で、本来百分の三……百分の五の取得



居住者、それから日本にあって主たる事務所を有しない法人が日本におきましては累進税率がかかってくるわけであります。が、普通の使用料につきましては、収入金額の百分の十五にとどめるというような趣旨から見まして、その経費を引きましたネットの所得に対しまして課しましたところの所得税あるいは法人税がグロスの収入に対しまして、百分の十五をこえるようなときが出て参る、そのこえるようなときには、普通の経常的な使用量が百分の十五でござりますから、百分の十五と同様に軽減するというのが第二点の改正でございます。これも百分の十五をこえてはならないとありますので、一番高めの百分の十五にとどめるといらのが、日米のときの例であったようでございます。この規定は日本にございませんが、大体留保条項につきましては、最高のところにいくのが慣習であるようであります。これがこの規定の第二条の改正点でございます。

以上だいぶ長くなりましたが、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案の説明でございます。

政、金融、専売事業等について福岡・熊本国税局、北九州・南九州財務局、福岡・熊本専賣局、福岡・熊本県庁より所管事務の一般的説明を聴取するほか各業界の代表者との懇談会を行い、現地の実情を調査した。以下、国政調査の概要について報告する。

州は三一三億円、南九州は一三〇億円であり、金融面においては預金残高(三十一年十月末)で三三五億円対一七三三億円、貸出残高で二七一六億円対一九九億円、分配国民所得(二十一年度)の面では四四八一億円対三〇三三億円と著しい格差がみられる。

首位を占めていることはその地方の産業活動の沈滞性を意味するところも全国でも珍らしいケースをなしている。

なお、本年度の徵収状況（三十一年十二月末）は前年度に比較して極めて好調を辿り、福岡国税局管内では、源泉所得税、法人税とも予定額を突破し、申告所得税、酒税も九五%以上となっている。

福岡、熊本国税局管内の項目別徵収状況（三十一年十二月末）は左の如くである。

三 概算所得控除制度

この制度(三十年度)は福岡税局管内に利用者一二千余人(利用率八二%)、その所得控除額七二六百余円、一人当たり控除額六、五二六円、熊本国税局管内では利用者一〇七千余人(利用率八九%)、その控除額六九五百余万円、一人当たり控除額六、四八三円である。

四 社会保険診療報酬に対する特  
ある。  
管内で特例を受けた納税者割合  
が九三%、一人当たり減算所得額  
二三、九一九円、熊本国税局管  
内で適用納税者八五%、一人当  
り減算所得額一五、〇〇〇円で  
三十年度において福岡国税局

例措置  
社会保険診療医師は自由医師  
と比較すると極めて有利な立場  
におけることが判明して

る。即ち福岡国税局調査によ  
る自由医師の所得率は平均五  
十点九である。このことは、  
他の都道府県でも大差はない。  
このことは、他の都道府県でも大差はない。

は五三%となつてゐる。この数字を基礎として保険医の課税の基準割合をみると、実質的には

伏 法人成の趨勢

一般に最近鈍化の傾向を辿つ

てはいると思われる。しかしながら  
相当数の新設をみている模様で、  
福岡国税局管内において二十九  
年の増加数を一〇〇%とした  
場合の増加状況は三十年中は七  
五%、三十一年中は七二%と  
なっている。なお、普通法人の  
新設状況、局別の年度末法人  
数は左の如くである。

## (4) 法人の租税特別措置の利用状況

本制度のため中小法人と大法人の税負担は相当の懸隔がみられる。福岡国税局試案による実効税率によれば中小法人（労務

四〇九  
一九三八年三月三日

（調査課所管）の実効税率は二十年三・八%に比し、大法人による八年三〇・一%、二十九年二・五・六%、三十年二五・一%（但し九州電力会社を除くと二八・九%）となつてゐる。

れば、中小法人は繰越欠損、価格変動準備金、欠損繰戻、償却引当金が中心をなし、大法人で

六 酒造業の現状

九州地方は良質の米、甘藷が産出する地帯だけに清酒、合成酒、焼酎の生産が活発であるが反面密造酒地帯であることや、輸出の減少に伴って、清酒の売行き沈滞を呈し、過剰生産の気味がみられるため一部県外の委託醸造を行っている実状である。なお、酒類別造石高と販売状況(三十年度)は左の如くである。

重慶物語

は退職給与引当金、渴水準備金、増資配当所得免除、繰越欠損、貸倒準備金が主なる利用項目となっている。なお、熊本国税局管内の利用状況は、大、中、小法人とも価格変動準備金を

られたいことと、重寶物を免

(2) 石炭鉱業界の要望として、強化なり、行為計算認定の制限なり徴収の厳格になり易いこと。懸念が予想されるから、実質的に減税が行われる様特段の配慮を講ぜられたいこと。

及び納稅貯蓄組合の育成強化

(6) 酒造業界より酒税率の引下げと酒税収入総額を一、四〇の億円程度に縮減されたいとの要望が提示された。特に清酒の酒税は酒税収入の大半を占め、戦前の基準年度に対する値上がり倍率は一般物価に比較して著しく過重となつておる、これがため、一説による

のため、業者より応援を出し

(9) なお徴税官署側よりの要望としては、徴税の公正化を図る見地から税務職員の定着化を極力廃除する方針をとり、これに伴つて職員住宅の不足が税務職員の調査意欲を阻害する有力な原因となつてゐる実情にかんがみ、住宅の確保

と全国で二〇〇万石をこえる密造酒が横行し、その脱税額

に五〇〇億円に達するといわれている。九州地方は、全国のうちでも、特に主なる密造地帯であるから、密造酒対策について根本的解決を図る様、例えば鮮人対策、密造取締費の増額等積極策を講ぜら

(7) 物品税については、現行法の不備のため、大納稅者で常習的滞納者が発生し、徵稅確保上困難が少くないから、保全担保制度を設け物品の移出に先立つて担保を徵しうることとさせたいこと。

(8) また、現在農家の副業として生産されている花蓮については取引の時期により価格の変動がはげしく、現行一坪当たり三〇〇円は幾分低額に過ぎると思われる所以課税最低限を一坪五〇〇円程度に引き上げられたいこと。

(9) て  
いる状況であるから、税務職員の増加を図られたいとの  
要望があった。



格に過ぎること等が挙げられる。

次に中小企業信用保険制度について北九州財務局管内の状況をみると、融資保険は漸次利用が増大しているが、これは主として相互銀行が積極的に利用している結果であつて、信用金庫は手続の複雑さもあって殆んど利用していない。なお、保証保険は事務処理の複雑、保険金支払遅延のため、漸次利用度は減少している。

#### 四 火災保険共済の現況

いわゆる類似火災保険は現在福岡六社、佐賀二社、長崎三社、熊本一社、鹿児島三社が活動している。このうち福岡県商工火災共済協同組合や鹿児島県共済商工協同組合の如く、県から助成をうけているものもあるが、大部分は経営内容は安定していない様に受けられる。概して、福岡、鹿児島県においては比較的活発に活動し、今後も相当伸長の傾向がみられるから、ある程度民保への影響も予想されている。

#### (1) 要望事項

一般的な事項としては、インフレ傾向抑制のため、貯蓄增强を強く推進させるべきであり、従つて、預貯金の利子に対する免税措置は継続されるべきであり、特に零細預金については慎重でなければならないこと。

(2) 国民金融公庫の恩給担保貸付について、九州地方は特

に利用者が多いため、所要資金の不足を来しているから、資金枠の大幅の増額を早急に実施されたいこと。  
南九州地方には中小企業金融公庫の支所がないため、利用者に種々の不便を来している。従つて、「支所」でなくとも相談室程度のものを設置し、現在福岡支所が行っている。

#### (1) 普通財産の現況

九州地方の普通財産は総額二四四億円でこのうち北九州地方が六九%を占めている。  
北九州財務局管内の資料によれば、財産の大部分は旧軍用財産であつて、全体の六六%を占め、ついで終戦処理費支弁財産が主なるものとなつてゐる。次に、その現在額(三二年九月末日)は左の如くである。

(単位千円、%)

北九州財務局	北九州財務局		南九州財務局	
	在日米軍	中貸付	在日米軍	中貸付
土木	二二五、〇〇〇	二、四八三、五八	四六六、六六六	一九三、二二三
機械器	二六四、二二二	二、四六七、五〇〇	六、七七一	一九三、二二三
工作	二〇一〇、五二一	二、四六七、五〇〇	三五六、三四四	一九三、二二三
建物	二〇三〇、六八八	二、四六七、五〇〇	三七三、八五五	一九三、二二三
竹	五九三、〇八八	一、五七一、三三三	三七三、〇〇三	一九三、二二三
地	五九三、〇八八	一、五七一、三三三	四〇三、五三三	一九三、二二三
計	一、五七一、三三三	三、四九〇、四二六	一、三一七、四六三	一、三一七、四六三
在日米軍	二二五、〇〇〇	二、四八三、五八	四六六、六六六	一九三、二二三
中貸付	二、四六七、五〇〇	二、四六七、五〇〇	一、五七一、三三三	一、五七一、三三三

#### (2) 要望事項

(1) 普通財産は終戦の混乱時に、旧軍用財産を引継いだ関係上、財産の実態を的確に把握されていないものも少くなく、現在未処分財産のものは

図面等の不備なものが多いため、今般これが実態調査を行う必要がある。

北九州財務局管内についてみると、土地において約五〇〇万坪約四四%建物において二〇万坪約三四%を一応調査して約五千八百万円約八〇名の増員が必要と思われるのに対象となり、この所要経費として、これが実現に特段の配慮を願いたい。

#### (1) 一般概況

(九州地方には福岡、熊本、鹿児島の三地方局があるが、今回は福岡、熊本の二局において専売事業の説明を聴取した。)

(2) 物納財産(北九州財務局管内では建物三七八棟、約七〇〇〇坪、土地一、六〇〇件約三一〇、〇〇〇坪)のうち建

育成強化が第一義的に考慮するべきであつて、このためには監督官庁の積極的指導なり、金融機関の積極的利用が望ましいこと。

希望されること。

#### (2) 普通財産の現況

九州地方の普通財産は総額二四四億円でこのうち北九州地方が六九%を占めている。

北九州財務局管内の資料によれば、財産の大部分は旧軍用財産であつて、全体の六六%を占め、ついで終戦処理費支弁財産

が主なるものとなつてゐる。次

北九州財務局	北九州財務局		南九州財務局	
	在日米軍	中貸付	在日米軍	中貸付
土木	二二五、〇〇〇	二、四八三、五八	四六六、六六六	一九三、二二三
機械器	二六四、二二二	二、四六七、五〇〇	六、七七一	一九三、二二三
工作	二〇一〇、五二一	二、四六七、五〇〇	三五六、三四四	一九三、二二三
建物	二〇三〇、六八八	二、四六七、五〇〇	三七三、〇〇三	一九三、二二三
竹	五九三、〇八八	一、五七一、三三三	四〇三、五三三	一九三、二二三
地	五九三、〇八八	一、五七一、三三三	一、三一七、四六三	一、三一七、四六三
計	一、五七一、三三三	三、四九〇、四二六	一、三一七、四六三	一、三一七、四六三
在日米軍	二二五、〇〇〇	二、四八三、五八	四六六、六六六	一九三、二二三
中貸付	二、四六七、五〇〇	二、四六七、五〇〇	一、五七一、三三三	一、五七一、三三三

(単位千円)

最近においては、原料葉たばこの生産技術等の向上により、上級原料の比較増が顕著となり、販売状況をみて、上、下級品の減少に伴い、中級品特に



油」を使用することによって  
一種の脱税行為が横行し、こ  
れが取締は困難となつてい  
る。

一、租税制度について  
（一）概況

は、好景気が中小企業層に渗透するに及んで、実績が向上している。昭和三十一年十二月末の徴税状況をみると、徴収決定額に対する収入歩合は、前年度同期九・八%に対し九・六%と増加しており、そのうち申告所得税は六四・三%が六七・二%に、法人税は八七・七%が九一・二%とそれぞれ上昇を示している。又同年十一月末における入歩合の全国対比をみると全国九〇・二%に対し管内九一・九%と平均を上回っている。なお最近は徴収猶予制度の辞退者も相当現われ、滞納の性格を検討しても悪質滞納の事例は著しく減少している。

徴税行政の執行面においても、右の事情を反映して徴税上の困難は相当緩和されるとともに、従来兎角看過され勝ちで、あつた分野の不合理の発見と是正が再認識され、徴税機構内部の指導に重点が指向されるようになってい。この傾向は一つの転換ともみられるものであつて、具体的には民主的な税務行政の確立のための努力と事務処理の能率化となつて特に強調されている。

一〇〇万円△	六五
一〇〇万円超	一四
	三九
計	100.0
即ち三〇〇万円以下の階層が四年 間に二〇〇万円超五〇万円以下の 階層に大幅に移行し、一人当所 得金額も二六八千円から三六四 千円と三六%の増加をしてい る。	

このような所得構造の変化に對して、過去の減税効果をみると、専ら諸控除の拡大に重点が置かれたために、一七七年には所得額に占める所得控除額は四六・六%(二三五千円)が三十年には五一・六%(一八八千円)に、税額控除額は〇・七%が一・一%に引上げられており、その結果所得の増加に拘らず税負担は一人当申告納税額において三一千円から三〇千円に三多程度逆に引下げられている。

次に給与所得と營業を比較検討してみると、一人当所得指數は一四〇と二三九で略々同率であるが、一人当税額指數では一〇・七と八八であって、給与所得者の中の平均税率は二十六年九%が三十年には七%に低下をみてはいるが、所得捕捉率を別にして、も、給与所得者の税負担が極めて苛酷であると言ひ得る。營業と農業を対比してみると、農業は納稅人員では前述の

如く半減しているが、総所得額では僅か7%の減少（三十六年二一六億円が三十年二〇二億円）となっており、農作等の事情もあるが、一人当所得は大幅に引上げられて指数は一六六と著しく上昇している。然し表示しないが総税額指数は營業は七四、農業は六〇と縮小しており、又三十年の適用税率及び税額についてみると營業一一・五%で三六千円に対し農業四・一%で八千円となっている。斯る事情が農業負担の不当な軽減として云ふされる一端である。但し一人当所得をみると營業三三五千円に対し農業は三一七千円と著しく低額であり単純な比較は出来ない。只、表示の如く二十六年基準でみると一人当税額指数は營業八八に対し農業一〇・八と全く逆の傾向が指摘される。

### （三）概算所得控除の利用状況

#### 申告所得税における概算所得控除の利用状況を三十年分についてみると、納稅人員では營業は八七%，農業は九〇%で、中告所得額納稅人員四一万人のうち三五万人、八三%が利用していることとなる。又、概算控除額の所得額に対する比率をみると、營業は一・九%，農業は二・三%、総所得金額一、五二〇億円に対して控除額は二三億円であつて一・五%の比率に当る。

給与所得者についてみると、三十年分給与支給額五、五〇七億円のうち、社会保険料控除と概算所得控除を加えた控除額

この特例の利用状況を、三十一年分課税農家のうち、農業所得が五〇%以上を占めるものについてみると、米農家戸数は管内で六〇七千戸、米穀の予約完渡農家戸数は半数の三二一千戸、課税農家戸数は一七%の八五千戸である。

## 1 法人成の状況

最近の法人成の傾向をみると、三十年度首の管内の法人數七三、八三二法人が、三十一年度首には七七、〇八八法人と三、二五七法人増加し、更に九カ月後の三十一年十二月末には八四、七八一法人と三、六九三法人増加している。この九カ月間の増加分について中小法人として税務署

は二八六億円で五・二%であり、  
概算所得控除のみでは一三六億  
円、二・四%を占めている。

所管分を抽出してみると三十一年首の七四、二七六法人が三、五五六法人増加して七七、八三三法人となり、大法

人として調査課所管分についてみると、八一二法人が僅かに一三七法人増加して二、九四九法人となつてゐる。又、この九ヵ月間の中小普

普通法人の増加は三、四二二法人であるので、全法人増加数の実に九三・二%に当り、中小企業者の普通法人への組織替が如何に熾烈であるかを物語るものであり、好況下における他の要因も考察されるが

個人、法人の税負担の不均衡の一つの証左でもあると言えよう。

大法人、中小法人間の税負担の不均衡については特別措置等による傾斜課税が最大の理由であるが、その利用状況を中小法人の比較的利用度の高い制度に限つてみると次表の通りである。(利用法人数について)三十年二月一日から三十一年一月三十一日までの間に終了した法定事業年度分について、法人総数は三十二年四月一日現在をとりその比率を示す)

退職給与引当金	二八	四三
債権償却引当金	二五	四五
欠損金の繰越控除	二〇〇	一〇九
輪出所得の損金算入		
欠損の繰戻し	二三	一三
償却不足額の繰越し	二一	二六二
管内の酒類製成高について、	二〇	三二二
二十六酒造年度を基準にして三十酒造年度の伸びをみると特異な進展を示した果実酒を除いては、清酒一九〇%、合成清酒一五%、ビール一五八%、雑酒一四八%となつており、管内に難・伏見の醸造地区を包含するだけに清酒の伸びが殊に著しい。	二九	三二
販売石数では卸売・小売とも概ね同様の傾向で推移しており、小売段階でビール一二六%、雑酒三七〇%と好調を示しているほか清酒第二級が二七八%と異常な売れ行きを示している。尚不調な酒類としては合成清酒第一級で僅か一五%と顕著な縮減振りである。	二九	三三
物品税について		
主要課税対象のうち、税収について三十一年二月から十月までの実績を前年度同期間と対比		

してみると、特に顕著な増収をみたものに、小型電気ガス冷蔵器類の四三七%、テレビジョン受像機の一七一%があるが他は概ね一〇%程度の増収を示し好調である。

特に徴税上指摘されている不合理な税率等についてみると、ズルチソ・サッカリソは従価換算五〇%の高率課税で不均衡である。化粧品は品名区分よりも取引価格区分によつて税率を適用することが実情に即する等の諸点である。

(二) 五年間延期されたい。又、船台、船型等は著しく改良されて行く現情に鑑み、特別償却、耐用年数等実態に即応するよう改正されたい。

(三) 百貨店の立場から、特に株主大衆化の実情に鑑み、増資配当免税制度は三十二年一月末で期限切れとなつたが復活されたい。

(四) 中小企業特に零細企業にとっては所得額の把握が明確公平を失るために、税率引下げによる減税の効果は端的ではない。勤労所得者の零細営業者には勤労者同等の控除制度（月収三万円の勤労者の場合）と賦与された。

(五) 酒税については一般税率を三〇%以上引下げるとともに、基準年次（昭和九一一年）に比し価格五一〇倍、税額八一倍と一般物価及び他の酒類に比して不当地高い清酒についてはその税率を四三%以上引下げるべきである。就中、清酒特一級はその価格設定の経緯に鑑み、稀少性価値が無くなつた現在早急に引下げるべきである。密造対策としても国民酒としての清酒の安価供給対策を講ずべきであるとともに、二二〇〇万石の密造、五〇〇億円の脱税があると推定されるが、密造対策費が一億円程度で末端では使途

に悩む状況があるので、専くとも対策費は、一〇倍以上増額すべきである。

2 大阪府の要望事項

(1) 府の予算是、投資的経費を一般歳入の六%に削減して黒字団体の体裁を示してゐるに過ぎないので、基準財政収入、基準財政需要の算定を実勢に即応するよう是正されたい。

(2) 法人事業税は歳入面で四七%を占めるが自主財源強等のためにその税率を据置かれたい。

(3) 所得税の減税に伴う住民税の減収分で、税率引上げによつて補てんされない部分等はたゞこ消費税の税率引上げによつて補てんされたい。

(4) 遊興飲食税の公給領收証制度は存続し、課税標準及び税率を簡素化されたい。

3 大阪市の要望事項

大阪市の予算是第三部経費（臨時経費、投資的経費）の削減によって均衡を圖つてゐる実情であり、大阪市が普通交付税の算定上、財源超過団体であること、税源の集中度が高いため等の諸点から富裕団体として規制することは全く実情を拾取しないものであつて、大阪市の特殊事情に即応した税源の配分、交付金及び譲与税制度、起債制度等を配慮されたい。

4 国税当局の要望事項

(1) 稅務事務の能率化のためには、機械化による機動力

(四) 税務事務は出張処理が大半であり、普通旅費は改訂されたが、税務職員日額旅費は据置かれ著しく実情を離しているので増額改訂されたい。

(五) 納稅時蓄組合交付金を現在(所定額の二三%)の三倍程度に増額されたい。

(六) 管内職員の結核患者等の罹病率は全国平均七%に対し一四・二%と二倍強の比率を占め、入職後七八年、年令別には二十五—二十七才の中堅階層の罹病が高率を占めていることは特に留意される必要があり、このために職員住宅、国税病棟の充実化、及び巡回保健健婦の増員を図られたい。

(三) 財政資金対民間取支の状況  
財政資金の動向をみると、まず内日銀三支店（大阪、京都、神戸）における対民間取支は、財政資金の支払が主として中央で行われる関係から常に引揚超過となつてゐるのであるが、最近は全国的の趨勢と相俟つてその規模が著増し、昨年度三・四半期までの収支尻は一、九一七億円の揚超（全国では一九七九億円の払超）で、前年同期一・〇五三億円に比し八二・一%の増加となつてゐる。このような揚超額の増大は、戦後最高と言われる経済の活況を反映し、法人税を筆頭に租税収入の好調、国鉄、専売等官業収入の上昇及び郵便貯金の増加、輸入額の増大による外為会計の払超の減少等が主要因であり、経済基調に変化がない限り、この傾向は当分持続するものと思われる。

尚、日銀券発行状況についてみると、増勢は顯著で、十二月の中の増発は二三〇億円に達し、昨年同期の四三・七%の増加に当たり、出過ぎの嫌いが指摘される。

金融機関預金貸出の状況

好況を反映し、設備資金、運転資金共に増加し、設備資金も下半期以降においては業種に差別なく、中小企業にも波及しつつある。

金融機関別にみれば、銀行の三十一年度十一月までの預金増加は一、四五三億円（増加率一五・八%）で、前年同期の一、八倍、貸出の増加は一、六六八

億円（増加率二〇・〇%）で前同期の実に八倍に相当する激増を示している。尚この間預貸は極めてアンバランスになつてゐるが、大阪社員銀行について十二月末における実質預金と貸出を対比すると実質預金一二億円に対し、貸出一、七五億円とオーバーローンの傾向が如実に表明されている。

相互銀行の三十一年度十二月までの資金量の増加は一〇・四億円（増加率一四・一%、前年同期の一・四倍）、融資額の増加は九八億円（増加率一四・二%、前年同期の一・四倍）であつて、このテンボは銀行よりは低調ではあるが全国相互銀行平均を上回る好調を示している。

信用金庫では同期間に預金増加九一億円（増加率一六・一%、前年同期の一倍）、貸出増加は六九億円（増加率二六・六%、前年同期の一・五倍）を示し、預貸も貸出とともに相互銀行に比して好調であり、且つ全国信用金庫又均を上廻っている。

以上の諸情勢を反映して日銀貸出も十二月は前年同月一〇・一億円の減に対して一三九億円の増加といふ特異な事情を示している。

ち、商社向貸出が増加しており、設備資金では海運・造船、電力関係の需要が顕著である。只、鉄鋼業は収益性の向上により自己資金が潤沢なため余り注目ではない。

又、中小企業は昨年後半以降、設備合理化乃至拡大の意欲が盛んとなり、一方資材の値上がり、操業度の上昇による運転資金需要もかなり多く、中小企業の資金需要は極めて高い。

尚、三十二年度の設備資金の需要のピークは六一八月頃と想込まれるが、設備資金、運転資金とともに本年度も増加傾向にあると言われる。

金額工業が中心であり、その他建設業、運送業、泉州地区織布業等が目立っている。斯る資金需要に対しても金融機関貸出しは比較的積極的であつて、銀行の中小企業貸出しの比率は三十一年十一月末現在都市銀行三九・五%、地方銀行七七・一%と上昇傾向にある。

政府関係金融機関に対しては特に設備資金の需要は著しいが、商工中金が略々需要を充足しているほか、配分枠を大幅に上廻しており、資金量の拡大を望む声が高い。

信用保証協会、信用保険の利用状況は、一般に中小企業の資産内容の向上、保証協会については保証料の徴収によるコストの増高、金融機関相互の競争激化による借手との直接取引への移行等に因り頭打ちの傾向があり、信託保険についても枠に制約されその利用状況は伸悩みの状態にある。

味があり經濟不良の弱小組合もある。京都府は七組合、和歌山県は五組合、滋賀県は一組合であるが、京都府の發展性が予想されるほか、他は未知数であり奈良県には実在しない。

発足後日の浅い現在では、総資産は一三千万円程度で經營基礎は極めて薄弱(保有契約高四〇四億円に対し三・三%)で、特に大阪、兵庫地方では危險組合が指摘され、最近では、設立に際し地方公共団体と保証契約を締結することが多く、又他方においては商工共済連合会等による再保險制度が考慮されている。

#### (v) 妥当なものは次の通りである。

1 預貯金利子所得の免稅は、預金構成(六ヶ月定期預金が二五%を占める)、株式投資の個人層への渗透度等の諸点に鑑み、六ヶ月の定期預金をも含め、更に存続されたい。

(各金融機関)

2 中小企業向資金量増加のため、政府資金の預託か、資金運用部資金貸付の方途を講じられたい。(相互銀行)

3 預金者保護制度の制定に當つては、金融機関種類別に差等を付さず銀行、信用組合にも適用せしめられたい。

(相互銀行、信用金庫)預金保障基金に財政資金を投入されたい。信用金庫は出捐でなく

出資とされたい。(信用金庫)

4 信用保証協会を強化し、料率引下げ等を実現せしめるため財政資金を投入されたい。(相互銀行)

5 信用組合の最近の運営状況に鑑み大蔵大臣の監督下に收められたい。(相互銀行)尚員外取引は厳格に規制された。(信用金庫)

### 三、税關行政について

#### (+) 概況

神戸港の最近の外國貿易量は、

金額において、輸出が昭和二十一年の約二倍の二六・六八六億円と顯著な伸展を示し、輸出は全国の四割、輸入は二割三分となつており、貿易港としての権要な地位を益々高めつつある。

神戸港の特色は、ヒンターランドとして京阪神地区を持つ為に、輸出が主体であるとともに、中小業者が極めて多く、又仕向国としては横浜港が米国市場に向集中しているのに対し、東南アジア、アフリカ、歐州向の小口雜貨輸出が極めて多い点であり、従つて税關行政上の諸問題が端的に表面化している。

以下問題点を要約すれば次の通りである。

1 貿易手続を経ずに行われる密貿易は、經濟の安定化に伴つて、少量、多収益のものに移行し、時計、貴金属、麻薬等身辺隠匿によるものが多くなつた。代表品は腕巻時計で、全国で六〇万個、市販外国品の八〇%、国内總需要の二〇%などと言われ、浦賀額は関税、物品税を合算し五十六億円と推定されている。密輸方法は、買出入と称する常習犯が船上等で取締し、秘密組織によつて全國に散布されるのであるが、この形態の密貿易は、買出入と称する常習犯が船上等で取締し、秘密組織によつて全國に散布されるのであるが、この形態の密貿易取締には現行法規上の不備が指摘される。即ち關稅法では税關職員には保稅地域への出入り、從つて税關行政上の諸問題点を要約すれば次の通りである。

2 貿易手續に便乗してなされる密貿易には、例えは羊毛買付用外貨當が毛製品輸出證明書によつて獲得出来る為替外取引は嚴格に規制された。(相互銀行)

3 密貿易取締は、鑑査部の技術面を導入し、技術部を設置する必要がある。

又、機構を改編し、鑑査部の

技術面を導入し、技術部を設置する必要がある。

1 密貿易は、經濟の安定化に伴つて、少量、多収益のものに移行し、時計、貴金属、麻薬等身辺隠匿によるものが多くなつた。代表品は腕巻時計で、全国で六〇万個、市販外

國品の八〇%、国内總需要の二〇%などと言われ、浦賀額は関

税、物品税を合算し五十六億円と推定されている。密輸方

法は、買出入と称する常習犯

が船上等で取締し、秘密組織

によつて全國に散布されるの

であるが、この形態の密貿易

取締には現行法規上の不備が

指摘される。即ち關稅法では

税關職員には保稅地域への出

入について、貨物には質問

権、検査権があるが人に対し

て出入を規制する権限がない

ことであつて、取締の徹底化

のためには人にに対する質問

権、検査権を賦与するよう處

置すべきである。

現在の保稅工場制度は、戰前に比して、保稅という点では著しく後退しており、保稅工場の取締りは、單に原料、製品の搬出入の取締に止まらず、製造工場の監督、歩留りの正確な把握すべきである。

現在の保稅工場制度は、戰前に比して、保稅という点では著しく後退しており、保稅工場の取締りは、單に原料、製品の搬

出入の取締に止まらず、製造工場の監督、歩留りの正確な把握すべきである。

現在の保稅工場制度は、戰前に比して、保稅という点では著しく後退しており、保稅工場の取締りは、單に原料、製品の搬

と、又船舶の入港届は七通を要すること等幾多指摘されるが、貿易中心主義に徹した港湾行政機構の一元的再編成は是非とも実現される必要がある。

附  
述  
事

月の販賣額は五百五千個、貨幣用模印一七千個等となつてゐる。貴金属地金の精製及び品位証明部門は地金精製高で約一〇トン、品位証明で約一トンである。貴金属製品の品位証明(ホールマーク)は指輪約八三千個、時計側約三万個等である。又地金鉱物の分析試験部門では一九六千件の分析試験をしている。以上各部門の事業量の比率は、概ね貨幣部門九割、その他一割といふ構成になつてゐるが、最近は装金関係の事業量が増大する傾向にある。

太陽地力局管内の製糖  
作許可面積は概ね全国

十五六年度頃まで量の増加に置かれた重点が、二十九年度以降は耕作技術の向上と相俟つて質の向上に移行された結果でもある。三十一年度も概ね三十年と同様の状況を示している。

この結果、収納状況を量目別等級構成でみると、二十五年年度当時の重心は四・五等にあつたが逐年上位に移行し、二十九年度以降は三等が最大のウエイトを占め、葉たばこの品質向上が端的に表明されている。

たばこ販売状況

管内における販賣状況の推移をみると、總本数においては二十九年度〇・七一%、三十年度〇・〇五%の需要増加を示して

この下級品の不振は、主として原料事情に原因するものであるが、このような事情に対処して、当局からは、原料葉耕作等に質量両面の配慮を加えるほか、企業努力によって需要者の嗜好に適合するよう、いわば下級品の充足に努力して漸次解消せしめる旨の説明がなされていて、新設され、三十本の三工場の製造能力が一二〇億本で八〇億本の不足を生ずるのであるが、この充足のためにも茨木工場が新設され、三十九

質化と、斯る下級品の売行増進など、下級品の品不足といふ結果を招来している点は管内においても同例である。

おり、品種別構成比をみると二十八年度のピース、光の五三%が二十九年度には三八%、三十一年度には二八%と著しい縮少を示したのにに対して、新生は一九%、三三%、四五%とその位置を全く逆転せしめている。

中京班派遣委員報告書

第一回 中京地区の経済的概況

静岡、愛知、岐阜、三重の四県域は、名古屋市を中心としていわゆる中京圏を形成し、面積において全国の七・九パーセント、人口において一〇・六パーセントを占め、東海道、関西、中央、九州の各主要幹線と名古屋、清水、四日市の良港に恵まれ、地理的にも経済的にも表日本の中南部の中枢地区となっている。

先ず産業面では、会社数において全国の一・八パーセント、生産所得において一・一・一パーセント、工場数において一・七・五パーセント、製造出荷額において一・一・一パーセントを占め、農家数において

第一回 中京の概況

静岡、愛知、岐阜、三重の四県は、名古屋市を中心としていわゆる中京地区経済圏を形成する。

において全国の七・九・パーセント、人口において一〇・六・パーセントを占め、東海道、関西、中央、名古屋、清水、四日市の良港に恵まれ、地理的にも経済的にも表日本の中央部の中枢地区となっている。

トがこれに次ぎ、車両、自動車、自転車、織機械、ミシン等は国際市場に進出して外貨の獲得に重要な役割を果している。

一方静岡県を中心とする和洋紙、美濃紙で知られる岐阜県の和紙は、全国生産の二四ペーセントを占め、ガラス及び土石製品の大半を占める陶磁器類は同地区的特産品として内外に名声を博し、名古屋港輸出総トン数の五〇ペーセントを占めている。

地域的には名古屋地区が機械、金属工業、尾張地区の毛織物、三河地区が綿織物、瀬戸地区が陶磁器、駿河地区的茶及び紙等はいずれも知られているが、殊に一宮、尾西の両市及び木曾川町を中心と

工業的にこれをみると、同地区は京浜、阪神、北九州の三地区と並んでわが国の四大工業地帯といわれ、紡績、毛糸等の織維工業を中心として諸工業が栄え、織維品の出荷額では全国の三五ペーセントを占め、全国第一位となつておなり、金属機械工業の二四ペーセン

貿易面では輸出高において一〇・六・八ペーセントを占めており、輸入高において一・二ペーセントを占めている。輸出では、食料及び飲料の三三・八ペーセント、非金属礦物の五三・一ペーセントが輸入では繊維原料の四二・一ペーセントが、それぞれ他を抜いている。これは茶及び陶磁器の輸出と原毛の輸入が同地区産業の特色となつてゐることを物語つてゐる。

する地区は、わが國屈指の毛織物産地として有名で、その生産額は年間八〇〇億円の巨額に達している。

## 二、主要税目の収納状況

名古屋国税局管内における昭和三十一年十一月末現在の収納状況を主要税目についてみると、源泉

では九七・八バーセント、申告では七九・三バーセント、法人では八三・七バーセント、酒では九四・

六バーセント、物品では九一・二バーセント、入場では九三・一バーセント、その他八九・七バーセントと極めて成績良く、これを全国比

てみると、源泉では微収決定の八六に対し収納八・八、申告では

法人では決定一〇・六に対し収納一〇・八、酒では決定七・五に対し収納七・六、物品では決定一五・八に対し収納一七・六、入場では決定一〇・三に対し収納一〇・二、その他では決定九・六に対し、収納九・

八となつておらず、入場税を除いてはいずれも収納が決定を上廻る順調な収納状況を示している。

次に一人当たり負担額の推移を過去三箇年分についてみると、昭和二十八年には一人当たり所得三〇万九千円であったが昭和三十年には三三万二千円となり一万三千円増加しているにかかわらず税額では

昭和二十八年の三万二千円が、昭和三十年に二万四千円と八千円の輕減を示しており、各種減税効果を認めることができる。

これを營業と農業で比較すれば、昭和二十八年の所得は營業で三〇

万八千円、農業では二〇万六千円、

税額では營業の四万一千円に対し農業では九千円であつたが昭和三十年には所得では營業三一萬三千円に対し農業二六万六千円、税額では營業の三万一千円に対し農業では一万三千円となつておらず、三千箇年の間に營業は所得が五千円増して税が一万円軽くなり、農業では所得が六万円増して税が四千円重くなっている。

しかし課税人員の割合でみると、營業の三六バーセントに対し農業は二七バーセントと課税範囲において狭く、これを一人当たりについてみると、營業では三二万七千円の所得で税額はその一割の三万一千円を納めるに対し、農業では二六万六千円の所得で税額二万三千円となつておらず、税率は五分と農業に軽くなっている。

従つて農業は營業に較べ税負担が軽いこととなる。

次に申告納税の状況をみると、名古屋国税局管内の予定納税者は二〇・六、八・六人に対する確定申告者は二六・七、四・一二人と予定を越えているがその内更正決定をした者は僅か一、二〇・三人にすぎないから、申告制度がようやく馴れてきて、順調となりつつあることが認められる。

次に概算所得控除制度の利用状況をみると、課税人員二七五・六二人の八四バーセントに当る二三・五五六人が、この制度を利用しており、申告件数八・〇、三八五件（内税務署所管七八・二五六件）で前年度の一〇・三バーセント、税額が一七・一三八・八一二千円

次に米穀所得税の臨時特例法の効果をみると、課税農家件数一二三・四一九件の内九・五バーセントあり、課税農業所得二五・三四九・八七九千円の六六バーセント一六・

七七四・五七六千円が米作農家である。この内臨時特例法の適用件数は課税農家の六四バーセント七七九・二〇一件で、その軽減額は八一七・〇一千円、一人当たりにして一万円である。この額は、

課税農業所得の三バーセント、米作所得の五バーセントにすぎないが、同地区的農業は東北、北陸のそれと異り、早期供出の少いことを示すものと見られる。

次に社会保険診療報酬課税特例の適用状況であるが、この適用者は医師三・〇八八人、歯科医師一・六七九人、合計四・七六七人であり、その收入は前者の三・六五八、六六一千円、後者の一・一三五、五三七千円であるが、法の適用用がなければ前者は一・五七二、七三三千円、後者は五六三・三四千円の所得であるのに法の適用によって、前者は三五バーセント減、後者は四三バーセント減と大幅な控除を受け医師にとっては極めて大きな特典となっている。

次は法人税の課税状況及び法人成りの状況であるが、昭和三十一年四月から同年末における管内法人の課税状況は申告件数八・〇、三八五件（内税務署所管七八・二五六件）で前年度の一〇・三バーセント、税額が一七・一三八・八一二千円

（内税務署所管五・〇九三・一四二千円）で前年度の一三九バーセント、税額は一九・四〇八・九一三千円（内税務署所管六・七三三・八六一千円）で前年度の一三三バーセントとそれぞれ伸びており、経済界の好況を反映している。

なお、最近における法人成りの増加は、昭和二十八年に四・六一一件、同二十九年に一・八一三件、昭和三十年に至っては七・五五件と急激な減少を示しているが、これは法人となるべきものはこの数箇年内に一応設立を終つたことを意味するものである。

次に法人の特別措置利用状況をみると、管内においては、貸倒準備金の一・一・七バーセント、価格変動準備金の一・三・七バーセント、繰越準備金の一・四・七バーセント等が多く利用されており、管内総法人数に対する利用率は五・四バーセントとなり、約半数の法人が何等かの特別措置を利用している。

次に酒類の製造高及び移出高を昭和二十四年と昭和三十年の両酒造年度で比較してみると、清酒は、昭和二十四年に六七千石であったものが昭和三十年には二一千石となり約三倍の増加、合成酒では五五千石が一〇八千石と約二倍になり、焼酎は、八七千石より一三三千石とそれぞれ増加しているが、酒類全部の生産状況を標準年度（昭九・昭一二）を

あつたものが昭和三十年には二一千石となり約三倍の増加、合成酒では五五千石が一〇八千石と約二倍になり、焼酎は、八七千石より一三三千石とそれぞれ増加しているが、酒類全部の生産状況を標準年度（昭九・昭一二）を

九四（全国一三三）と丁度二倍の伸びである。

これを移出高でみると昭和二十四年には清酒一級一二千石、同二级四千石が昭和三十年には一级五千石と減少して二级が二三千石と増加し、ともに一级酒が減つて二级酒が伸びている。

物品税も殆んどの品目が前年度を上廻り、とりわけ電気冷蔵庫、電子機器、テレビジョン、小型乗用車等が大幅に伸びていることは一般に好景気といわれていい処を費づけるものである。

なお、愛知県及び岐阜県においては、それぞれ納稅財團組合の推進を図るため、県、市、町村及び国税局、税務署の関係者をもつて県納稅財團組合推進協議会を設置し、税務署毎に地方推進協議会を置き、連絡機関としては実行委員会を設けて、納稅財團組合の育成強化に努め、組合と金融機関との協調、優良組合の表彰、補助金申請書等の統一により、国税地方税の賦課及び徵収に寄与しているとのことである。

三、税制に関する要望事項（名古屋における各界代表の要望）

○從来政府は答申を行ふに忠実でない傾向がある。今回の答申は大体妥当なものと思うから忠実に実現せられたい。

○法人税率の軽減は二バーセン

- 法人税率の軽減は二バーセントでも止むを得ないが三十二年度より実施せられたい。
- 電鉄会社等の公益企業に対しても、風水害対策の一環として毎期一定額の災害準備積立て認められたい。
- 退職給与引当金は純然たる負債であるから五割引下げを取り止め、現行通り存続せられたい。
- 羊毛の輸入関税は、外貨割当制を採っているから不要であり、また輸入国では輸入原料に課税すべきでないから取り止められたい。
- 利子所得に対する一〇パーセントの課税を五パーセントに軽減せられたい。
- 摺発油税については政治的な面が強いて、一般財源により解決を図られたい。
- 印紙税の課税方法は不合理であるから、商取引に支障を与えない合理的な方法とせられたい。
- 鉄道事業に対する事業税（地方税）は、現在利益の有無にかかわらず売上高に課税しているが自動車事業の如く所得（利益）に対して課税するよう改正せられたい。
- 地方税の徴収方法を附加税あるいは委任制として税制を簡素化せられたい。

- 一定のわくを設けて特別償還を認め、第三次再評価の機会を設けられたい。
- 中小企業の基礎控除を二〇〇万円差しとせられたい。
- 税制の簡素化を図るため、一億以上を国税局、他を税務署の担当とせられたい。
- 私鉄用地に対する固定資産税の評価を合理化せられたい。
- 酒税を軽減して密造防止を図られたい。特別償却の恩典を中小業者にも与えられたい。
- 税制の簡素化のため、国税地方税一本化せられたい。
- 染色加工の段階にも輸出免税をせられたい。又輸出免税について縮と毛の差をなくせられたい。
- 住民税については、国税の減税に伴う地方財源の減収を廻避するため、原則として、個人の納稅義務者の負担が從前の制度による場合の負担額を超えることとならないよう、配慮して税率を調整することとし、その結果なお減収となる部分はたゞ消費税の増率をもつて補填せられたい。
- 法人事業税減税の措置を講じないよろにせられたい。
- 地方税の各税目を通じて非課税規定が多いからこれを整理せられたい。
- 基地等所在市町村は固定資産税收入が少く、特別の財政需要により財政が圧迫されてい

るから、「国有資産等所在在  
町村交付金及び納付金に關する法律」の交付範囲を拡大して、駐留軍及び自衛隊使用の固定資産、各市町村の水道設等も交付金の対象とせらるたい。

○岐阜県の県税中に占める法事業税の割合は四〇・三ペーセントで県税収入の根幹であり、個人法人間不均衡は正の見地からも法人事業税については現行税率を据置かれてい。

○白色申告者とあまり内容の異なる青色申告者が専従者控除の恩典を受けているのは負担の不均衡であるばかりでなく、住民税、事業税等が所得額を基礎に課税する点にかんがみ、青色申告者の専従者控除は地方税においては除外せられたい。

(税法に関するもの)

○所得稅法第二六条第一項第一号及び第二号に規定する「給与以外の所得三万円に満たない場合」を、給与以外の所得五万円に満たない場合」と改正せられたい。

○所得稅法第二六条の三第四項の青色申告承認申請書の提出期限「三月十五日」を「十二月三十一日」に改正せられた。

- 法人税法第九条第三項に「令で定める寄附金について損金に算入す」とあり、施行則八条に「損金に算入する附金は大蔵大臣の指定した金とする」とあるも個人青色申告にはその特例がないため、法人個人の権衡を欠いているから是正せられたい。
- 相続税贈与税の現行課税方は取得者課税であるが、分方法により同額資産の者で税額が異なるのは公平を欠くら、遺産贈与者課税に改正された。
- 相続税、贈与税、固定資本税、不動産取得税、登録税課税標準である財産評価をさせられたい。
- 紡織物製造設備の総合耐用年数は、現行法では二十二年になつてゐるが機械の進歩の度現在では経済的陳腐化を考慮して織機の耐用年数を十ヶ程度に短縮せられたい。
- 染色整理加工業における他の毛織物に加工した物品又は加工中の物品のたな卸的資産については、価格変動準備金の設定が認められていないが、実質的な卸資産としてそれを設定を認められたい。
- 措置法第七条の六第九号の染加工は輸出所得の特別控除を受けているが、染色整理加工も該当するより改正せられたい。
- 密造酒対策として酒税を軽減せられたい。

○清涼飲料について申告制を採つてゐるが、素質の悪い業者を防ぐため免許制に改められたい。

○現在五種類の物品に物品税表示貼付の物品を増加せられたい。（一宮税務署の意見）

（租税行政に関するもの）

○税務署の自主性と調査力を強化するため、国税局及び税務署の定員を増加せられたい。

○在勤地出張旅費を最低一五円に増額せられたい。

○税務行政の円滑を図るため、庁舎及び宿舎を整備せられたい。

○外勤事務用としてスクーター、軽二輪車を配置せられたい。

○納稅貯金組合に対する補助金を増額せられたい。

○事務用備品を整備せられたい。

○給与を改善せられたい。

なお一宮市において毛織物業代表と懇談したのでその際の要望事項（大蔵関係以外のものもあるが）を一括して附記する。

（織物業界の要望事項）

○中小企業に対する設備合理化の補助金は各個の企業に対しても交付されているが組合が機械を購入している場合には一括して交付するよう法律を改正せられたい。（通商産業委員会）

- 共済組合の保険事業をすみやかに実現せられたい。
- 協同組合と調整組合は重複しているから関係法規を改善せられたい。(通商産業委員会)
- 輸出振興の見地より国外でやる展示会等について国庫補助を支給せられたい。
- 中小企業に対する税金を大幅に軽減せられたい。
- 外貨割当は原毛輸入に対してのみ割当てられ加工業にないのは不合理であるから、外貨割当制度を改善せられたい。
- 中小企業に対する設備融資のわくを大幅に拡大せられたい。
- 機械の償却年限を(現行二年)十五年に短縮せられたい。
- 輸出減税の措置を加工整理の段階にも適用せられたい。また綿と毛の差を撤廃せられたい。

	輸出額は 名古屋港	四日市港	清水港	合計
名古屋港	六三三億円	二七%増		
四日市港	三四億円	一三%増		
清水港	二三五億円	一四%増		
合計	九〇七億円	二三七%増		
輸入額は 名古屋港	一〇三四億円	二八%増		
四日市港	一四五億円	一〇%増		
清水港	一四五億円	一〇%増		
合計	七二三億円	二九%増		

一、九〇六億円	二九%増

輸出	一四〇%
輸入	二七七% (昭三一年)
合計	一五八% (昭三〇年)
輸出	一四〇%
輸入	二一五% (昭三一年)

五、東海財務局管内の金融情勢
昨年における金融正常化の進展、海外市況の好転、引き続いた豊作等に支えられ、投資の活発化、経済規模の拡大等により、未曾有の好況がもたらされたが、中京地区においても各方面にわたり躍進がみられ、同地区の代表的産業である織維を中心として設備投資が活発化し、今後の過剰生産が懸念されたが、輸出の好調と国内購買力の増大等により、懸念された問題も一応消滅している。
今やこれらの設備投資も一応峰を越し、引続いて運輸資金増加の段階に入っており、特に昨年末においては、季節的な決済及び仕入資金の需要増加が加って、極めて繁忙を呈している。経済界の活況による旺盛な資金需要を反映して、都市銀行では、昨年下期の貸出増加額が預金を上廻る傾向を示し、日銀名古屋支店の貸出は昨年十月末五五億円、十一月末四六億円、十二月末六六億円といちじるしい強調を示した。一方第四四半期は大幅な揚超期であり、一層の金融繁忙が予想され、この調整が問題となるものと思われている。
従来解決困難であった親企業の下請企業に対する支払遅延の問題及び現金支払、手形期間の短縮等の問題もいちじるしく改善され、従来密輸事犯の取締りについては、人権尊重に注意しながら事件の真相を究明することに努力と緊密な協調のもとに犯則の防護と摘発に努めている。
これら密輸事犯の取締りについては、人権尊重に注意しながら事件の真相を究明することに努め、警察、M.P.、麻薬取締官等と緊密な協調のもとに犯則の防護と摘発に努めている。

昭和三十一年中に管内で発生した事件は告発したもの三四件、通告事件一六九件、通告事件の処分による罰金相当金及び追徴金の合計は九、二四〇、八一七円である。

なお、犯人の国籍別人員は、日本人一四八名、朝鮮二十名、南西諸島三名、中国四名、米国五名等である。

管内各港における密輸事犯は、国民経済の向上及び外国貿易の進展を反映して、密輸入物

従来中京地区は一般に勤勉にして堅実であるといわれているが、国民貯蓄組合の貯蓄も全国の上位を占め、婦人団体や子供銀行の活動も全国の首位を占めており、金融機関における一般預貯金の增加状況は、三十一年度においては、目標額の七八・三パーセントを十一月末に達成し、一昨年を上廻る順調な伸び振りで一昨年末の豊作を反映して、農業協同組合はすでに目標を突破し、郵便局も七〇・一パーセントを上廻り、信用金庫、銀行を昨年度を上廻る達成率を示している。

また経済状況の長期安定が見透される最近では、生命保険も躍著な伸びを示し、新規契約が名古屋地区のみで五一億円の増加を示し、前年同月の三二億と比べ非常な増加である。

一方織維関係、陶磁器、合板等の企業では、設備及び増加運転資金の需要が殊に大きく、昨年六月頃より、都市銀行の貸出状況は預金を上廻る傾向にあり、地方銀行にも八月以降にその傾向が現われている。これは好況を反映した企業の都市にある親企業と地方にある下請企業の浸透期間のずれを示すものと思われる。

これら設備投資も昨年秋頃より下押気味となり、現在では専ら増加運転資金に移行している傾向が認められる。

東海財務局管内には信用保証協会が六つあり、金融機関に対する資金需要がそのまま信用保証協会の利用度に反映して保証申込は逐

次増加し、三十一年十一月より十二月の一箇月間の保証申込は前年同期に比し一パーセントの増加を示している。また公共団体と金融機関の協力によって保証基金は大幅に増加し、保証事業はますます堅実さを加えている。これに伴い保証承諾の割合も申込に対し、前年同期の九三パーセントから九三・九パーセントと上昇し、保証倍率は六・四倍となっているにかかわらず代位弁済額、求償権現在額はそれぞれ前年同期に比し、一二・九パーセント一二・七パーセントとそれぞれ減少しており、融資先の資産内容及び保証協会の保証力の向上を示しており、保証協会の今後の活動が期待されている。

信用保険の利用状況は、信用保証協会が最も多く（約七割）、銀行、信用金庫、相互銀行がこれに続いているが、その比重は未だに低く、信用保険制度の活用は今後問題となっている。

中小企業金融公庫名古屋支店の三十一年度第三、四半期の貸出実行状況は昨年に比し、件数で八二八百万円に追加され、第四、四半期の貸出わくは僅か四億円となっているが、既に一三五八百万円に達する借入申込があり、来年度分を繰り上げて貸出すことを余儀

されるものとみられている。なお産業別では織維、製陶等の設備資金需要が多い状況であり、昨年五月に開始された小口貸出制度も引

用金庫関係を中心に順調に利用されている。国民金融公庫（名古屋支所）の貸出状況は、第三、四半期において、昨年同期に比し、件数で二〇・パーセント、金額で二・七・七パーセントの増加を示して、七・七パーセントの増加を示しているが、これは公庫に対する認識が普及したことと豊橋支所の開設によるものとみられる。

なお四日市市において、三重県の行政上の中心は津市にあるが経済の中心は四日市市にあるから、同市に国民金融公庫支署及び中小企業金融公庫支署を設置せられたとの要望があつたことを附記する。

名古屋手形交換所における最近の手形交換高は、三十一年十月より三箇月間ににおいて、二、一〇二千枚八一四、四〇二百万円に達し、昨年同期に比し、件数で一四パーセント、金額で四七パーセントの増加を示し、不渡手形の発生状況は八、三三三枚、六〇五百万円と昨年同期に比し、件数で二一パーセント、金額で三二パーセント減少し、企業の収益向上に伴う資産内容の向上を示している。

中小企業金融公庫名古屋支店が主となつて昨年九月から市内十三箇所に中小企業金融相談所を開設して中小金融融通に努め、九月以降毎月七〇件程度の融資相談を受けおり、金融機関の努力が

続いて好調のため、年末手当を中心各支払ともおむね順調であつたにかかわらず昨年度以上の

揚超となっている。

六、岐阜県の金融事情

（一）信用保証協会の状況

岐阜県下の信用保証事業は、

岐阜県一円を地区とする県信

保証協会と岐阜市一円を地区と

する市信用保証協会の二つがあ

り、両者合せて五八、三七一千円

の基金で、三十一年十二月末現

在保証残高三一五、一七二千円、

保証倍率五・四倍となつてある。

本年度中の保証申込は十二月末までに一、四七〇件四八二、三〇一千円に上り、前年同期に比し三

二、五四二千円七・二パーセント

の増加であるが、件数では三五

件二・三パーセントの減少となつ

ている。

保証承諾は申込に対し八九・

一パーセントとなつてゐるが、

このうち申込取消、申込中を除

くと承認率は九六、五パーセン

トとなり、大部分の申込に応じ

ていることを示している。保証

料は県保証協会が日歩八厘の高

利回りであるが、昨年十一月同率

となり、昭和三十年十一月か

ら八分八厘四毛以下、十二月以

降七分七厘八毛以下となり、岐

阜県での各地方公共団体も右基

準以下でいずれも消化したが、

昭和三十一年七月十一日の起債

額は、岐阜市においては再建公募債

二億三千万円の消化について金

融機関と話合を進めていたが、

七月二十五日に第十六銀行その

他七銀行で金利七分九厘で消化

した。当時は貸出金利低下の情

報が保証協会の活動を多少抑制していることと否定できない。戦後の混乱期からインフレ過程の経済情勢に即応して認められてきた割増金附貯蓄に対する影響はない」とのことであった。

最後に地方公共団体の公募債の金利については、岐阜県下地

方公共団体が昭和三十一年十月以前に消化した公募債の利廻りは

岐阜市が開設用金庫で八分三厘で消化したのを例外として他はすべて八分九厘以上である。

各地域毎に地方公共団体が公募債を消化する金利は区々でし

かも高率であつたため、国が一応の公募債消化基準を定めるこ

とにあり、昭和三十年十一月から八分八厘四毛以下、十二月以

降七分七厘八毛以下となり、岐阜県での各地方公共団体も右基

準以下でいずれも消化したが、

昭和三十一年七月十一日の起債額打ちは状況にあつた保証申込も今後増加する見込である。然

るが、起債条件自由化が決定した当

時、岐阜においては再建公募債

二億三千万円の消化について金

融機関と話合を進めていたが、

七月二十五日に第十六銀行その

他七銀行で金利七分九厘で消化

した。当時は貸出金利低下の情

報が保証協会の活動を多少抑制していることと否定できない。

戦後の混乱期からインフレ過程の経済情勢に即応して認められ

ていた割増金附貯蓄に対する影響はない」とことである。

なお高山市他七市町が融資保証条令を定めて中小企業に対する

融資需要に十分応えているもの

とは思われない状況である。

なお高山市他七市町が融資保

証条令を定めて中小企業に対する

勢下にあつたので、この七分九厘が他の七再建団体の公債消化の基準となることをおそれ、特に再建公募債には国の利子補給があるので國の経費節減等の点も考慮して県総務部長と東海財務局岐阜財務部長が協議して

團體名	金融機關	利潤率	年月日下
金額		新	引
岐羽美濃加茂市 大垣市 三九〇万円	大垣共立銀行	八九	八九
八四〇万円	第十六銀行	八九	八九
八九		七五	一、四一
七五		七八	三、〇一

協議会を設け、再建団体と金融機関との間で金利について難航する面があるときは、交渉あつせんの労をとることになった。  
なお最近の貸出金利の低下に伴い、二十九年度以前の公募債の金利引下げに成功した団体は次の通りである。

他の附帯施設で、利用中のものは土地三二七、六六〇坪、建物六一棟延一四、八四〇坪、機械器具一、七〇六台、附帯施設一式であり、未利用のものは、土地一六八、一六八坪、建物九三六七一台、附帯施設一式である。

賄油槽 六基及び附属施設を  
貸与している。

中部電力株式会社

昭和二十九年三月三十一日

の契約により

土地二九、七、九坪を火力発電所用地として売却し、昭和三十年十一月第一期工事を終了する。

溝口にある第一排水ポンプ所施設は、終戦後破損未利用のままであつたが、四日市市から無償貸付申請があり、国有財産特別措置法第十条による委託管理として昭和二十九年十二月より四日市市が土地三九五坪、建物四六坪、機械器具一三箇及び附属設備を管理している。

東海硫安工業株式会社  
土 地 一一二〇五二坪  
建 物 五三棟  
機械器具 一、二〇七台  
以上旧施設の約五分の一を利用

日付で送電線鉄塔用地として  
土地七四坪の貸付契約を、また  
昭和三十一年四月灰流管設置  
用地として土地二八〇坪の地役権  
設定を、それぞれ契約した。

昭和三十年八月二十六日の  
昭和石油株式会社

なお多治見市及び高山市は二十九年度以前の公募債の金利引下について接觸中である。

東海財務局所管の国有財産の主たるものは、旧海軍軍用財産、終戦処理支弁取得財産、財産税または相続税による物納財産等であり、これら財産の管理及び処分について

は、昨年六月発足した国有財産東海地方審議会の諸問題を経る等の方法により、公共の利益、民生安定、産業振興等に寄与するよう努力されている。国有財産東海地方審議会は、同地方各界の良識を代表する学識経験者二三名及び関係行政機関職員七名から構成され、中日新聞社会長大島一郎氏を会長として運営されている。附議された個別的事案については小委員会を設けて専門的に検討し、事案によつてはその都度臨時委員が参加することになっている。

の承認を得て  
は四日市市に  
科廠の処分状

(一) 施設の概況

する旧第二海軍燃料廠の処分は多くの案件が審議会の承認を得て処分されたが、今日は四日市市における旧第二海軍燃料廠の処分状況を視察した。

旧第二海軍燃料廠の施設は、昭和十四年から同十八年にかけて建設された原油処理能力年間一〇〇万トンを目標とした旧海軍の施設であるが、施設の大半が終戦直前の空襲による被害と戰後十余年間の放置に加え、地盤の沈下や高潮等のため、いちじるしく荒廃の様相を呈している。現在大蔵省で管理している財産は、土地四九五、八二八坪、建物一五八棟延三三、四〇五坪、機械器具九、三七七台及びその

東亜石油株式会社  
昭和二十一年一月十九日以降  
貯油槽施設として  
土地 一五、七四八坪  
建物 五棟 延三二坪  
貯油槽 一〇基及び附屬施設  
大協石油株式会社  
昭和二十五年六月十日以降  
原油貯油槽施設として

(二) 昭和石油株式会社に転用決定の経緯  
旧第二海軍燃料廠施設の活用について、昭和三十年八月二十六日の閣議了解により、その一部を昭和石油株式会社に転用する方針が決定し、更に東海硫安工業株式会社等の関係会社との間の土地使用についての調査結果についても了解があり、相互に地割協定について覚書が交換さ

西一三四一、大六一円 八四四、大六一円

ンの確保を生産しているが、更に昭和三十年五月二十日及び同年八月八日付で新たにガス法による生産施設として建物三棟延べ一、二五一坪、工作物一式、機械器具九個を貸与している。

区	分	數
土建工機械器具	地物	六九棟 一七五六三
計		
(二) 昭和石油株式会社に転用決定の経緯	六九棟 一七五六三	八九九七 二二五〇

八四一、九六六円	八四四、九六六円
七三、五七三〇番九円 八七〇〇八〇、六〇番九円 六〇、六八九、一〇〇円 一四三、七六一円	八四一、九六六円 八四四、九六六円 八四四、九六六円 八四四、九六六円

第五部 大蔵委員会会議録第九号

め、昭和三十一年三月末に所期の評価作業を終了した。以上の作業に併行して、当局が一括申請の内容について調査していたところ、昭和石油株式会社から

更に工事の進捗を図るために、分割処理の希望があつたので、昭和三十一年五月十日附で次の通り第一次売扱並びに貸付契約を締結した。

区	分	数	量	売 払 価 格	貸 付 料
土 地	建 物	三 棟	三〇三坪	三一八〇二〇八円	一一二〇二・五七六円
機 械 器 具		三〇件	西六三・八五円	三七七五・三〇〇円	
工 作 物		三〇件	西六三・九九円	三七七五・三〇〇円	
計				二二二〇・五七七円	

一方残余財産の処理の適切を図るため、名古屋通産局の意見を徴したところ、昭和三十一年六月二十日昭和石油株式会社の建設計画及び利用計画はおむね妥当なものと認める旨の回答があり、同六月二十二日に国有財産東海地方審議会に附議し、同日小委員会の決定を見、同七月二日評価及び処理に関する現

### 地調査を行つた。

この現地調査に基いて、七月十六日第二回小委員会を開いた結果東海地方通商産業局の回答意見を尊重し、すみやかに活用すべしとの意見の一一致があり、七月三十日の審議会においても同様の結論を得たので、この答申に基いて第二次以降の処分を次の通り決定した。

契約回次	区	分	数	量	売 払 価 格	貸 付 料
第四次	土 地	建 物	三 棟	三〇三坪	三一八〇二〇八円	一一二〇二・五七七円
第三次	工 作 物	機 械 器 具	三〇件	西六三・九九円	三七七五・三〇〇円	
第二次	土 地	建 物	三 棟	三〇三坪	三一八〇二〇八円	一一二〇二・五七七円
第一次	工 作 物	機 械 器 具	三〇件	西六三・九九円	三七七五・三〇〇円	

(四) 今後の処理方針  
昭和石油株式会社に対する未処理財産土地一〇九・四七九坪、建物四六株八・〇九五坪、工作物九八件のうち、処理を適當と認められる道路敷地については既に東海疏安工業株式会社との間に調整を完了、土地一五・七六七坪、建物四株八・五八坪及び工作物一〇件については第五次において処理する予定となつており、残余の部分については、関係会社との使用調整を勘案して逐次処理される予定となつてゐる。同施設の転用について心配される点は、同地を利用せんとする会社相互間の調整について若干考へられるが、例えば岸壁の使用については、全長八八〇メートルのうち二四〇メートルを大協石油及び東海硫酸が共用し、六四〇メートルを昭和石油が使用することに妥協が成立している(通産局のあつせん)。

(五) 要望事項  
○国有財産審議会は設立以来、国有財産の処理に多大の寄与をしているが、法律上正式の機関でないため、性格、権限、運用等の面に明確を欠いているから、国有財産行政上の機関として確定するよう法的措置を講ぜられたい。

○ぼう大な国有財産の適正な管理、四日市燃料廠の転用等に伴う業務量の拡大に即応するよう人員及び経費を増加せられたい。

等の要望があった。

三月一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

以上を以て第三班の報告を終る。

一、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法案

二、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

三、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法案

四、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法案

五、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法案

六、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法案

七、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法案

八、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法案

九、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法案

十、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法案

十一、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法案

十二、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法案

十三、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法案

十四、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法案

十五、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法案

十六、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法案

十七、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法案

十八、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法案

十九、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法案

二十、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法案

二十一、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法案

二十二、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法案

二十三、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法案

二十四、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法案

二十五、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法案

二十六、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法案

二十七、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法案

二十八、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法案

二十九、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法案

三十、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法案

三十一、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法案

三十二、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法案

三十三、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法案

三十四、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法案

三十五、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法案

4 この法律において「特定府舎等」とは、府舎等のうち特別会計に属するもの以外のもの(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条に規定する機関の事務又は事業の用に供し、又は供するものと決定したものにあっては、政令で定める機関に係るものに限り)をいう。

(府舎等使用現況及び見込報告書)

3 三月一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法案

二、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

三、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

四、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

五、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

六、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

七、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

八、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

九、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

十、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

十一、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

十二、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

十三、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

十四、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

十五、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

十六、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

十七、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

十八、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

十九、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

二十、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

二十一、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

二十二、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

二十三、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

二十四、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

二十五、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

二十六、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

二十七、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

二十八、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

二十九、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

三十、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

三十一、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

三十二、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

三十三、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

三十四、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

三十五、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

三十六、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

三十七、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

三十八、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

三十九、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

四十、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

四十一、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

四十二、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

四十三、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

四十四、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

四十五、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

四十六、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

四十七、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

四十八、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

四十九、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

五十、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

五十一、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

五十二、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

五十三、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

五十四、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

五十五、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

五十六、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

五十七、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

五十八、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

五十九、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

六十、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

六十一、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

六十二、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

六十三、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

六十四、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

六十五、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

六十六、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

六十七、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

六十八、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

六十九、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

七十、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

七十一、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

七十二、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

七十三、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

七十四、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

七十五、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

七十六、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

七十七、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

七十八、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

七十九、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

八十、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

八十一、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

八十二、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

八十三、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

八十四、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

八十五、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

八十六、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

八十七、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

八十八、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

八十九、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

九十、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

九十一、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

九十二、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

九十三、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

九十四、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

九十五、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

九十六、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

九十七、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

九十八、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

九十九、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

一百、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

一百一、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

一百二、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

一百三、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

一百四、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

一百五、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

一百六、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

一百七、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

一百八、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

一百九、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

一百十、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

一百十一、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

一百十二、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

一百十三、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

一百十四、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

一百十五、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

一百十六、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

一百十七、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

一百十八、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

一百十九、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

一百二十、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

一百二十一、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

一百二十二、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

一百二十三、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

一百二十四、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

一百二十五、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

一百二十六、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

一百二十七、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

一百二十八、國の府舎等の使用調整等に関する特別措置法

一百二十九、國の府舎等の使用調整等に関する特別

これを関係の各省各府の長に通知しなければならない。

2 大蔵大臣は、庁舎等使用現況及び見込報告書の内容の変更その他

の事情により庁舎等使用調整計画を変更する必要があると認めるときは、そのつど、当該計画を変更して、その変更に係る計画を関係の各省各府の長に通知しなければならない。

3 大蔵大臣は、前二項の規定により庁舎等使用調整計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、庁舎等調整審議会にはかり、その意見をきかなければならぬ。

4 大蔵大臣は、前三項の規定により定め、又は変更した庁舎等使用調整計画に基いて庁舎等の使用調整を行なうため、関係の各省各府の長に対し、庁舎等の所管課、所属課、用途の変更その他必要な措置を求めることができる。この場合において、使用調整を行うことにより不用となるべき庁舎等があるときは、大蔵大臣は、当該庁舎等の用途を廃止すべきことを、あわせて求めることができる。

(特定庁舎等特殊整備計画等)

第五条 大蔵大臣は、特定庁舎等について、前条に規定する使用調整を行なうほか、さらにその使用の効率化及び配置の適正化を図るために、政令で定めるところにより、次に掲げる計画をとりまとめた特定庁舎等特殊整備計画の案を定め、閣議の決定を求めるものとす

一 特定庁舎等とする目的で政令で定める耐火構造の高層な建物若しくはその附帯施設又はこれらの敷地を取得し、これに伴つて不用となる特定庁舎等を処分する計画

二 特定庁舎等で、公営住宅(公百九十三号)第二条第二号に規定する公営住宅をいう。)その他

の住宅又はその敷地の用に供する場所にあるものを、主としてこれらが用に供するために処分し、これに伴つて必要となる特

定庁舎等とする目的で建物若しくはその附帯施設又はこれら

敷地を取得する計画

三 大蔵大臣は、前項の規定により決定された特定庁舎等特殊整備計画が実情に沿わないことが明らかになつた場合その他特別の事情がある場合には、当該計画を、閣議の決定を経て変更することができる。

4 前条第三項の規定は、前二項の規定により大蔵大臣が特定庁舎等特殊整備計画につき閣議の決定を求める場合について準用する。

5 大蔵大臣は、特定庁舎等特殊整備計画の案を定めたときは、遅滞なく、これを建設大臣に通知しなければならない。

6 学識経験のある者のうちから選によって定める。ただし、各省各府の職員は、会長となることができない。

7 前項の委員は、非常勤とする。

その他政令で定める事項に関する計画の案を定め、前項の特定庁舎等特殊整備計画の案にあわせて閣議の決定を求めるものとする。

6 前二項の規定は、第二項の規定により大蔵大臣が特定庁舎等特殊整備計画を変更する場合について準用する。

7 前二項の規定は、昭和三十二年四月一日から施行する。ただし、第三条の規定は、昭和三十一年度分の

庁舎等使用現況及び見込報告書から適用する。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關する事項は、政令で定める。

1 この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。ただし、第三条の規定は、昭和三十一年度分の

庁舎等使用現況及び見込報告書から適用する。

2 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のよう

に改正する。

第十七条第一項の表中旧軍港市

国有財産処理審議会の項の次に次のように加える。

(府舎等調整審議会)

第七条 大蔵大臣の諮問に応じて、

この法律の施行に關する重要事項を調査審議するため、大蔵省に府舎等調整審議会(以下「審議会」といふ)を置く。

2 審議会は、委員三十人以内で組成する。

3 委員は、各省各府の職員及び学識経験のある者たちから、大蔵大臣が任命する。

4 審議会に会長を置き、委員の互選によつて定める。ただし、各省各府の職員は、会長となることができない。

5 委員は、非常勤とする。

6 学識経験のある者のうちから選によって定める。ただし、各省各府の職員は、会長となることができない。

7 前項の委員は、再任されることができる。

三月二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、北海道開発公庫法の一部を改正する法律案

二、北海道開発公庫法の一部を改正する法律案

三、北海道開発公庫法の一部を改正する法律案

四、北海道開発公庫法の一部を改正する法律案

五、北海道開発公庫法の一部を改正する法律案

六、北海道開発公庫法の一部を改正する法律案

七、北海道開発公庫法の一部を改正する法律案

八、北海道開発公庫法の一部を改正する法律案

九、北海道開発公庫法の一部を改正する法律案

十、北海道開発公庫法の一部を改正する法律案

十一、北海道開発公庫法の一部を改正する法律案

十二、北海道開発公庫法の一部を改正する法律案

十三、北海道開発公庫法の一部を改正する法律案

十四、北海道開発公庫法の一部を改正する法律案

十五、北海道開発公庫法の一部を改正する法律案

十六、北海道開発公庫法の一部を改正する法律案

十七、北海道開発公庫法の一部を改正する法律案

十八、北海道開発公庫法の一部を改正する法律案

十九、北海道開発公庫法の一部を改正する法律案

ガス又はその他の未開発鉱物資源に改める。

第二十六条を次のように改める。

(借入金)

第二十六条 公庫は、主務大臣の認可を受けて、政府から長期借入金をすることができる。

2 公庫は、前項に規定するほか、

次条第一項の規定により北海道東北開発債券を発行して資金を調達しようとする場合において、その

発行までの間の資金繰上必要があるときは、当該債券の引受け契約が成立し、又はその引受け契約の成立の見込みが確実である場合に限り、

かつ、発行しようとする金額の限度において必要な金額を限り、当該債券の発行により調達する資金の前借として、主務大臣の認可を受けて、政府から短期借入金をすることができる。

3 前項の規定による短期借入金は、当該短期借入金に係る債券の発行があつたときは、その発行により調達した資金をもつて直ちに償還しなければならない。

4 政府は、公庫に対して、長期資金の貸付をし、又は第二項の規定により北海道東北開発債券を発行して資金の貸付をすることができる。

5 公庫は、第一項及び第二項に規定する場合のほか、資金の借入をしてはならない。

第二十七条第一項中「北海道開発債券」を「北海道東北開発債券」に改める。

第三十九条中「北海道開発公庫」を

「北海道東北開発公庫」に改める。

6 経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を

次のように改定する。

### 附 則

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

(経過規定)

この法律の施行の際北海道開発公庫の理事長である者は、別に辞令を用いないで、その際改正後の

北海道東北開発公庫法第十一条第一項の規定により北海道東北開発公庫の総裁として任命されたものとみなす。

3 前項に規定する北海道東北開発公庫の総裁の任期は、改正後の北海道東北開発公庫法第十一条第一項の規定にかかわらず、同項の任期からその者が北海道開発公庫の理事長として在任した期間を控除した期間とする。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、な

お従前の例による。

(北海道開発法の一部改正)

5 北海道開発法(昭和二十五年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第二号を次のように改め

一 北海道東北開発公庫法(昭和三十一年法律第九十七号)

に基く内閣総理大臣の権限の行使について補佐すること

(同法第十九条に規定する業務のうち東北地方に係るもの

を除く。)

(経済企画庁設置法の一部改正)

6 経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を

次のように改定する。

第四条第二十号ホの次に次のよう

に加える。

ヘ 北海道東北開発公庫法(昭和三十一年法律第九十七号)

(同法第十九条に規定する業務のうち東北地方に係るものに限る。)

第九条次の二号を加える。

(大蔵省設置法の一部改正)

7 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第二百四十四号)の一部を次によ

うに改正する。

第十二条第一項第六号の二中

「北海道開発公庫」を「北海道東北開発公庫」に改める。

(登録税法の一部改正)

8 登録税法(明治二十九年法律第二百七号)の一部を次のように改

正する。

第十九条第一号ノ六中「北海道開発公庫」を「北海道東北開発公庫」に改める。

(印紙税法の一部改正)

9 印紙税法(明治三十一年法律第五十四号)の一部を次のように改

正する。

第五条第五号ノ四ノ二中「北海道開発公庫」を「北海道東北開発公庫」に改める。

(所得税法の一部改正)

10 所得税法(昭和二十一年法律第二百七号)の一部を次のように改

正する。

第十三条第五号ノ四ノ二中「北海道開発公庫」を「北海道東北開発公庫」に改める。

(公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正)

15 公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)の一部を次のように改

正する。

第三条第一項第五号ノ四ノ二中「北海道開発公庫」を

「北海道東北開発公庫」に改める。

第五条第二項第一号中「及び

11 (法人税法の一部改正)

法人税法(昭和二十一年法律第二百八十八号)の一部を次のように改

正する。

第四条第二号中「北海道開發公

庫」を「北海道東北開發公庫」に改

正する。

12 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改

正する。

第七十二条の四第一項第二号中

「北海道開發公庫」を「北海道東北開發公庫」に改

正する。

(国庫出納金等端数計算法の一部

改正)

13 国庫出納金等端数計算法(昭和二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「北海道開發公

庫」を「北海道東北開發公庫」に改

正する。

第十九条第一号ノ六中「北海道開發公庫」を「北海道東北開發公庫」に改

正する。

(地方税法の一部改正)

14 予算執行職員等の責任に関する法律(昭和二十五年法律第七十ニ号)の一部を次のように改正する。

予算執行職員等の責任に関する法律(昭和二十五年法律第七十ニ号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「北海道開發公

庫」を「北海道東北開發公庫」に改

正する。

第五条第五号ノ四ノ二中「北海道開發公庫」を「北海道東北開發公

庫」に改める。

(所得税法の一部改正)

15 公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)の一部を次のように改

正する。

第一条中「北海道開發公庫」を

「北海道東北開發公庫」に改める。

第五条第二項第一号中「及び

北海道開發公庫にあつては北海道開發債券の発行の限度額」と。(北海道東北開發公庫にあつては、長期借入金の限度額)に改め、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 北海道東北開發債券の発行の限度額

第五条第三項中「北海道開發公

庫」を「北海道東北開發公庫」に、

三号を同項第四号とし、同項第二

号の次に次の二号を加える。

三、北海道東北開發債券の発行の

限度額

三月四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、揮発油税法

一、地方道路税法の一部を改正する法律案

一、特定多目的ダム建設工事特別会計法案

一、中小企業の資産再評価の特例に

一、法律の一部改正する法律案

一、国際学会等への加入に伴う分担

金の債務負担に関する法律案

一、特定土地改良工事特別会計法案

一、中小企業の資産再評価の特例に

一、法律の一部改正する法律案

一、国際学会等への加入に伴う分担

金の債務負担に関する法律案

一、法律の一部改正する法律案

一、国際学会等への加入に伴う分担

第六章 雜則（第二十二條—第二三

十六

第七章 罰則（第二十七條—第三

十一  
一条

第一卷

(課税物件)

**第一条** 撻發油には、この法律によ  
り、撻發油税を課する。

(定義)

第二条 この法律において「揮発油」

とは揚氏十五度においての、ハ

化水素油をいう。

この法律において「保税地域」と

は、關稅法（昭和二十九年法律第六二二号）等（同上）、民稅法（昭和三十一年法律第二三二号）等（同上）、

六十一号)第二十九条(保税地域の種類)に規定する保税地域を、ら。

(納稅義務者)

**第三条** 指定油の製造者は、その製

造場から移出して揮発油の数量に

税金を納める義務がある。

揮発油を保税地域から引き取る

者は、その引き取る揮発油の数量

に応じ、揮発油税を納める義務がある。

(深続地域に該当する製造場)ある。

#### 第四条 指定場所の製造場が保税地域

に該当する場合には、この法律

(第十四条第一項第一号及び第二

第十七条第三項各号列記以外の部分並びに第二十三條を除く。」

の適用上、これを揮発油の製造場

でないものとみなす。

(移出又は引取等とみなす場合)

五条 撻発油の製造場において撃  
発油が消費される場合（新たな撃  
発油を製造するため）に消費される

場合を除く。以下次項において同じ。)には、当該製造者がその消費の時に当該揮発油をその製造場から移出したものとみなす。ただし、その消費につき、当該製造者の責任に帰することができない場合には、その消費者を揮発油の製造者とみなし、当該消費者が消費の時に当該揮発油をその製造場から移出したものとみなす。

2 保税地域において揮発油が消費される場合には、その消費者が消費費の時に当該揮発油をその保税地域から引き取るものとみなす。

(揮発油等とみなす場合)

第六条 挥発油の製造場又は保税地域において、揮発油に炭化水素系油以外の物を混和して揮発油以外の物(その性状及び用途が揮発油に類するもの)とする。以下この条において同じ。)としたときは、当該揮発油混和を製造とみなし、当該揮発油造者とみなして、この法律を適用する。

(製造者等とみなす場合)

第七条 挥発油が揮発油の製造場から移出された場合において、その移出につき、当該製造者の責に帰することができないときは、当該揮発油を移出した者を揮発油の製造者とみなして、この法律を適用する。

2 揥発油の製造者がその製造を廃止した場合において、揮発油がその製造場であつた場所に現存するときは、当該揮発油については、なおその場所を揮発油の製造場とみなして、この法律を適用する。

2 第五条の規定により揮発油を製造場から移出した揮発油の数量から、保稅地域から引き取る揮発油の数量から、消費者に販売するまでに貯蔵及び輸送により減少すべき揮発油の数量に相当する数量で政令で定めるものを控除した数量とする。

第九条 挥発油税の税率は、揮発油一キロリットルにつき一万五千八百円とする。

第三章 徴収

(税率)

第十条 挥発油税の製造者は、毎月その製造場から移出した揮発油(当該移出につき第十四条第一項、第十五条第一項又は第十六条第一項の規定の適用を受けた揮発油を除く)の数量その他政令で定める事項を記載した申告書を、翌月十日までに、その製造場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2 挥発油を保稅地域から引き取らうとする者は、当該引取に係る揮発油税を免除されるべき場合を除き、あらかじめ引取の日時、引き取る揮発油の数量その他政令で定める事項を記載した申告書をその保稅地域の所在地の所轄税關長に提出しなければならない。

(移出数量等の決定通知)  
第十一條 前条の規定による申告書の提出があつた場合において、当該申告書に記載された揮発油の数量が税務署長若しくは税関長において調査したところと異なるとき、又は当該申告書を提出すべき者がこれを提出しなかつた場合は、税務署長又は税関長は、その調査によつて当該揮発油の数量を決定し、当該申告書を提出した者は、提出すべき者に、これを通知する。  
(納期)  
第十二条 挥発油の製造場から移出した揮発油に係る揮発油税は、税務署長が、その移出した月の翌月末日を納期限として徴収する。  
保稅地域から引き取る揮発油に係る揮発油税は、税關長が、その引取の際徴収する。  
(徵收猶予)  
第十三条 挥発油の製造場から移出して、政令で定めるところにより、その税額に相当する担保が提供された場合には、税務署長は、二月以内、その徵收を猶予することができる。  
保稅地域から引き取る揮発油に係る揮発油税について、政令で定めるところにより、その税額に相当する担保が提供された場合には、税關長は、三月以内、その徵收を猶予することができる。  
第四章 免税、税額控除等  
(未納税移出及び未納税引取)  
第十四条 次に掲げる場合において、当該揮発油をその製造場から

5 移出し、又は保税地域から引取る者  
ころにより、その製造場の所在地の所轄税務署長又はその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該移出又は引取に係る揮発油税を免除する。ただし、第六項又は第二十八条第二項本文の規定の適用がある場合には、この限りでない。

一 挥発油の製造者が揮発油を揮発油の製造場又は蔵置場へ移出する場合

二 挥発油の製造者が揮発油を保税地域から揮発油の製造場又は蔵置場に引き取る場合

三 その他政令で定める場合

2 承認を与える場合には、その承認の申請者に対し、相当の期限を指定して、当該揮発油がその移出手先又は引取先に移入されたことについての当該移出先又は引取先の所在地の所轄税務署長（当該移出手先又は引取先が保税地域に該当する場合には、所轄税関長）の証明書を提出すべきことを命じなければならない。

3 第一項の承認を申請した者が第十八条第一項第一号の規定により命ぜられた担保の提供をしない場合には、税務署長又は税關長は、その承認を与えてはならない。

4 第一項の承認の申請に係る揮発油の移出又は引取先等につき、揮発油税の保全上特に不適当と認められる事情がある場合には、税務署長又は税關長は、その承認を与えないことができる。

5 第一項の規定により揮発油税を

免除された揮発油については、当該承認に係る移出先又は引取先が保税地域に該当する場合を除くほか、同項の承認に係る移出先又は引取先にその揮発油を移入した者が揮発油の製造者でないときは、これを揮発油の製造者とみなし、当該移出先又は引取先が揮発油の製造場でないときは、これを揮発油の製造場とみなして、この法律を適用する。

3 第一項の承認を申請した者が第  
一項の承認を与える場合には、政令で定  
めるところにより、その承認の申  
請者に対し、相当の期限を指定し  
て、当該揮発油が輸出されたこと  
を証する書類の提出を命じなければ  
ばならない。

揮発油を保税地域から引き取るうとする者が、政令で定める手続により、その製造場の所在地の所轄税務署長又はその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該移出又は引取に係る揮発油税を免除する。

滞加算税額を除くものとし、当該揮発油税額につき前項から次項までの規定による控除が行われていては、その控除前の金額とする。に相当する金額を控除する。

よる控除を受けようとする者は、  
当該戻入れ又は移入に係る揮発油  
の数量を記載した書類及び当該揮  
発油につき徵收された、又は徵收  
されるべき揮発油税額につき事実  
を証する書類を提出して、当該戻  
入れ又は移入に係る製造場の所在  
地の所轄税務署長又は保税地域に  
該当する製造場の所在地の所轄税  
務署長の確認を受けなければならぬ。

6 第一項の承認を受けて移出し、又は引き取つた揮発油について、第二項の規定により税務署長又は税関長の指定した期限内に同項に規定する証明書の提出がないときは、直ちにその揮発油税を徴収する。ただし、災害その他やむを得ない事情により亡失した揮発油につき、政令で定める手続により、当該税務署長又は税関長の承認を受けた場合には、その揮発油税を免除する。

第一項の承認を受けて移出し、又は引き取つた揮発油について、第二項の規定により税務署長又は税関長の指定した期限内に同項に規定する証明書の提出がないとき、又は次項ただし書の規定による承認があつたときは、直ちにその揮発油税を徴収する。ただし、災害その他やむを得ない事情によつて亡失した揮発油につき、政令で定める手続により、当該税務署長又は税関長の承認を受けた場合に

等) 第十七条 撥発油の製造者がその製  
造場から移出した揮発油を当該製  
造場に戻し入れた場合において  
は、政令で定めるところにより、  
当該製造者が当該戻入れの月の翌  
月以降に徴収されるべき揮発油税  
額から当該揮発油につき当該移出  
により徴収された、又は徴収され  
るべき揮発油税額(利子税額及び  
延滞加算税額を除くものとし、當  
該揮発油税額につきこの項から第

ら、当該揮発油につき当該各号に規定する揮発油の製造場又は保稅地域からの移出又は引取により徵収された、又は徵収されるべき揮発油税額（利子税額及び延滞加算税額を除くものとし、第一項からこの項までの規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする）に相当する金額を控除する。

一 保稅地域に該当する揮発油の製造場から引き取られた揮発油

第六 第四項の規定による還付を受けようとする者は、前項の確認を受けた後、同項の書類に準する書類を添えて、当該戻入れに係る製造場の所在地の所轄税務署長に還付の申請をしなければならない。

## 第五章 納税の担保

### (担保の提供)

第十八条 税務署長又は税関長は、次の各号に掲げる場合において、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該各号

**第十五条** 指定輸出免稅地の輸出する目的で  
揮発油の製造場から移出し、又は  
保税地域から引き取らうとする場

は、その揮発油税を免除する。

三項までの規定による控除が行わ  
れている場合には、その控除前の  
金額とする。)に相当する金額を控  
除する。

を当該保税地域に該当する揮発油の製造場に戻し入れた場合  
二 挥発油の製造場から移出され、又は他の保税地域から引き

合において当該製造者又は当該操業者を保険地帯から引き取らざる者、政令で定める手続により、その製造場の所在地の所轄税務署長又はその保険地帯の所在地の所轄税關長の承認を受けたときは、当該移出又は引取に係る揮発油を免査する。ただし、第四項

該推進法をこの法律の施行地において消費し、又は輸出以外の目的で譲り渡してはならない。ただし、その者が政令で定める手続によりその製造場の所在地の所轄税務署長又はその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けた場合には、この限りでない。

2 他の揮発油の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られれた揮発油を揮発油の製造場に移入した場合(前項の規定による控除を受けるべき場合を除く。)において、当該揮発油をその移入した製造場からささらに移出するときは、政令で定めるところにより、当該

又は第二十八条第三項本文の規定の適用がある場合には、この限りでない。

(揮油の免税)

移出に係る揮発油税額から、当該揮発油につき当該他の製造場からの移出又は保税地域からの引取により徴収された、又は徴收されるべき揮発油税額（利子差額及び延

5 摃免油税額から控除してなお不足額があるときは、同項の規定により控除すべき金額又は当該不足額を還付する。

2  
から移出し、又は保税地域から  
引き取る場合  
前項に規定する場合のほか、国  
税局長官、国税局長又は税務署長

は、揮発油税の保全のために必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、揮発油の製造者に対し、金額及び期間を指定して、揮発油税につき担保の提供を命ずることができる。

3 第一項の規定による担保の提供の期間は、第十四条第二項若しくは第十五条第二項に規定する証明書が所轄税務署長若しくは所轄税

門長に到達するまでの間又は第十六条項、第十五条第四項若しくは第二十八条第二項の規定により揮発油税を徴収され、若しくは免除されるまでの間とする。

4 国税庁長官、国税局長又は税務署長は、必要があると認めるときは、第二項の金額又は期間を変更することができる。

(担保の種類)

第十九条 第十三条又は前条第一項若しくは第二項の規定により提供する担保の種類は、次に掲げるものとする。

一 金銭

二 国債及び地方債

三 国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長(以下「国税庁長官等」という。)が確実と認める社債(特別の法律により設立された法人の発行する債券を含む。)

四 土地  
五 火災保険に附した建物  
六 工場財團

七 国税庁長官等が確実と認める保証人の保証

八 その他の政令で定めるもの(担保の交換等)

第二十条 第十三条、第十八条第一項若しくは第二項又は次項の規定により担保を提供した者は、当該

項若しくは第二項又は第十三条、第十八条第一項若しくは第二項又は次項の規定により担保を提供した場合に限り、担保の承認を受けた場合に限り、担保を換えることができる。

2 国税庁長官等は、第十三条、第

十八条第一項若しくは第二項又は

前項の規定により提供された担保

が滅失した場合又はこれらの規

定により提供された担保物の価額

が減少し、若しくは前条第七号に

掲げる担保に係る保証人の資力が

納税を担保するのに不充分となつたと認める場合には、政令で定め

ることにより、当該担保を提供

した者に対し、これらに代るべき

担保又は増担保の提供を命ずるこ

とができる。

3 前条の規定は、前二項の場合に

(担保の処分等)

第一項又は第二項の場合に

ついて準用する。

いときには、直ちに、その担保として提供された金銭をもつて揮発油税に充てて、若しくは金銭以外の担保物を国税滞納処分の場合の財産の処分の例により処分してその代金をもつて揮発油税及びその処分費に充て、又は保証人にその旨を通知して揮発油税を納付させることである。

3 前項の場合において、担保として提供された金銭又は担保物を処分した代金を、徴収すべき揮発油税及びその処分費に充ててもなお不足があるときは、納稅義務者の他の財産について滞納処分を行なう。また、保証人がその納付すべき揮發油税を完納しないときは、他の財産について滞納処分を行なう。また、保証人がその納付すべき揮發油税を完納しないときは、当該納期日が第十二条第一項に規定する納期限よりおそいときは、当該納期日とする。(この翌日から当該油税を徴収する場合において、当該納期日が第十二条第一項に規定する納期限よりおそいときは、当該納期日とする。)に申告しないために、保証人がその納付すべき揮發油税額を納付する日までの日数に応じ、百円につき一日三銭の割合で計算した金額に相当する利子税額を、揮發油税額にあわせて徴収する。

2 前項の場合において、納稅義務者がその未納に係る揮發油税額の一部を納付したときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る利子税額の計算の基礎となる揮發油税額は、同項の未納に係る揮發油税額からその一部納付に係る揮發油税額を控除した額による。

3 利子税額の計算の基礎となる揮發油税額が千円未満である場合には、第一項の規定を適用せず、当該揮發油税額に千円未満の端数がある場合には、これを切り捨てて計算する。

4 利子税額が三百円未満である場合には、これを徴収しない。

5 第六条(納稅の告知)の規定によると、納稅義務者が國稅徵收法第六条(納稅の告知)の規定による指定納期日(第十三条の規定

により徴収を猶予された場合に是、その猶予された納期日)までに揮發油税額を完納しないときは、その未納に係る揮發油税額に対する未納に係る揮發油税額に對し、当該納期日(揮發油を保税地域から引き取つた者が第二十七條

第一項第一号の規定に該当する場合において、その揮發油税を徴収するときは、その引き取つた日と

油税額に達するまでは、その納付した税額は、当該揮發油税額に充てられたものとする。ただし、国

税徴収法第二十八条(公賣代金等の充当又は配分)の規定の適用を妨げない。

第二十三条 挥發油を製造しようとする者は、その製造場ごとに、政令で定めるところにより、その旨を当該製造場の所在地の所轄税務署長(当該製造場が保税地域に該當する場合は、所轄税關長。以下次項において同じ。)に申告しなければならない。揮發油の製造者がその製造を廃止し、又は休止した場合も、また同様とする。

2 挥發油の製造者は、前項の規定により申告した事項に異動を生じた場合には、政令で定めるところにより、その旨を所轄税務署長(当該製造場が保税地域に該當する場合は、所轄税關長。以下次項において同じ。)に申告しなければならない。

3 挥發油の製造者は、前項の規定により申告した事項に異動を生じた場合には、政令で定めるところにより、その旨を所轄税務署長(当該製造場が保税地域に該當する場合は、所轄税關長。以下次項において同じ。)に申告しなければならない。

4 挥發油の製造者は、前項の規定により申告した事項に異動を生じた場合には、政令で定めるところにより、その旨を所轄税務署長(当該製造場が保税地域に該當する場合は、所轄税關長。以下次項において同じ。)に申告しなければならない。

5 挥發油の製造者は、前項の規定により申告した事項に異動を生じた場合には、政令で定めるところにより、その旨を所轄税務署長(当該製造場が保税地域に該當する場合は、所轄税關長。以下次項において同じ。)に申告しなければならない。

6 挥發油の製造者は、前項の規定により申告した事項に異動を生じた場合には、政令で定めるところにより、その旨を所轄税務署長(当該製造場が保税地域に該當する場合は、所轄税關長。以下次項において同じ。)に申告しなければならない。

7 挥發油の製造者は、前項の規定により申告した事項に異動を生じた場合には、政令で定めるところにより、その旨を所轄税務署長(当該製造場が保税地域に該當する場合は、所轄税關長。以下次項において同じ。)に申告しなければならない。

8 挥發油の製造者は、前項の規定により申告した事項に異動を生じた場合には、政令で定めるところにより、その旨を所轄税務署長(当該製造場が保税地域に該當する場合は、所轄税關長。以下次項において同じ。)に申告しなければならない。

9 挥發油の製造者は、前項の規定により申告した事項に異動を生じた場合には、政令で定めるところにより、その旨を所轄税務署長(当該製造場が保税地域に該當する場合は、所轄税關長。以下次項において同じ。)に申告しなければならない。

10 挥發油の製造者は、前項の規定により申告した事項に異動を生じた場合には、政令で定めるところにより、その旨を所轄税務署長(当該製造場が保税地域に該當する場合は、所轄税關長。以下次項において同じ。)に申告しなければならない。

11 挥發油の製造者は、前項の規定により申告した事項に異動を生じた場合には、政令で定めるところにより、その旨を所轄税務署長(当該製造場が保税地域に該當する場合は、所轄税關長。以下次項において同じ。)に申告しなければならない。

12 挥發油の製造者は、前項の規定により申告した事項に異動を生じた場合には、政令で定めるところにより、その旨を所轄税務署長(当該製造場が保税地域に該當する場合は、所轄税關長。以下次項において同じ。)に申告しなければならない。

13 挥發油の製造者は、前項の規定により申告した事項に異動を生じた場合には、政令で定めるところにより、その旨を所轄税務署長(当該製造場が保税地域に該當する場合は、所轄税關長。以下次項において同じ。)に申告しなければならない。

14 挥發油の製造者は、前項の規定により申告した事項に異動を生じた場合には、政令で定めるところにより、その旨を所轄税務署長(当該製造場が保税地域に該當する場合は、所轄税關長。以下次項において同じ。)に申告しなければならない。

15 挥發油の製造者は、前項の規定により申告した事項に異動を生じた場合には、政令で定めるところにより、その旨を所轄税務署長(当該製造場が保税地域に該當する場合は、所轄税關長。以下次項において同じ。)に申告しなければならない。

16 挥發油の製造者は、前項の規定により申告した事項に異動を生じた場合には、政令で定めるところにより、その旨を所轄税務署長(当該製造場が保税地域に該當する場合は、所轄税關長。以下次項において同じ。)に申告しなければならない。

17 挥發油の製造者は、前項の規定により申告した事項に異動を生じた場合には、政令で定めるところにより、その旨を所轄税務署長(当該製造場が保税地域に該當する場合は、所轄税關長。以下次項において同じ。)に申告しなければならない。

18 挥發油の製造者は、前項の規定により申告した事項に異動を生じた場合には、政令で定めるところにより、その旨を所轄税務署長(当該製造場が保税地域に該當する場合は、所轄税關長。以下次項において同じ。)に申告しなければならない。

19 挥發油の製造者は、前項の規定により申告した事項に異動を生じた場合には、政令で定めるところにより、その旨を所轄税務署長(当該製造場が保税地域に該當する場合は、所轄税關長。以下次項において同じ。)に申告しなければならない。

20 挥發油の製造者は、前項の規定により申告した事項に異動を生じた場合には、政令で定めるところにより、その旨を所轄税務署長(当該製造場が保税地域に該當する場合は、所轄税關長。以下次項において同じ。)に申告しなければならない。

21 挥發油の製造者は、前項の規定により申告した事項に異動を生じた場合には、政令で定めるところにより、その旨を所轄税務署長(当該製造場が保税地域に該當する場合は、所轄税關長。以下次項において同じ。)に申告しなければならない。

22 挥發油の製造者は、前項の規定により申告した事項に異動を生じた場合には、政令で定めるところにより、その旨を所轄税務署長(当該製造場が保税地域に該當する場合は、所轄税關長。以下次項において同じ。)に申告しなければならない。

23 挥發油の製造者は、前項の規定により申告した事項に異動を生じた場合には、政令で定めるところにより、その旨を所轄税務署長(当該製造場が保税地域に該當する場合は、所轄税關長。以下次項において同じ。)に申告しなければならない。

24 挥發油の製造者は、前項の規定により申告した事項に異動を生じた場合には、政令で定めるところにより、その旨を所轄税務署長(当該製造場が保税地域に該當する場合は、所轄税關長。以下次項において同じ。)に申告しなければならない。

25 挥發油の製造者は、前項の規定により申告した事項に異動を生じた場合には、政令で定めるところにより、その旨を所轄税務署長(当該製造場が保税地域に該當する場合は、所轄税關長。以下次項において同じ。)に申告しなければならない。

26 挥發油の製造者は、前項の規定により申告した事項に異動を生じた場合には、政令で定めるところにより、その旨を所轄税務署長(当該製造場が保税地域に該當する場合は、所轄税關長。以下次項において同じ。)に申告しなければならない。

27 挥發油の製造者は、前項の規定により申告した事項に異動を生じた場合には、政令で定めるところにより、その旨を所轄税務署長(当該製造場が保税地域に該當する場合は、所轄税關長。以下次項において同じ。)に申告しなければならない。



との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う關稅法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）第七条、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関稅法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百十二号）第一条に規定する協定第六条又は輸入品に対する内国消費税の徵收等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第五条第一項若しくは第七条第一項の規定により揮發油税の免除を受けた揮發油について、この法律の施行後にこれらの法律の規定により揮發油税の追徴が行われる場合旧法第七条第二項の規定により製造場とみなされた引取先及び製造者とみなされた營業者については、同項の規定は、なおその効力を有する。

は販売業者がある場合においては、当該揮発油については、その者がこの法律の施行の日にこれを揮発油の製造場から移出したものとみなして、一キロリットルにつき四千八百円の揮発油税を課する。

第八条及び第九条中「物品税」の下に、「揮発油税」を加える。  
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の障害特別に関する法律の一部を次のように改正する。

の一部を次のよう改正する。  
第一条中「揮発油税法(昭和二十四年法律第四十四号)」を「揮発油税法(昭和三十二年法律第号)」に改める。  
第四条第一項中「揮発油税法第五条」を「揮発油税法第十二条」に改める。  
第五条第一項中「又は引取」及び「又は引取人」を削り、同条第二項中「物品税法」の下に「又は揮発油税法」を加え、同項中「同法第十一条第一項」を「物品税法第十条第一項」に改める。

第一条 中「揮発油税法(昭和二十二年法律第十四年法律第四十四号)」を「揮発油税法(昭和三十二年法律第八十九号)」に改める。  
第二条 第三項第三号中「規定する揮発油」の下に「(同法第六条から規定により揮発油とみなされる物を含む。)」を加える。  
第八十九条及び第九十条を次のように改める。  
(石油化学原料として消費される揮発油の免稅)  
第八十九条 エチレンその他のの政令で定めるものを除く外は、

は、販売業者がある場合においては、その者がこの法律の施行の日にこれを揮発油の製造場から移出したものとみなして、一キロリットルにつき四千八百円の揮発油税を課する。

10 前項の場合において、その揮発油税額が四万八千円以下のときは、昭和三十二年四月三十一日限り、四万八千円をこえるときは、次の区分によりその税額を毎月に等分して、その月の末日限り、これを徴収する。

税額四万八千円をこえるとき

11 税額九万六千円をこえるとき	12 同年四月から六月まで 税額二十八万八千円をこえるとき 同年四月から七月まで 税額四十八万円をこえるとき	13 略
------------------	---	------

昭和三十二年四月及び五月  
同年四月から六月まで  
同上  
同年四月から八月まで  
この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

13 災害被災者に対する租税の減免、徵収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「物品税法第九条の下に」、揮発油税法第十七条第一項」を加える。

税額四万八千円をこえるとき  
昭和三十二年四月及び五月  
税額九万六千円をこえるとき  
同年四月から六月まで  
税額二十八万八千円をこえるとき  
同年四月から七月まで  
税額四十八万円をこえるとき

同年四月から八月まで  
第九項に規定する者は、その所持する揮発油の貯蔵場所及び貯蔵

い。税務署長に提出しなければならぬ場所ごとの数量を記載した申告書を、この法律の施行後三十日以内に、その時貯蔵場所の所在地の所轄

この法律の施行前にした行為に

あるする罰則の適用については、な  
お従前の例による。

免、徵取猶予等に關する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「物品稅法第九條」の下に、「揮發油稅法第十七条第一項」を加える。

第八条及び第九条中「物品税」の下に、「揮発油税」を加える。

14 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「揮発油税法(昭和二十九年法律第四十四号)」を「揮発油税法(昭和三十一年法律第一号)」に改める。

第十一条第一項中「所轄税務署長」を「所轄税務署長又は所轄税関長」に、「引き取る」を「移出し」、又は保稅地域から「引き取る」に改め、同条第二項中「所轄税務署長」を「所轄税務署長又は所轄税關長」に、「読み替える」を「所轄税務署長」とあるのは、「所轄税務署長又は所轄税關長」と読み替えるに改める。

第十二条第一項中「所轄税務署長」を「所轄税務署長又は所轄税關長」に改める。

15 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「揮発油税法(昭和二十四年法律第四十四号)」を「揮発油税法(昭和三十二年法律第一号)」に改める。

第十二条第三項中「揮発油税法(昭和二十四年法律第四十四号)」を「揮発油税法(昭和三十二年法律第一号)」に改める。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律

保稅地域から引き取るに改め、同  
条第二項中「所轄稅務署長」を「所  
轄稅務署長又は所轄稅關長」に、  
「読み替える」を「「所轄稅務署長」  
とあるのは、「所轄稅務署長又は  
所轄稅關長」と読み替えるに改め

の一部を次のよう改正する。  
第一条中「揮発油税法(昭和二十四年法律第四十四号)」を「揮発油税法(昭和三十二年法律第号)」に改める。  
第四条第一項中「揮発油税法第五条」を「揮発油税法第十二条」に改める。  
第五条第一項中「又は引取」及び「又は引取人」を削り、同条第二項中「物品税法」の下に「又は揮発油税法」を加え、同項中「同法第十一条第一項」を「物品税法第十条第一項」に改める。

第一条  
第一項中「揮発油税法(昭和二十二年法律第十四号)」を「揮発油税法(昭和三十二年法律第二号)」に改める。  
第二項第三項第三号中「規定する揮発油」の下に「(同法第六条から規定により揮発油とみなされる物を含む。)」を加える。  
第八十九条及び第九十条を次のように改める。  
(石油化学原料として消費される揮発油の免稅)  
第八十九条 エチレンその他のの政令で定めるものを除く外は、

の一部を次のように改正する。

第一項中「揮発油税法(昭和二十四年法律第四十四号)」を「揮発油税法(昭和三十二年法律第1号)」に改める。

第四条第二項中「揮発油税法第五条」を「揮発油税法第十二条」に改める。

第五条第一項中「又は引取人」及び「又は引取人」を削り、同条第二項中「物品税法」の下に「又は揮発油税法」を加え、同項中「同法第十一条第一項」を「物品税法第十一条第一項又は揮発油税法第十二条第一項」に改め、同項中「物品税」の下に「又は揮発油税」を加える。

日本国における国際連合の軍隊の地位に關する協定の實施に伴う所得税法等の臨時特例に關する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「揮発油税法(昭和二十四年法律第四十四号)」を「揮発油税法(昭和三十二年法律第1号)」に改める。

輸入品に對する内国消費税の徵収等に關する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「揮発油税法(昭和二十四年法律第四十四号)」を「揮発油税法(昭和三十二年法律第1号)」に改める。

第二条第二号中「同法第十五条(揮発油とみなす場合)」を「同法第六条(揮発油等とみなす場合)」に改める。

第六条第一項中「揮発油税法第十三条」を削る。

租税特別措置法(昭和三十二年法律第1号)の一部を次のように改正する。

17 「又は揮発油税」を加える。  
日本国における国際連合の軍隊の地位に關する協定の実施に伴つて所得税法等の臨時特例に關する法律の一部を次のよう改正する。  
第一条中「揮発油税法(昭和二十四年法律第四十四号)」を「揮発油税法(昭和三十二年法律第一号)」に改める。

18  
輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律の一部を次のよう  
に改正する。

税法(昭和二十二年法律第  
二号)に改める。

第二条第二号中「同法第十五条（揮発油とみなす場合）」を「同法第

六条(揮発油等とみなす場合)」に改める。

19 租税特別措置法（昭和三十二年  
法律第 号）の一部を次のよう  
に改正する。

第一条中「揮発油税法(昭和二十二年法律第四十四号)」を「揮発油税法(昭和三十二年法律第三号)」に改める。  
第二条第三項第三号中「規定する揮発油」の下に「(同法第六条から規定により揮発油とみなされる物を含む。)」を加える。  
第八十九条及び第九十条を次のように改める。  
(石油化学原料として消費される揮発油の免稅)  
第八十九条 エチレンその他のの命令で定める化学製品の原料として揮発油を消費することについて揮発油税法第五条の規定の適用がある場合において、当該製造場が品の製造者が、大蔵省令で定める手続により、その製造場の所在地の所轄税務署長(当該製造場が保税地域に該当する場合には、所轄税關長)の承認を受けた揮発油税を当該消費に充てるとときは、その消費に係る揮発油税を免除する。  
2 前項に規定する製品(揮発油を原料とするものに限る。以下この項において同じ。)の製造者が揮発油の製造者でないときは、これを揮発油の製造者とみなして、揮発油税法を適用する。  
3 稅務署長又は税關長は、第一項の場合が揮発油の製造場でないと認め、同項に規定する製品の製造者は、これを揮発油の製造場とみなして、揮発油税法を適用する。  
その承認に係る揮発油及びこれを原料とした製品をそれぞれその他揮発油及び製品と区别して存感し、

すべきこと並びに大蔵省令で定めるところにより同項に規定する製品の製造貯蔵若しくは販売に関する事項を帳簿に記載し、又は当該事項を記載した書類を提出すべきことを命ずることができる。(航空機の燃料用揮発油等の免稅)

第九十条 昭和三十二年四月一日から昭和三十四年三月三十日までの間に、次に掲げる用途に供する揮発油のうち、その用途に応じ、政令で定める規格を有するもので、大蔵省令で定めるところによりその製造場(保税地)を受けて製造場から移出され、この条において同じ。)の所在地の所轄税務署長又はその保税地域の所在地の所轄税関長の承認又は保税地から引き取られるものについては、当該移出又は引取に係る揮発油税及び地方道路税を免除する。

一 航空機の燃料用ゴムの溶剤用その他の製造に直接供する用途で政令で定めるもの

3 第一項の規定の適用を受けた揮発油を同項各号の用途に供しようとした者が、当該揮発油を当該用途以外の用途に消費し、又は譲り渡したときは、当該揮発油の製造者とみなされ、又は譲り渡したときは、当該揮発油を揮発油の製造場から移出したものとみなし、その者を揮発油の製造者とみなされ、又は譲り渡したときは、当該揮発油を揮発油の製造場から移出したものとみなされ、その者を揮発油の製造者とみなされ、又は譲り渡したときは、当該揮発油を揮発油の製造場とみなされる場所を含み、保税地域に該当する揮発油の製造場を除く。以下同じ。)から移出した揮発油(揮発油の数量とし、同法第十一条第一項に規定する申告書は、同項の規定にかかわらず、その消費し、又は譲り渡した日から五日以内に提出するものとし、当該揮発油税及び地方道路税は、同法第十二条第一項の規定にかかわらず、その消費し、当該申告書が提出された後、直ちに徴収する。

4 第一項の承認について、同法第二十四条及び第二十六条の規定は、第一項の規定の適用がある場合には、その消費者(揮発油税法第五条第二項の規定の適用がある場合には、その消費者。以下同じ。)は、その引き取る揮発油(揮発油税法第五条第二項の規定の適用がある場合には、その消費者。以下同じ。)の数量に応じ、地方道路税を納める義務がある。

2 挥発油税法第十四条第六項の規定は、前項の承認を受けて移出し、又は引き取つた揮発油で、大蔵省令で定めるところにより、税務署長又は税關長が指定した期限内に同項各号の用途に供しようとする場所に移入され、この證明書の提出がないものについて準用する。この場合において、揮発油税を徴収することとなるときは、当該揮発油

油を移出し、又は引き取つた者から地方道路税を徴収する。

4 第四条中「二千円」を「三千七百円」に改める。

第六条を次のよう改める。

わせて地方道路税額に相当する金額の控除又は還付が行われたときは、これらの控除又は還付に係る金額の合算額の百九十五分の三十七に相当する地方道路税額に相当する金額及び百九十五分の百五十八に相当する揮発油税額に相当する金額の控除又は還付があつたものとする。

3 第一項の規定による控除を受けようとする者は、当該控除に係る揮発油につき徴収された、又は徴収されるべき地方道路税額につき事実を証する書類を、揮発油税法第十七条第五項の規定により提出すべき書類にあわせて提出しなければならない。

4 第一項の規定による還付を受けようとする者は、揮發油税法第七条第六項の規定による還付の申請にあわせてその申請をしなければならない。

5 第十一条第一項中「第十五条の二」を「第二十二条」に、「十三分の二」を「百九十五分の三十七」に改め、同条第二項中「第十五条の二」を「第二十二条」に、「十三分の十一」を「百九十五分の百五十八」に改める。

6 第十二条第一項中「国税徴収法」の下に「明治三十年法律第二十一号」を加え、同項中「十三分の十一」を「百九十五分の三十七」に、「十三分の十一」を「百九十五分の百五十八」に改める。

7 第十三条第一項及び第十三条第一項中「十三分の二」を「百九十五分の三十七」に、「十三分の十一」を「百九十五分の百五十八」に改める。

8 第十四条に次の二項を加える。

第五条 挥発油の製造者(揮発油税法第五条第一項ただし書、第七条第一項又は第十四条第五項の規定(納稅義務者))は、その者を揮発油の製造場(揮発油税法第七条第二項又は第十四条第五項の規定により揮発油の製造場とみなされる場所を含み、保税地域に該当する揮発油の製造場を除く。以下同じ。)から移出した揮発油(揮発油の数量とし、同法第十一条第一項に規定する申告書は、同項の規定にかかわらず、その消費し、又は譲り渡した日から五日以内に提出するものとし、当該揮発油税及び地方道路税は、同法第十二条第一項の規定にかかわらず、その消費し、当該申告書が提出された後、直ちに徴収する。

6 第六条 挥發油税法第十六条第一項(燈油の免稅)の規定により燈油に該当する揮發油について揮發油税を免除するとときは、当該燈油に該当する揮發油に係る地方道路税を免除する。

7 第七条第二項中「十三分の二」を「百九十五分の三十七」に、「十三分の二」を「百九十五分の百五十八」に改め、同条第一項又は第二項に「担保を提供させる」を「担保の提供を命ずる」に、「提供させなければ」を「提供すべし」と命じなければ「に改め、同条第一項又は第二項に「提供された」を「提供された」に改め、同条第四項を削る。

8 第九条 挥發油税法第十七条第一項(廃入の場合の地方道路税の控除等)を「九条」に改め、同条第一項中「第十五条の二」を「第二十二条」に、「十三分の二」を「百九十五分の三十七」に改め、同条第二項中「第十五条の二」を「第二十二条」に、「十三分の十一」を「百九十五分の百五十八」に改める。

9 第十一条第一項中「第十五条の二」を「第二十二条」に、「十三分の二」を「百九十五分の三十七」に改め、同条第二項中「第十五条の二」を「第二十二条」に、「十三分の十一」を「百九十五分の百五十八」に改める。

10 第十二条第一項及び第十三条第一項中「十三分の二」を「百九十五分の三十七」に、「十三分の十一」を「百九十五分の百五十八」に改める。

11 第十四条に次の二項を加える。

前項の規定は、第九条及び揮発油税法第十七条の規定による地方道路税及び揮発油税の控除に係る金額の合算額又はこれらの規定による地方道路税及び揮発油税の還付に係る金額の合算額について準用する。

第十四条の次に次の二条を加える。

(当該職員の権限)

第十四条の二 国税庁、国税局、税務署又は税關の当該職員(以下「当該職員」という。)は、地方道路税に関する調査について必要な範囲内で、次に掲げる行為をすることができる。

一 挥発油の製造者又は販売業者に対する質問し、又はこれらの者の業務に関する揮発油、帳簿類その他の物件を検査すること。

二 挥発油を保税地域から引き取る者に対して質問し、その引取りする揮発油を検査すること。

三 第一号に規定する者の業務に関する揮発油又は前号に規定する者に對して質問し、その引取りする揮発油を検査すること。

四 連搬中の揮発油を検査し、又はこれを運搬する者に對してその出所若しくは到達先を質問すること。

五 当該職員は、地方道路税に関する調査について必要がある場合は、揮発油の製造者又は販売業者の組織する団体(当該団体をもつて組織する団体を含む。)に対して、その団体負の揮発油の製造又

は取引に関し参考となるべき事項を詰問することができる。

3 第一項第三号の規定により採取した見本に關しては、第五条第一項又は第二項の規定は、適用しない。

4 当該職員は、第一項又は第二項の規定により職務を執行する場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 第一項に規定する当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第十五条第一号中「行為によつて地方道路税を免かれた者」を「行為により地方道路税を免かれ、又は免かれようとした者」に改め、同項第二号を次のように改め、同項第三号及び第四号を削る。

二 偕りその他不正の行為により第九条第一項の規定による還付を受け、又は受けようとした者

第十五条第二項中「相当する金額」の下に「又は還付金に相当する金額」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 挥発油の製造者が第一項第一号の規定に該当する場合において、当該地方道路税に係る揮発油が既にその揮発油の製造場から移出されているとき(揮発油税法第五条第一項の規定の適用を受ける揮発油について、前項においてその例によるものとされる旧法第五条第三項の規定又は揮發油既にその揮発油の製造場において消費されているとき)は、直ちにその地方道路税を徵収する。

第十五条の次に次の二条を加える。

3 第一項第二号の二第一項第一号若しくは第二号の規定による当該職員の質問に対しして答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又は五万円以下の罰金又は料料に拘み、妨げ、若しくは忌避した者は、五万円以下の罰金又は料料に処する。

4 第十六条中「前条」を「第十五条第一項」に改める。

第十七条中「第十五条」を「第十五条第一項又は第十五条の二」に改め、第十六条中「前条」を「第十五条第一項」に改める。

1 この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた地方道路税については、なお従前の例による。

3 改正前の地方道路税法(以下「旧法」といふ。)第五条第二項の規定については、新法第七条第二項及び十五条の三十七」とあるのは、「六十五分の十七」と、「百九十五分の百五十八」とあるのは、「六十五分の四十八」と、それぞれ読み替えてこれらの規定を適用する。

4 第五条第二項中「揮発油税法」の下に「及び地方道路税法」を、「揮発油税」の下に「及び地方道路税」に改める。

5 第十二条第三項中「揮発油税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百十二号)」の一部を次のように改正する。

6 前項の規定による地方道路税については、新法第七条第二項及び十五条から第十三条まで中「百九十五分の三十七」とあるのは、「六十五分の十七」と、「百九十五分の百五十八」とあるのは、「六十五分の四十八」と、それぞれ読み替えてこれらの規定を適用する。

7 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

8 災害被害者に対する租税の減免、徵収猶予等に関する法律(昭和二十一年法律第百七十五号)の一部を次のように改正する。

9 第七条第二項中「揮発油税法第十七条第一項」の下に、「地方道路税法第九条第一項(揮発油税法第十七条第一項の規定に係る部分に

地方道路税の徵収については、改正後の地方道路税法(以下「新法」という。)第四条の規定を適用する。

4 挥発油税法附則第九項の規定による当該職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五万円以下の罰金又は料料に課し、当該地方道路税の税額を同項に規定する揮発油の製造者又は販売業者から、同法附則第十項に規定する区分により徵収される揮発油税額にあわせて徵収する。

5 挥発油税法附則第六項の規定による当該職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五万円以下の罰金又は料料に課し、当該地方道路税の税額を同項に規定する揮発油の製造者又は販売業者から、同法附則第十二条並びに地方道路税法第五条を「並びに揮発油税法第十二条第三項中「、揮発油税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百十二号)」の一部を次のように改正する。

6 第十二条第三項中「、揮発油税法第十二条第三項中「、揮発油税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百十二号)」の一部を次のように改正する。

7 第十二条第三項中「、揮発油税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百十二号)」の一部を次のように改正する。

8 第十二条第三項中「、揮発油税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百十二号)」の一部を次のように改正する。

9 第十二条第三項中「、揮発油税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百十二号)」の一部を次のように改正する。

10 第十二条第三項中「、揮発油税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百十二号)」の一部を次のように改正する。

11 第十二条第三項中「、揮発油税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百十二号)」の一部を次のように改正する。

12 第十二条第三項中「、揮発油税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百十二号)」の一部を次のように改正する。

13 第十二条第三項中「、揮発油税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百十二号)」の一部を次のように改正する。

14 第十二条第三項中「、揮発油税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百十二号)」の一部を次のように改正する。

15 第十二条第三項中「、揮発油税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百十二号)」の一部を次のように改正する。

16 第十二条第三項中「、揮発油税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百十二号)」の一部を次のように改正する。

17 第十二条第三項中「、揮発油税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百十二号)」の一部を次のように改正する。

18 第十二条第三項中「、揮発油税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百十二号)」の一部を次のように改正する。

19 第十二条第三項中「、揮発油税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百十二号)」の一部を次のように改正する。

20 第十二条第三項中「、揮発油税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百十二号)」の一部を次のように改正する。

21 第十二条第三項中「、揮発油税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百十二号)」の一部を次のように改正する。

特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

4 第十二条第三項中「、揮発油税法第十二条並びに地方道路税法第五条」を「並びに揮発油税法第十二条第三項中「、揮発油税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百十二号)」の一部を次のように改正する。

5 第十二条第三項中「、揮発油税法第十二条第三項中「、揮発油税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百十二号)」の一部を次のように改正する。

6 第十二条第三項中「、揮発油税法第十二条第三項中「、揮発油税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百十二号)」の一部を次のように改正する。

7 第十二条第三項中「、揮発油税法第十二条第三項中「、揮発油税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百十二号)」の一部を次のように改正する。

8 第十二条第三項中「、揮発油税法第十二条第三項中「、揮発油税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百十二号)」の一部を次のように改正する。

9 第十二条第三項中「、揮発油税法第十二条第三項中「、揮発油税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百十二号)」の一部を次のように改正する。

10 第十二条第三項中「、揮発油税法第十二条第三項中「、揮発油税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百十二号)」の一部を次のように改正する。

11 第十二条第三項中「、揮発油税法第十二条第三項中「、揮発油税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百十二号)」の一部を次のように改正する。

12 第十二条第三項中「、揮発油税法第十二条第三項中「、揮発油税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百十二号)」の一部を次のように改正する。

13 第十二条第三項中「、揮発油税法第十二条第三項中「、揮発油税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百十二号)」の一部を次のように改正する。

14 第十二条第三項中「、揮発油税法第十二条第三項中「、揮発油税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百十二号)」の一部を次のように改正する。

15 第十二条第三項中「、揮発油税法第十二条第三項中「、揮発油税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百十二号)」の一部を次のように改正する。

16 第十二条第三項中「、揮発油税法第十二条第三項中「、揮発油税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百十二号)」の一部を次のように改正する。

17 第十二条第三項中「、揮発油税法第十二条第三項中「、揮発油税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百十二号)」の一部を次のように改正する。

18 第十二条第三項中「、揮発油税法第十二条第三項中「、揮発油税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百十二号)」の一部を次のように改正する。

19 第十二条第三項中「、揮発油税法第十二条第三項中「、揮発油税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百十二号)」の一部を次のように改正する。

20 第十二条第三項中「、揮発油税法第十二条第三項中「、揮発油税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百十二号)」の一部を次のように改正する。

21 第十二条第三項中「、揮発油税法第十二条第三項中「、揮発油税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百十二号)」の一部を次のように改正する。



入をしなかつた金額があるときは、当該金額を限度として、かつ、歳出予算の繰越額の財源として必要な金額の範囲内で、翌年度において、前条第一項の規定による借入金をすることができる。  
(国庫余裕金の繰替使用)

第十六条 この会計において、支出のための支払現金に不足があるときは、第十四条第一項及び第二項の規定により借り入れることができる。この会計において、支出のための支払現金に不足があるときは、第十四条第一項及び第二項の規定により借り入れることができる金額に相当する額(既に借り入れている借入金の額に相当する額を除く)を限度とし、政令で定めるところにより、国庫余裕金を繰替使用することができる。





合計額が一億円以上であつたもの

三 資本充実法第十四条第一項（要再評価会社が合併した場合の再評価の強制）の規定により同法第六条第一項（再評価の強制）の規定による再評価を行わなければならぬこととされた法人

四 前三号に掲げる法人以外の法人で、昭和二十八年又は昭和二十九年中に開始する事業年度開始日のいずれか一日において、最低限度以上の再評価（資本充実法第十九条第二項（再評価等の減免を受ける要件となる再評価）に規定する最低限度以上の再評価をいう。以下この条及び次条において同じ。）を行つたもの及び資本充実法第十九条第三項の規定により最低限度以上の再評価を行つたものとみなされたもの

前項各号に掲げる法人以外の法人（前項の規定に基いて再評価法の規定による再評価を行つた場合において、その合併の日が昭和二十八年一月一日以後であるときは、当該合併により設立した法人又は合併後存続する法人をいう。以下この条において同じ。）が前項第一号又は第二号に掲げる株式会社であるときは、昭和二十九年六月一日とし、同項第三号に掲げる法人で

あるときは、資本充実法第十四条第一項の規定により再評価を行わなければならない最後の日とし、同項第四号に掲げる法人であるときは、最低限度以上の再評価を行わなければならぬこととされた

同項第四号に掲げる法人であるときは、最低限度以上の再評価を行わなければならぬこととされた

き続き再評価法の施行地において、有する再評価可能資産について、

再評価法第十三条第三項（個人の所有者とみなす場合）の規定は、第一項各号に掲げる個人の有して

第一項（個人の減価償却資産の再評価）の規定による再評価を行つたものほか、昭和三十二年五月三十一日後であるときは、同日までの日であるときは、合併法人は、当該合併により消滅した法人が基準日から引き続き再評価法の施行地において有していた再評価可能資産で当該合併により取得し、引き続き同法の施行地において有するものについて、同法第十四条第一項（合併の場合における再評価）に定めるもののほか、合併の時期の区分に応じて次に掲げる日現在において、同項の規定による再評価を行つたものとみなされた個人

一 昭和二十八年一月一日又は昭和二十九年一月一日において最低限度以上の再評価を行つた個人

定による再評価を行つことができる。

3 再評価法第四条の二（相続人を定めるものほか、昭和三十二年一月一日現在において同法第八条第一項（個人の減価償却資産の再評価）の規定による再評価を行つたものとみなされた

第一項各号に掲げる個人の有して

第一項（個人の減価償却資産の再評価）の規定による再評価を行つた個人

価法第四十四条（税率）の規定の適用については、同条に規定する百分の六の税率は、百分の二の税率とする。

2 再評価法の規定により行う再評価で次に掲げるものに係る再評価の税率は、同法第四十四条の規定にかかるらず、再評価差額の百分の二とする。

3 再評価法第四条の二（相続人を定めるものほか、昭和三十二年一月一日現在において同法第八条第一項（個人の減価償却資産の再評価）の規定による再評価を行つた個人）の規定は、第一項各号に掲げる個人の有して

第一項（個人の減価償却資産の再評価）の規定による再評価を行つた個人

条第一項（非事業用資産を事業の用に供した場合の再評価）又は第十六条第三項の規定により行う再評価

（法人の再評価の申告期限）

第七条 第三条の規定に基いて再評価を行つた法人の当該再評価に係る再評価法第四十五条第一項（法人の再評価の申告）の規定による申告書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、再評価日を含む事業年度終了の日から二月以内（当該再評価に係る再評価日を含む事業年度終了の日が昭和三十三年三月三十一日であるときは、同年五月三十一日まで）とする。

（個人の再評価の申告期限）

第八条 第四条第一項の規定に基く再評価を行つた個人の当該再評価に係る再評価法第四十六条第一項（個人の減価償却資産の再評価の申告）の規定による申告書の提出期限は、これららの規定にかかわらず、昭和三十三年一月三十一日から同年三月十五日までとする。

2 第四条第二項の規定に基いて再評価を行つた相続人の当該再評価に係る再評価法第四十六条第一項又は第三項の規定による申告書の提出期限は、これららの規定にかかわらず、相続の開始又は遺贈（包括遺贈又は被相続人の相続人に対する遺贈に限る。）の事実があつたことを知つた日から四月を経過した日の前日（その日が昭和三

十二年八月三十一日以前であるときは、同日）までとする。

（法人の再評価税の納付）

第九条 第三条の規定に基く再評価又は第六条第二項第一号に掲げる三十八条第一項（納稅義務の繼承）の規定により当該資産について納付すべき再評価税額については、第五十一条第一項（法人の減価償却資産についての再評価税の納付）の規定による納期は、同項の規定にかかわらず、これらの再評価に係る再評価日とみなして、当該再評価日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度終了の日から二月以内とし、各納期において納付すべき同項の規定による再評価税額は、同項の規定にかかわらず、これらの再評価に係る再評価税額に当該各事業年度の月数（これらの再評価に係る再評価税額が事業年度開始の日以外の日である場合における当該再評価日を含む事業年度については、当該再評価日から当該事業年度終了の日までの月数とし、これらの再評価に係る再評価日を含む事業年度については、当該再評価日から二年を経過した日の前十六日から同年三月十五日までとする。

2 第四条第二項の規定に基いて再評価を行つた相続人の当該再評価に係る再評価法第四十六条第一項又は第三項の規定による申告書の提出期限は、これららの規定にかかわらず、相続の開始又は遺贈（包括遺贈又は被相続人の相続人に対する遺贈に限る。）の事実があつたことを知つた日から四月を経過した日の前日（その日が昭和三

十二年八月三十一日以前であるときは、同日）までとする。

（個人の再評価税の納付）

第十条 第四条の規定に基く再評価又は第六条第二項第二号若しくは第三号に掲げる再評価を行つた個人又は相続人のこれらの再評価に係る再評価税の再評価法第五十三条第一項（個人の減価償却資産についての再評価税の納付）の規定による納期は、同項の規定にかかわらず、これららの再評価に係る再評価法第十四条（再評価積立金を取りはずした場合の再評価税の免除）、第八十六条（個人の減価償却資産の譲渡損等の場合の再評価税の免除）及び第八十八条（所得税法の規定による控除不足がある場合の再評価税の免除）の規定は、第六条の規定の適用を受ける再評価税については、適用しない。

2 再評価法第十三条第二項（同法第十四条第五項、第四十五条第四項、第五十一条第四項又は第七十条第三項において準用する場合）

（個人の減価償却資産の再評価に係る再評価税）の規定によつて、二月十六日（第六条第二項第二号又は第三号に掲げる再評価日）の属する年の翌年から二年間、毎年一月十六日（第六条第二月数を控除した月数とする）を乗じて二十四で除して計算した金額とする。

前項に規定する再評価を行つた法人が合併により消滅した場合において、合併法人が合併により取得した当該再評価の行われた減価

償却資産についての同項の規定による再評価税額で合併の日から起算して二月を経過した日までにまだ納期が到来していないものがあるときは、合併法人が再評価法第三十八条第一項（納稅義務の繼承）の規定により当該資産について納付すべき再評価税額については、第五十三条第一項（個人の減価償却資産についての再評価税の納付）の規定の適用を受けた再評価及びこれに係る再評価税（追徴税額を含む。）の適用を受ける再評価及びこれに係る再評価税（追徴税額を含む。）については、適用しない。

（再評価積立金の全額の資本への組入れの時期）

第十二条 第三条の規定に基く再評価又は第六条第二項第一号に掲げる再評価を行つた法人がこれららの再評価に係るものとして再評価法第一百二条（再評価積立金）の規定により積み立てた金額についての再評価積立金の資本への組入れの規定によりその全額を資本に組み入れることができる時期は、これららの項の規定にかかわらず、当該再評価に係る再評価税を完納した日と昭和三十五年一月一日とのいずれか遅い日とする。

（再評価の限度額等についての再評価法の適用）

第十三条 再評価法第四十八条（修正申告書）第六十五条（再評価額等の更正）又は第一百二十五条（限度額をこえる再評価についての罰則）の規定の適用については、第五条及び再評価法第三章の規定により計算した再評価の限度額を同法第三章に規定する限度額とし、第六十条（繰上納付）、第六十四条（再評価税の督促）又は第七十七条（利子税額）の規定の適用についての再評価税の納付）又は第五十三条第一項（個人の減価償却資産についての再評価税の納付）又は第五十三条第一項（個人の減価償却資産についての再評価税の納付）に規定する納期及び納期限とする。

別表甲 有形減価償却資産(鉱業の用に供するものを除く。)についての再評価倍数表

(一)

耐用年数	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年										
取得の時期																								
明治 33 年以前													0.13	0.25										
明治 34 年													0.13	0.26										
明治 35 年													0.20	0.33										
明治 36 年													0.13	0.19	0.37									
明治 37 年													0.12	0.23	0.41									
明治 38 年													0.17	0.27	0.43									
明治 39 年													0.16	0.32	0.47									
明治 40 年													0.10	0.20	0.34	0.49								
明治 41 年													0.11	0.26	0.41	0.61								
明治 42 年													0.16	0.32	0.48	0.74								
明治 43 年													0.11	0.16	0.37	0.57	0.83							
明治 44 年													0.10	0.20	0.40	0.60	0.95							
明治 45 年													0.15	0.24	0.43	0.71	1.0							
大正 2 年													0.15	0.29	0.52	0.81	1.2							
大正 3 年													0.10	0.20	0.35	0.65	0.99	1.4						
大正 4 年													0.10	0.25	0.44	0.74	1.2	1.6						
大正 5 年													0.13	0.25	0.45	0.73	1.1	1.5						
大正 6 年													0.14	0.26	0.42	0.68	1.0	1.4						
大正 7 年													0.13	0.23	0.37	0.62	0.89	1.2						
大正 8 年													0.12	0.22	0.36	0.58	0.82	1.2						
大正 9 年													0.13	0.26	0.40	0.62	0.88	1.2						
大正 10 年													0.12	0.22	0.38	0.62	0.92	1.3	1.8					
大正 11 年													0.15	0.27	0.49	0.73	1.2	1.6	2.1					
大正 12 年													0.17	0.34	0.57	0.86	1.3	1.8	2.4					
大正 13 年													0.10	0.21	0.39	0.64	0.99	1.5	2.0	2.6				
大正 14 年													0.15	0.29	0.47	0.80	1.2	1.8	2.4	3.1				
昭和 15 年													0.19	0.37	0.66	1.1	1.6	2.3	3.1	3.9				
昭和 2 年													0.12	0.25	0.50	0.84	1.4	2.0	2.8	3.7	4.7			
昭和 3 年													0.14	0.34	0.61	1.1	1.7	2.3	3.3	4.3	5.4			
昭和 4 年													0.20	0.43	0.80	1.3	2.0	2.8	3.9	5.1	6.3			
昭和 5 年													0.14	0.31	0.66	1.2	1.9	2.9	4.0	5.5	7.1	8.8		
昭和 6 年													0.21	0.49	0.98	1.8	2.7	4.1	5.6	7.6	9.7	12		
昭和 7 年													0.26	0.59	1.2	2.0	3.0	4.5	6.0	8.0	11	13		
昭和 8 年													0.10	0.29	0.68	1.3	2.1	3.2	4.6	6.1	8.2	11	13	
昭和 9 年													0.16	0.41	0.85	1.6	2.6	3.8	5.4	7.1	9.3	12	14	
昭和 10 年													0.22	0.53	1.1	1.9	3.1	4.5	6.3	8.2	11	13	16	
昭和 11 年													0.27	0.68	1.4	2.3	3.6	5.2	7.2	9.3	12	15	17	
昭和 12 年													0.10	0.32	0.76	1.5	2.4	3.7	5.2	7.1	9.0	12	14	16

## (二)

耐用年数 取得の時期	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	30年	32年	35年
明治 33 年 以前	0.38	0.57	0.81	1.1	1.6	2.1	2.5	3.2	3.9	4.7	5.7	7.8	11	15
明治 34 年	0.46	0.65	0.98	1.3	1.9	2.4	2.9	3.8	4.5	5.4	6.5	8.8	12	16
明治 35 年	0.52	0.78	1.1	1.5	2.0	2.6	3.2	4.0	4.8	5.8	6.9	9.4	13	17
明治 36 年	0.55	0.85	1.2	1.5	2.2	2.8	3.3	4.2	4.9	5.9	7.1	9.5	13	17
明治 37 年	0.64	0.87	1.3	1.6	2.3	2.9	3.4	4.4	5.2	6.1	7.3	9.8	13	18
明治 38 年	0.65	0.97	1.3	1.7	2.4	3.0	3.5	4.4	5.3	6.3	7.4	9.8	13	18
明治 39 年	0.73	1.1	1.5	1.8	2.5	3.2	3.8	4.7	5.6	6.6	7.8	11	14	18
明治 40 年	0.78	1.2	1.5	1.9	2.6	3.3	3.9	4.8	5.7	6.7	7.9	11	14	18
明治 41 年	0.91	1.4	1.8	2.2	3.0	3.8	4.4	5.5	6.5	7.6	8.9	12	16	20
明治 42 年	1.2	1.6	2.0	2.5	3.5	4.3	5.1	6.3	7.4	8.6	11	14	17	22
明治 43 年	1.3	1.8	2.3	2.8	3.8	4.8	5.5	6.8	8.0	9.3	11	14	18	24
明治 44 年	1.4	1.9	2.5	3.0	4.1	5.0	5.9	7.2	8.4	9.7	12	15	19	24
明治 45 年	1.5	2.0	2.6	3.2	4.3	5.3	6.1	7.5	8.7	10	12	15	19	25
大正 2 年	1.7	2.3	2.9	3.5	4.8	5.8	6.7	8.2	9.5	11	13	16	21	26
大正 3 年	2.0	2.7	3.5	4.1	5.6	6.8	7.8	9.4	11	13	15	19	23	29
大正 4 年	2.3	3.0	3.9	4.6	6.1	7.4	8.5	11	12	14	16	20	25	31
大正 5 年	2.1	2.8	3.6	4.2	5.6	6.7	7.7	9.2	11	13	14	18	22	27
大正 6 年	1.9	2.5	3.2	4.0	5.0	5.9	6.8	8.1	9.2	11	12	15	19	23
大正 7 年	1.7	2.2	2.7	3.4	4.2	5.0	5.7	6.7	7.7	8.7	9.9	13	16	19
大正 8 年	1.6	2.0	2.5	3.1	3.8	4.5	5.1	6.1	6.9	7.8	8.8	11	14	17
大正 9 年	1.6	2.1	2.6	3.2	3.9	4.6	5.1	6.0	6.8	7.7	8.7	11	13	16
大正 10 年	2.4	3.0	3.7	4.5	5.5	6.5	7.3	8.6	9.6	11	13	15	18	22
大正 11 年	2.8	3.5	4.3	5.2	6.3	7.3	8.2	9.6	11	13	14	17	20	24
大正 12 年	3.1	3.9	4.7	5.7	6.9	8.0	8.9	11	12	13	15	18	21	25
大正 13 年	3.4	4.2	5.1	6.1	7.3	8.5	9.5	11	13	14	16	19	22	26
大正 14 年	3.9	4.9	5.8	7.0	8.3	9.6	11	13	14	16	17	20	24	29
昭和 15 年	5.0	6.2	7.4	8.8	11	12	14	16	17	19	21	25	29	34
昭和 2 年	6.0	7.4	8.7	11	13	14	16	18	20	22	24	28	33	39
昭和 3 年	6.8	8.3	9.7	12	14	16	17	20	21	23	26	30	35	41
昭和 4 年	7.9	9.6	12	14	16	18	19	22	24	26	29	33	39	45
昭和 5 年	11	14	16	18	21	24	26	29	32	35	38	44	50	58
昭和 6 年	15	18	21	24	28	31	34	38	41	44	48	56	64	73
昭和 7 年	16	18	21	24	28	31	33	37	40	44	47	54	62	71
昭和 8 年	15	18	21	23	27	30	32	36	38	42	45	51	58	66
昭和 9 年	17	20	23	26	29	32	35	38	41	44	48	54	61	69
昭和 10 年	19	22	25	28	31	35	37	41	44	47	51	57	64	72
昭和 11 年	21	24	27	30	33	37	39	43	46	49	53	59	66	74
昭和 12 年	19	22	25	27	31	33	36	39	41	44	47	53	58	65

(三)

耐用年数 取得の時期	36年	40年	41年	45年	46年	50年	55年	57年	60年	61年	65年	70年	75年	80年
明治 33 年 以前	17	24	25	34	36	46	58	61	69	73	82	98	110	124
明治 34 年	18	26	28	37	39	50	63	66	75	79	89	105	118	133
明治 35 年	19	27	29	39	41	51	65	68	77	81	91	108	121	135
明治 36 年	19	27	29	38	41	51	63	67	75	79	89	105	117	131
明治 37 年	20	28	29	38	41	51	63	66	74	78	87	103	115	128
明治 38 年	20	27	29	38	40	49	61	65	72	76	84	99	110	123
明治 39 年	20	28	29	38	41	50	62	65	72	76	85	99	110	123
明治 40 年	20	27	29	38	40	49	60	63	70	74	82	95	106	117
明治 41 年	22	30	32	41	43	53	65	68	75	79	88	102	113	125
明治 42 年	25	33	35	45	47	58	71	74	82	86	95	110	122	135
明治 43 年	26	35	37	47	49	60	73	76	84	89	97	113	124	137
明治 44 年	27	36	37	48	50	60	73	77	84	89	97	112	123	136
明治 45 年 大正元年	27	36	37	47	50	60	72	76	83	87	95	110	120	132
大正 2 年	29	38	40	50	52	63	75	79	86	90	99	113	124	135
大正 3 年	32	42	44	55	57	69	82	86	94	98	107	122	133	146
大正 4 年	34	44	46	57	60	71	84	88	96	100	110	125	136	148
大正 5 年	30	38	40	50	52	61	73	76	83	86	94	107	116	126
大正 6 年	25	32	34	42	43	51	60	63	68	71	77	88	95	103
大正 7 年	21	26	27	34	35	41	48	50	54	57	61	69	75	81
大正 8 年	18	23	24	29	30	35	41	43	46	48	52	58	63	68
大正 9 年	17	22	23	28	29	34	39	41	44	45	49	55	59	64
大正 10 年	24	30	31	38	39	45	53	55	59	61	66	73	79	85
大正 11 年	26	32	34	40	42	48	56	58	62	65	70	77	83	89
大正 12 年	27	34	35	42	43	50	57	59	64	66	71	79	84	90
大正 13 年	28	35	36	42	44	50	58	60	64	66	71	78	84	90
大正 14 年	31	37	39	46	47	54	62	64	68	70	75	83	89	95
大正 15 年 昭和元年	37	45	46	54	56	64	72	75	80	82	88	97	103	110
昭和 2 年	41	50	51	60	62	70	79	82	87	90	96	105	112	119
昭和 3 年	44	52	54	63	65	73	82	85	90	93	98	108	114	121
昭和 4 年	48	57	59	68	70	79	88	91	96	99	105	114	121	128
昭和 5 年	62	73	75	87	89	100	112	115	121	125	132	143	152	160
昭和 6 年	78	91	94	108	111	123	138	141	149	153	162	175	185	195
昭和 7 年	75	87	90	102	105	117	129	133	140	143	151	163	172	181
昭和 8 年	69	81	88	94	96	107	118	121	127	130	137	147	155	162
昭和 9 年	73	84	86	97	99	109	120	123	129	132	139	149	156	164
昭和 10 年	75	87	89	100	102	112	122	125	131	134	140	150	157	165
昭和 11 年	77	88	90	101	103	112	123	125	131	134	140	149	156	162
昭和 12 年	68	77	79	87	89	97	105	108	112	114	119	127	132	138

## (四)

耐用年数 取得の時期	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年
昭和 13 年			0.14	0.44	0.97	1.8	2.9	4.3	6.0	8.0	10	13	15	18
昭和 14 年			0.19	0.55	1.2	2.1	3.3	4.8	6.6	8.7	11	14	16	19
昭和 15 年			0.26	0.69	1.4	2.4	3.7	5.3	7.1	9.2	12	14	17	19
昭和 16 年		0.11	0.37	0.91	1.8	2.9	4.4	6.1	8.0	11	13	15	18	20
昭和 17 年		0.15	0.50	1.2	2.2	3.5	5.1	6.9	8.9	12	14	17	19	21
昭和 18 年		0.23	0.69	1.5	2.7	4.2	5.9	8.0	11	13	15	18	20	23
昭和 19 年		0.33	0.89	1.9	3.2	4.7	6.6	8.7	11	14	16	18	21	23
昭和 20 年	1月—3月	0.10	0.42	1.1	2.1	3.4	5.0	6.8	8.7	11	13	15	18	20
	4月—6月	0.11	0.43	1.1	2.1	3.3	4.8	6.5	8.3	11	13	14	16	18
	7月—9月	0.12	0.45	1.1	2.1	3.3	4.7	6.3	8.0	9.8	12	14	16	19
	10月—12月	0.10	0.36	0.83	1.6	2.5	3.6	4.7	6.0	7.2	8.6	9.9	12	13
昭和 21 年	1月—2月	0.07	0.24	0.54	0.99	1.6	2.2	2.9	3.7	4.5	5.3	6.0	6.8	7.6
	3月	0.05	0.18	0.40	0.73	1.2	1.6	2.1	2.7	3.2	3.8	4.3	4.9	5.4
	4月—6月	0.04	0.14	0.31	0.57	0.88	1.3	1.7	2.1	2.5	2.9	3.3	3.8	4.2
	7月—9月	0.04	0.14	0.30	0.53	0.81	1.2	1.5	1.9	2.2	2.6	3.0	3.3	3.7
昭和 22 年	10月—12月	0.04	0.13	0.28	0.50	0.75	1.1	1.4	1.7	2.0	2.4	2.7	3.0	3.6
	1月—3月	0.04	0.13	0.28	0.49	0.73	1.0	1.3	1.6	1.9	2.2	2.5	2.8	3.1
	4月—6月	0.04	0.11	0.23	0.39	0.59	0.79	1.1	1.3	1.5	1.8	2.0	2.2	2.4
	7月—9月	0.03	0.07	0.14	0.24	0.35	0.46	0.59	0.72	0.85	0.98	1.1	1.3	1.4
昭和 23 年	10月—12月	0.02	0.06	0.11	0.19	0.27	0.36	0.46	0.56	0.65	0.75	0.84	0.94	1.1
	1月—3月	0.02	0.06	0.12	0.19	0.27	0.36	0.45	0.54	0.63	0.73	0.81	0.90	0.97
	4月—6月	0.03	0.07	0.12	0.20	0.28	0.37	0.46	0.55	0.63	0.73	0.81	0.89	0.97
	7月—9月	0.02	0.04	0.08	0.13	0.18	0.23	0.28	0.34	0.39	0.44	0.49	0.54	0.59
昭和 24 年	10月—12月	0.02	0.04	0.07	0.12	0.16	0.21	0.25	0.30	0.35	0.39	0.43	0.48	0.51
	1月—3月	0.02	0.04	0.08	0.12	0.16	0.21	0.25	0.30	0.34	0.38	0.42	0.46	0.50
	4月—6月	0.02	0.05	0.08	0.12	0.17	0.21	0.25	0.30	0.34	0.38	0.42	0.46	0.49
	7月—9月	0.02	0.05	0.08	0.13	0.17	0.21	0.26	0.30	0.34	0.38	0.42	0.45	0.49
昭和 25 年	10月—12月	0.03	0.05	0.09	0.13	0.18	0.22	0.27	0.31	0.35	0.39	0.43	0.46	0.49
	1月—3月	0.03	0.06	0.10	0.14	0.18	0.23	0.27	0.31	0.35	0.39	0.42	0.46	0.52
	4月—6月	0.03	0.06	0.10	0.15	0.19	0.24	0.28	0.33	0.37	0.41	0.44	0.47	0.51
	7月—9月	0.03	0.07	0.10	0.15	0.19	0.23	0.27	0.31	0.35	0.39	0.42	0.45	0.50
昭和 26 年	10月—12月	0.03	0.07	0.10	0.14	0.19	0.22	0.26	0.30	0.33	0.37	0.39	0.42	0.45
	1月—3月	0.04	0.07	0.10	0.14	0.18	0.22	0.26	0.29	0.32	0.35	0.38	0.40	0.43
	4月—6月	0.04	0.08	0.11	0.16	0.20	0.23	0.27	0.30	0.34	0.37	0.39	0.42	0.46
	7月—9月	0.05	0.08	0.13	0.17	0.21	0.25	0.29	0.32	0.35	0.38	0.41	0.44	0.46
昭和 27 年	10月—12月	0.05	0.09	0.14	0.18	0.23	0.27	0.30	0.34	0.37	0.40	0.43	0.45	0.50
	昭和 27 年	0.06	0.11	0.15	0.20	0.24	0.28	0.32	0.36	0.39	0.42	0.44	0.47	0.49

上記の表に該当する耐用年数がない資産については、当該資産の耐用年数のこの表の直近の長い耐用年数を当該資産の耐用年数とみなして、この表を適用する。

(五)

耐用年数	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	30年	32年	35年	
昭和 13 年	21	24	26	29	32	35	37	40	43	46	49	54	59	66	
昭和 14 年	21	24	27	29	32	35	37	40	42	45	48	53	58	64	
昭和 15 年	22	24	27	29	32	34	36	39	41	44	46	51	56	61	
昭和 16 年	23	25	28	30	33	36	37	40	42	45	47	51	56	61	
昭和 17 年	24	26	29	31	34	36	38	41	43	45	47	51	55	60	
昭和 18 年	25	28	30	32	35	37	39	41	43	45	48	51	55	59	
昭和 19 年	25	28	30	32	34	36	38	40	42	44	46	49	52	56	
昭和 20 年	1月—3月	24	26	27	29	31	33	34	36	38	39	41	43	46	49
	4月—6月	22	24	25	27	29	30	32	33	35	36	37	40	42	45
	7月—9月	21	23	24	26	27	29	30	31	32	34	35	37	40	42
	10月—12月	15	17	18	19	20	21	22	23	24	24	25	27	29	30
昭和 21 年	1月—2月	9.0	9.7	11	11	12	13	13	14	14	15	15	16	17	18
	3月	6.4	6.9	7.4	7.8	8.3	8.7	9.0	9.4	9.8	11	11	12	12	13
	4月—6月	4.9	5.3	5.7	6.0	6.4	6.7	6.9	7.2	7.5	7.8	8.0	8.5	9.0	9.6
	7月—9月	4.4	4.7	5.0	5.3	5.6	5.8	6.0	6.3	6.5	6.8	7.0	7.4	7.8	8.3
	10月—12月	3.9	4.2	4.4	4.7	4.9	5.2	5.4	5.6	5.8	6.0	6.2	6.5	6.9	7.3
昭和 22 年	1月—3月	3.6	3.9	4.1	4.3	4.6	4.8	4.9	5.2	5.3	5.5	5.7	6.0	6.3	6.7
	4月—6月	2.8	3.0	3.2	3.3	3.5	3.7	3.8	4.0	4.1	4.2	4.4	4.6	4.8	5.1
	7月—9月	1.6	1.7	1.8	1.9	2.0	2.1	2.1	2.2	2.3	2.4	2.4	2.6	2.7	2.8
	10月—12月	1.2	1.3	1.4	1.4	1.5	1.6	1.6	1.7	1.7	1.8	1.8	1.9	2.0	2.1
昭和 23 年	1月—3月	1.2	1.2	1.3	1.4	1.4	1.5	1.5	1.6	1.6	1.7	1.7	1.8	1.9	2.0
	4月—6月	1.2	1.2	1.3	1.3	1.4	1.5	1.5	1.6	1.6	1.7	1.7	1.8	1.9	2.0
	7月—9月	0.67	0.71	0.74	0.78	0.82	0.85	0.87	0.90	0.93	0.96	0.98	1.1	1.1	1.2
	10月—12月	0.59	0.62	0.65	0.68	0.71	0.74	0.76	0.79	0.81	0.83	0.85	0.89	0.93	0.97
昭和 24 年	1月—3月	0.57	0.60	0.62	0.65	0.68	0.71	0.73	0.75	0.77	0.79	0.81	0.85	0.89	0.92
	4月—6月	0.56	0.59	0.61	0.64	0.67	0.69	0.71	0.73	0.75	0.77	0.79	0.83	0.86	0.90
	7月—9月	0.55	0.58	0.60	0.63	0.65	0.68	0.69	0.72	0.73	0.75	0.77	0.80	0.84	0.87
	10月—12月	0.55	0.58	0.61	0.63	0.66	0.68	0.70	0.72	0.73	0.75	0.77	0.80	0.83	0.87
昭和 25 年	1月—3月	0.55	0.57	0.60	0.62	0.65	0.67	0.68	0.70	0.72	0.74	0.75	0.78	0.81	0.84
	4月—6月	0.56	0.59	0.61	0.63	0.66	0.68	0.69	0.71	0.73	0.75	0.76	0.79	0.82	0.85
	7月—9月	0.53	0.55	0.57	0.59	0.61	0.63	0.65	0.66	0.68	0.69	0.71	0.73	0.76	0.79
	10月—12月	0.49	0.52	0.54	0.55	0.57	0.59	0.60	0.62	0.63	0.64	0.66	0.68	0.70	0.73
昭和 26 年	1月—3月	0.47	0.49	0.51	0.52	0.54	0.55	0.57	0.58	0.59	0.60	0.62	0.64	0.66	0.68
	4月—6月	0.48	0.50	0.52	0.54	0.55	0.57	0.58	0.59	0.60	0.62	0.63	0.65	0.67	0.69
	7月—9月	0.50	0.52	0.54	0.55	0.57	0.58	0.59	0.61	0.62	0.63	0.64	0.66	0.68	0.70
	10月—12月	0.52	0.53	0.55	0.57	0.58	0.60	0.61	0.62	0.63	0.64	0.65	0.67	0.69	0.71
昭和 27 年		0.53	0.55	0.57	0.58	0.60	0.61	0.62	0.64	0.65	0.66	0.67	0.69	0.70	0.72

## (六)

耐用年数	36年	40年	41年	45年	46年	50年	55年	57年	60年	61年	65年	70年	75年	80年	
取得の時期															
昭和 13 年	69	77	79	87	89	96	104	106	110	113	117	124	129	134	
昭和 14 年	66	74	76	83	85	91	98	100	104	106	110	116	121	125	
昭和 15 年	63	70	71	78	79	85	92	93	97	98	102	107	111	115	
昭和 16 年	63	69	71	77	78	83	89	91	94	95	98	103	107	110	
昭和 17 年	61	68	69	74	75	80	86	87	90	91	94	98	101	105	
昭和 18 年	61	67	68	73	74	79	83	85	87	88	91	95	98	101	
昭和 19 年	58	63	63	68	69	73	77	78	80	81	83	87	89	91	
昭和 20 年	1月—3月	50	54	55	59	59	62	66	66	68	69	71	73	75	77
	4月—6月	46	50	50	53	54	57	60	60	62	63	64	66	68	70
	7月—9月	43	46	47	50	50	53	55	56	57	58	59	62	63	65
	10月—12月	31	33	34	36	36	38	40	40	41	42	43	44	45	46
昭和 21 年	1月—2月	19	20	20	21	22	23	24	24	24	25	25	26	27	27
	3月	13	14	14	15	15	16	17	17	17	17	18	18	19	19
	4月—6月	9.8	11	11	12	12	12	13	13	13	13	14	14	14	15
	7月—9月	8.5	9.1	9.2	9.7	9.8	11	11	11	11	12	12	12	12	13
	10月—12月	7.5	8.0	8.0	8.5	8.6	8.9	9.3	9.4	9.6	9.7	10	11	11	11
昭和 22 年	1月—3月	6.8	7.3	7.3	7.7	7.8	8.2	8.5	8.6	8.8	8.9	9.0	9.3	9.5	9.7
	4月—6月	5.2	5.5	5.6	5.9	5.9	6.2	6.4	6.5	6.6	6.7	6.9	7.0	7.2	7.3
	7月—9月	2.9	3.1	3.1	3.3	3.3	3.4	3.6	3.6	3.7	3.7	3.8	3.9	4.0	4.1
	10月—12月	2.2	2.3	2.3	2.4	2.5	2.6	2.7	2.7	2.7	2.8	2.8	2.9	2.9	3.0
昭和 23 年	1月—3月	2.0	2.2	2.2	2.3	2.3	2.4	2.5	2.5	2.5	2.6	2.6	2.7	2.7	2.8
	4月—6月	2.0	2.1	2.1	2.2	2.2	2.3	2.4	2.4	2.5	2.5	2.5	2.6	2.7	2.7
	7月—9月	1.2	1.3	1.3	1.3	1.3	1.4	1.4	1.4	1.5	1.5	1.5	1.5	1.6	1.6
	10月—12月	0.99	1.1	1.1	1.1	1.2	1.2	1.2	1.2	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.4
昭和 24 年	1月—3月	0.94	0.99	1.0	1.1	1.1	1.1	1.2	1.2	1.2	1.2	1.3	1.3	1.3	1.3
	4月—6月	0.91	0.96	0.97	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2
	7月—9月	0.89	0.93	0.93	0.97	0.98	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.2	1.2	1.2
	10月—12月	0.88	0.92	0.93	0.96	0.97	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.2	1.2
昭和 25 年	1月—3月	0.85	0.89	0.90	0.93	0.94	0.97	1.0	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1
	4月—6月	0.86	0.90	0.91	0.94	0.95	0.97	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1
	7月—9月	0.80	0.83	0.84	0.87	0.87	0.90	0.92	0.93	0.94	0.94	0.96	0.98	0.99	1.0
	10月—12月	0.74	0.77	0.77	0.80	0.80	0.82	0.84	0.85	0.86	0.87	0.88	0.89	0.91	0.92
昭和 26 年	1月—3月	0.69	0.71	0.72	0.74	0.74	0.76	0.78	0.79	0.80	0.80	0.81	0.83	0.84	0.85
	4月—6月	0.70	0.72	0.73	0.75	0.76	0.77	0.79	0.80	0.81	0.81	0.82	0.83	0.85	0.85
	7月—9月	0.71	0.73	0.74	0.76	0.76	0.78	0.80	0.80	0.81	0.82	0.83	0.84	0.85	0.86
	10月—12月	0.72	0.74	0.75	0.77	0.77	0.79	0.81	0.81	0.82	0.83	0.84	0.85	0.86	0.87
昭和 27 年		0.73	0.75	0.76	0.78	0.78	0.80	0.82	0.82	0.83	0.83	0.84	0.85	0.86	0.87

別表乙 無形減価償却資産(鉱業権を除く。)についての再評価指数表

種類 取得の時期	実用新案権 及び意匠権	漁業権、特許権及び商標	電気ガス供給施設利用権及び開港場権	水利権	専用鋼線利用権及び鐵道軌道運行権	専用鋼線利用権及び鐵道軌道運行権	専用鋼線利用権及び鐵道軌道運行権
昭和 3 年						3.9	
昭和 4 年					14		
昭和 5 年					29		
昭和 6 年					48		
昭和 7 年					56		
昭和 8 年					59		
昭和 9 年					69		
昭和 10 年					78		
昭和 11 年					85		
昭和 12 年					78		
昭和 13 年				12	82		
昭和 14 年				21	81		
昭和 15 年				28	79		
昭和 16 年				35	80		
昭和 17 年				46	40	79	
昭和 18 年				12	45	79	
昭和 19 年				19	46	74	
昭和 20 年	1 月 - 3 月			23	44	64	
	4 月 - 6 月			22	40	59	
	7 月 - 9 月			22	38	55	
昭和 21 年	10 月 - 12 月			17	28	39	
	1 月 - 2 月			11	17	23	
	3 月			7.3	12	17	

昭和 21 年	4 月 - 6 月			5.6	9.0	1.8
	7 月 - 9 月			5.1	7.9	1.1
	10 月 - 12 月			4.7	7.0	0.93
昭和 22 年	1 月 - 3 月			4.4	6.5	0.85
	4 月 - 6 月			3.5	5.0	0.65
	7 月 - 9 月			2.0	2.8	0.36
昭和 23 年	10 月 - 12 月			1.5	2.1	0.27
	1 月 - 3 月			0.36	1.5	0.20
昭和 24 年	4 月 - 6 月			0.43	1.5	0.20
	7 月 - 9 月			0.30	0.87	1.2
昭和 25 年	10 月 - 12 月			0.30	0.76	0.98
	1 月 - 3 月			0.32	0.74	0.94
昭和 26 年	4 月 - 6 月			0.34	0.73	0.92
	7 月 - 9 月			0.36	0.72	0.89
昭和 27 年	10 月 - 12 月			0.39	0.73	0.89
	1 月 - 3 月			0.39	0.73	0.89
昭和 28 年	4 月 - 6 月			0.34	0.73	0.89
	7 月 - 9 月			0.36	0.72	0.89
昭和 29 年	10 月 - 12 月			0.39	0.73	0.89
	1 月 - 3 月			0.40	0.72	0.89
昭和 30 年	4 月 - 6 月			0.39	0.73	0.89
	7 月 - 9 月			0.43	0.73	0.88
昭和 31 年	10 月 - 12 月			0.43	0.69	0.81
	1 月 - 3 月			0.41	0.64	0.75
昭和 32 年	4 月 - 6 月			0.41	0.61	0.71
	7 月 - 9 月			0.22	0.46	0.64
昭和 33 年	10 月 - 12 月			0.26	0.48	0.66
	1 月 - 3 月			0.30	0.51	0.74
昭和 34 年	4 月 - 6 月			0.19	0.43	0.62
	7 月 - 9 月			0.22	0.46	0.64
昭和 35 年	10 月 - 12 月			0.26	0.48	0.66
	1 月 - 3 月			0.30	0.51	0.76
昭和 36 年	4 月 - 6 月			0.19	0.43	0.62
	7 月 - 9 月			0.22	0.46	0.64
昭和 37 年	10 月 - 12 月			0.26	0.48	0.66
	1 月 - 3 月			0.30	0.51	0.76
昭和 38 年	4 月 - 6 月			0.19	0.43	0.62
	7 月 - 9 月			0.22	0.46	0.64
昭和 39 年	10 月 - 12 月			0.26	0.48	0.66
	1 月 - 3 月			0.30	0.51	0.76
昭和 40 年	4 月 - 6 月			0.19	0.43	0.62
	7 月 - 9 月			0.22	0.46	0.64
昭和 41 年	10 月 - 12 月			0.26	0.48	0.66
	1 月 - 3 月			0.30	0.51	0.76
昭和 42 年	4 月 - 6 月			0.19	0.43	0.62
	7 月 - 9 月			0.22	0.46	0.64
昭和 43 年	10 月 - 12 月			0.26	0.48	0.66
	1 月 - 3 月			0.30	0.51	0.76
昭和 44 年	4 月 - 6 月			0.19	0.43	0.62
	7 月 - 9 月			0.22	0.46	0.64
昭和 45 年	10 月 - 12 月			0.26	0.48	0.66
	1 月 - 3 月			0.30	0.51	0.76
昭和 46 年	4 月 - 6 月			0.19	0.43	0.62
	7 月 - 9 月			0.22	0.46	0.64
昭和 47 年	10 月 - 12 月			0.26	0.48	0.66
	1 月 - 3 月			0.30	0.51	0.76
昭和 48 年	4 月 - 6 月			0.19	0.43	0.62
	7 月 - 9 月			0.22	0.46	0.64
昭和 49 年	10 月 - 12 月			0.26	0.48	0.66
	1 月 - 3 月			0.30	0.51	0.76
昭和 50 年	4 月 - 6 月			0.19	0.43	0.62
	7 月 - 9 月			0.22	0.46	0.64
昭和 51 年	10 月 - 12 月			0.26	0.48	0.66
	1 月 - 3 月			0.30	0.51	0.76
昭和 52 年	4 月 - 6 月			0.19	0.43	0.62
	7 月 - 9 月			0.22	0.46	0.64
昭和 53 年	10 月 - 12 月			0.26	0.48	0.66
	1 月 - 3 月			0.30	0.51	0.76
昭和 54 年	4 月 - 6 月			0.19	0.43	0.62
	7 月 - 9 月			0.22	0.46	0.64
昭和 55 年	10 月 - 12 月			0.26	0.48	0.66
	1 月 - 3 月			0.30	0.51	0.76
昭和 56 年	4 月 - 6 月			0.19	0.43	0.62
	7 月 - 9 月			0.22	0.46	0.64
昭和 57 年	10 月 - 12 月			0.26	0.48	0.66
	1 月 - 3 月			0.30	0.51	0.76
昭和 58 年	4 月 - 6 月			0.19	0.43	0.62
	7 月 - 9 月			0.22	0.46	0.64
昭和 59 年	10 月 - 12 月			0.26	0.48	0.66
	1 月 - 3 月			0.30	0.51	0.76
昭和 60 年	4 月 - 6 月			0.19	0.43	0.62
	7 月 - 9 月			0.22	0.46	0.64
昭和 61 年	10 月 - 12 月			0.26	0.48	0.66
	1 月 - 3 月			0.30	0.51	0.76
昭和 62 年	4 月 - 6 月			0.19	0.43	0.62
	7 月 - 9 月			0.22	0.46	0.64
昭和 63 年	10 月 - 12 月			0.26	0.48	0.66
	1 月 - 3 月			0.30	0.51	0.76
昭和 64 年	4 月 - 6 月			0.19	0.43	0.62
	7 月 - 9 月			0.22	0.46	0.64
昭和 65 年	10 月 - 12 月			0.26	0.48	0.66
	1 月 - 3 月			0.30	0.51	0.76
昭和 66 年	4 月 - 6 月			0.19	0.43	0.62
	7 月 - 9 月			0.22	0.46	0.64
昭和 67 年	10 月 - 12 月			0.26	0.48	0.66
	1 月 - 3 月			0.30	0.51	0.76
昭和 68 年	4 月 - 6 月			0.19	0.43	0.62
	7 月 - 9 月			0.22	0.46	0.64
昭和 69 年	10 月 - 12 月			0.26	0.48	0.66
	1 月 - 3 月			0.30	0.51	0.76
昭和 70 年	4 月 - 6 月			0.19	0.43	0.62
	7 月 - 9 月			0.22	0.46	0.64
昭和 71 年	10 月 - 12 月			0.26	0.48	0.66
	1 月 - 3 月			0.30	0.51	0.76
昭和 72 年	4 月 - 6 月			0.19	0.43	0.62
	7 月 - 9 月			0.22	0.46	0.64
昭和 73 年	10 月 - 12 月			0.26	0.48	0.66
	1 月 - 3 月			0.30	0.51	0.76
昭和 74 年	4 月 - 6 月			0.19	0.43	0.62
	7 月 - 9 月			0.22	0.46	0.64
昭和 75 年	10 月 - 12 月			0.26	0.48	0.66
	1 月 - 3 月			0.30	0.51	0.76
昭和 76 年	4 月 - 6 月			0.19	0.43	0.62
	7 月 - 9 月			0.22	0.46	0.64
昭和 77 年	10 月 - 12 月			0.26	0.48	0.66
	1 月 - 3 月			0.30	0.51	0.76
昭和 78 年	4 月 - 6 月			0.19	0.43	0.62
	7 月 - 9 月			0.22	0.46	0.64
昭和 79 年	10 月 - 12 月			0.26	0.48	0.66
	1 月 - 3 月			0.30	0.51	0.76
昭和 80 年	4 月 - 6 月			0.19	0.43	0.62
	7 月 - 9 月			0.22	0.46	0.64
昭和 81 年	10 月 - 12 月			0.26	0.48	0.66
	1 月 - 3 月			0.30	0.51	0.76
昭和 82 年	4 月 - 6 月			0.19	0.43	0.62
	7 月 - 9 月			0.22	0.46	0.64
昭和 83 年	10 月 - 12 月			0.26	0.48	0.66
	1 月 - 3 月			0.30	0.51	0.76
昭和 84 年	4 月 - 6 月			0.19	0.43	0.62
	7 月 - 9 月			0.22	0.46	0.64
昭和 85 年	10 月 - 12 月			0.26	0.48	0.66
	1 月 - 3 月			0.30	0.51	0.76
昭和 86 年	4 月 - 6 月			0.19	0.43	0.62
	7 月 - 9 月			0.22	0.46	0.64
昭和 87 年	10 月 - 12 月			0.26	0.48	0.66
	1 月 - 3 月			0.30	0.51	0.76
昭和 88 年	4 月 - 6 月			0.19	0.43	0.62
	7 月 - 9 月			0.22	0.46	0.64
昭和 89 年	10 月 - 12 月			0.26	0.48	0.66
	1 月 - 3 月			0.30	0.51	0.76
昭和 90 年	4 月 - 6 月			0.19	0.43	0.62
	7 月 - 9 月			0.22	0.46	0.64
昭和 91 年	10 月 - 12 月			0.26	0.48	0.66
	1 月 - 3 月			0.30	0.51	0.76
昭和 92 年	4 月 - 6 月			0.19	0.43	0.62
	7 月 - 9 月			0.22	0.46	0.64
昭和 93 年	10 月 - 12 月			0.26	0.48	0.66
	1 月 - 3 月			0.30	0.51	0.76
昭和 94 年	4 月 - 6 月			0.19	0.43	0.62

## 附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十二年一月一日から適用する。

2 第八条第二項に規定する相続人が同項の規定により昭和三十二年八月三十一日までに再評価法第四十六条第一項（個人の減価償却資産の再評価の申告）の規定による申告書を提出しなければならない場合において、当該相続人が所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第二十九条第一項若しくは第三項（死亡の場合の申告）又は相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十七条第一項（相続税の中告書）の規定により提出すべき申告書の提出期限が同日前であるときは、その提出期限は、これらの所得税法又は相続税法の規定にかかるわらず、同日までとする。

3 所得税法の一部を次のように改正する。

第十条の四第二項第二号中「再評価額（再評価を二回行つたときは、二回目の再評価額）」を「再評価額（再評価を二回以上行つたときは、最終の回の再評価額）」に改める。

4 資産再評価法の一部を次のよう改正する。

第一百二十二条第一項中「この法律の施行」を「再評価税に関する調査その他この法律の施行」に改めうるに改正する。

5 企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を次のよう改正する。

第三十五条第一項中「五百万円」

を「千万円」に、「合計額を附記」を「合計額・最低限度以上の再評価を行わなかつた会社で中小企業の資産再評価の特例に関する法律（昭

和三十二年法律第三号）第三条の規定に基いて再評価を行つたものにあつては、これらの合計額に代え、同条の規定に基く再評価を行つた旨並びに当該再評価を行つた日ににおける減価償却資産の再評価後簿価総額及び再評価限度額の合計額」を附記に改める。

国際学会等への加入に伴う分担金の債務負担に関する法律案

1 国際学会等への加入に伴う分担金の債務負担に関する法律

政府は、国際学会その他これに類する国際団体に加入する場合において、その規約が当該団体に入する年度以降一定の年度間において当該団体の定めることとなる当該団体の経費の額をその構成員において分担すべきことを規定するものであつて、加入の際その分担すべき金額が定められていないときは、その規約に従い、当該団体に加入することにより、当該団体が定めることとなる当該団体の経費の分担金に係る債務を負担することができる。

2 前項に規定する債務を負担することとなる同項の団体への加入について、あらかじめ、閣議の決定を経なければならない。

## 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和三十二年三月九日印刷

昭和三十二年三月十一日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局